

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 山口県石油コンビナート等現地防災本部

防災本部の本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特別の必要があると認めたときは、本節第 2 項の場所に、現地防災本部を設置し、当該特別防災区域において緊急に統一的な防災活動を実施するものとする。

第 1 項 現地本部の基準

現地本部の設置及び廃止の基準はおおむね次に該当する場合とする。

1 設置の基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急にかつ統一的な防災活動を実施するため、特別の必要があるとき。

2 廃止の基準

災害防御活動が完了し、又はおおむね完了の見込みがついたとき。

3 設置及び廃止の手続き

- (1) 防災本部長は、現地本部を設置するときは災害の事象に応じ、市長、消防長又は海上保安部長の意見を聞くものとする。
- (2) 防災本部長は、現地本部を廃止するときは現地本部長の意見を聞くものとする。

第 2 項 現地本部の設置場所

1 設置場所

特 別 防 災 区 域 名		設 置 の 住 所	設 置 場 所
周 南 地 区		周南市岐山通 1－1	周南市役所 庁議室
宇部・小野田 地 区	宇 部 市	宇部市常盤町 1－7－1	宇部市役所 防災情報センター（3 階）
	山陽小野田市	山陽小野田市日の出 1－1－1	山陽小野田市役所 大会議室（3 階）
六 連 島 地 区		下関市南部町 1－1	下関市役所 本庁舎西棟 大会議室（5 階）

2 本部室

現地本部が設置されたとき、すみやかにかつ、円滑な運営をするため、現地本部に次の物品を備え付けるものとする。

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 机 | (6) 電 話 |
| (2) 椅 子 | (7) テレビ・ラジオ |
| (3) 黒 板 | (8) 企業配置図 |
| (4) 現地本部標示板 | (9) 製造工程図 |
| (5) 腕 章 | (10) その他応急対策に必要な物品等 |

第3項 組 織

1 現地本部長及び現地本部員

- (1) 防災本部長は各地区特別防災区域ごとに次の者を現地本部長及び現地本部員としてあらかじめ指名しておく。
ただし、防災本部長は、災害の形態及び被害の範囲により、その都度必要に応じて、次の者以外の現地本部員を追加指名するものとする。
- (2) 現地本部員は代理出席を認める。

〔周南地区特別防災区域〕

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
周 南 市 長	中国四国産業保安監督部長 徳山海上保安部長 山口労働局長 中国経済産業局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 周南市消防本部消防長 周南地区コンピナート保安防災協議会長

〔宇部・小野田地区特別防災区域〕

- (1) 宇部市で災害が発生した場合

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
宇 部 市 長	中国四国産業保安監督部長 門司海上保安部長 山口労働局長 中国経済産業局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 宇部・山陽小野田消防局消防長 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会長

- (2) 山陽小野田市で災害が発生した場合

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
山 陽 小 野 田 市 長	中国四国産業保安監督部長 門司海上保安部長 山口労働局長 中国経済産業局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 宇部・山陽小野田消防局消防長 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会長

〔六連島地区特別防災区域〕

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
下 関 市 長	中国四国産業保安監督部長 門司海上保安部長 山口労働局長 中国経済産業局長 山口県警察本部長 山口県総務部長 山口県環境生活部長 山口県健康福祉部長 下関市消防局長 六連島地区・弟子待区域保安防災協議会長

2 事務局

- (1) 現地本部の運営を円滑にするため、事務局を設け、現地本部の庶務を行う。
- (2) 事務局に事務局長 1 名と事務局員若干名を置く。
- (3) 事務局長は次の者を充て、事務局員は事務局長の所属する課及び消防本部の職員とする。

特 別 防 災 区 域 名		事 務 局 長
周 南 地 区		周南市防災危機管理課長
宇部・小野田 地 区	宇 部 市	宇部市防災危機管理課長
	山陽小野田市	山陽小野田市総務課長
六 連 島 地 区		下関市防災危機管理課長

3 連絡員及び派遣者

(1) 連絡員

ア 現地本部員は現地本部員の業務を補佐させるため、自機関の職員のうちから連絡員を選出し、現地本部に同行させることができる。

イ 連絡員は、災害の情報及び自機関のとっている措置等について把握し、その内容を自機関の現地本部員並びに事務局に対し報告すること。

また、必要に応じて、当該内容を現地連絡室に派遣した職員に連絡し、情報の共有を行うこと。

ウ 連絡員は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自機関及び現地連絡室に派遣した職員（不在の場合は、第 3 章第 8 節第 1 項 2 情報収集要領に定める情報提供責任者）に連絡すること。

エ 連絡員は、現地本部員の諸指示項目について連絡すること。

(2) 派遣者

ア 災害発生特定事業所の災害状況及び各施設についての説明のため、災害発生特定事業所から派遣者を現地本部に出席させること。

イ 派遣者は、現地本部に対し災害状況を報告し、現地本部の質問事項に答えること。

ウ 派遣者は、現地本部の調整事項及び関係機関のとっている措置等を自特定事業所に連絡すること。

エ 特定事業所は、現地本部が設置された時、すみやかに派遣者を派遣させるため、あらかじめ指名しておくこと。

第4項 所掌事務

- 1 災害状況の把握をすること。
- 2 関係機関等の活動状況の把握をすること。
- 3 関係機関等が実施する災害応急対策に係る連絡及び調整をすること。
- 4 調整事項を災害応急対策を実施する現地活動関係部隊に対し、連絡すること。
- 5 1～3について防災本部に逐次報告すること。
- 6 必要のある場合は記者発表を行うこと。
- 7 その他防災本部が指示したことを実施すること。

第5項 現地本部長及び現地本部員の処理事務

現地本部長及び現地本部員は主として次の事務又は業務を処理し、総合的な災害応急対策の実効を期するよう努める。

- 1 現地本部長
 - (1) 防災本部長の命令伝達及び現地本部員との総合調整に関すること。
 - (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。
 - (3) 記者発表に関すること。
- 2 中国四国産業保安監督部長
報告の徴収、情報の収集、伝達に関すること。
- 3 海上保安部長
 - (1) 海上災害の災害応急対策に関すること。
 - (2) 防災資機材の調達及び輸送に関すること。
- 4 山口労働局長
労働災害の防止に関すること。
- 5 中国経済産業局長
防災資機材の調達、斡旋に関すること。
- 6 山口県警察本部長
 - (1) 交通規制及び警戒区域に関すること。
 - (2) 地域住民の安全対策に関すること。
 - (3) 被害者の救出、救護に関すること。
- 7 山口県総務部長
 - (1) 防災本部長との連絡調整に関すること。
 - (2) 災害情報及び被害状況のとりまとめに関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- 8 山口県環境生活部長
公害の防止対策に関すること。
- 9 山口県健康福祉部長
 - (1) 救急医療機関の出勤要請その他医師会等との連絡に関すること。
 - (2) 医薬品、衛生材料の確保に関すること。
 - (3) 毒物、劇物による災害の拡大防止に関すること。
- 10 消 防 長
 - (1) 災害の鎮圧及び救急搬送に関すること。
 - (2) 災害警戒区域の設定に関すること。
 - (3) 避難指示及び誘導に関すること。
 - (4) 災害情報等の収集、伝達、広報及び被害調査報告に関すること。
- 11 市長（現地本部員）
 - (1) 消防機関等への応援要請に関すること。
 - (2) 周辺住民への広報に関すること。
- 12 特定事業者
特定事業者等への応援要請に関すること。

第6項 配備要領

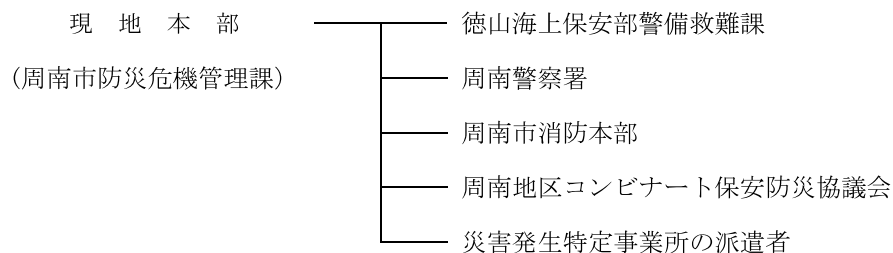
1 連絡方法

防災本部及び現地本部の事務局は、現地本部員及び派遣者に対し、次の系統図により現地本部に配備するよう連絡し、あわせて現地本部の設置日時及び設置場所を通知する。

[全地区特別防災区域共通]

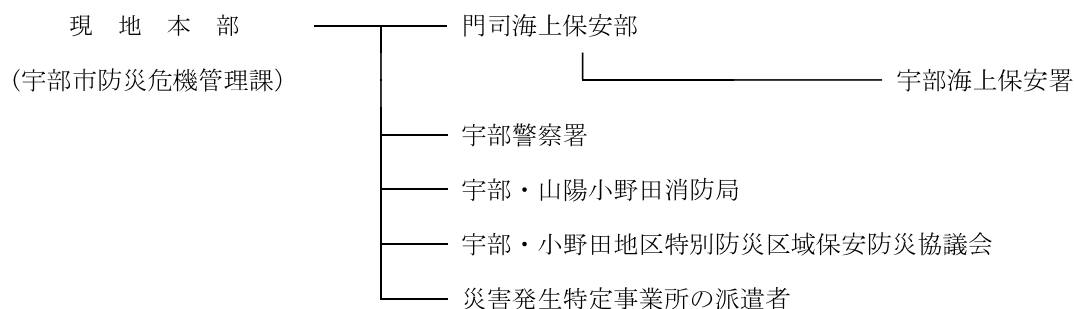


[周南地区特別防災区域]

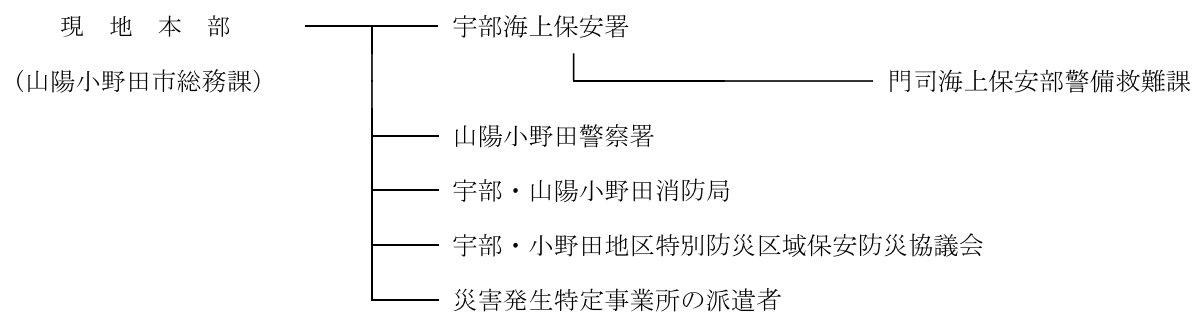


[宇部・小野田地区特別防災区域]

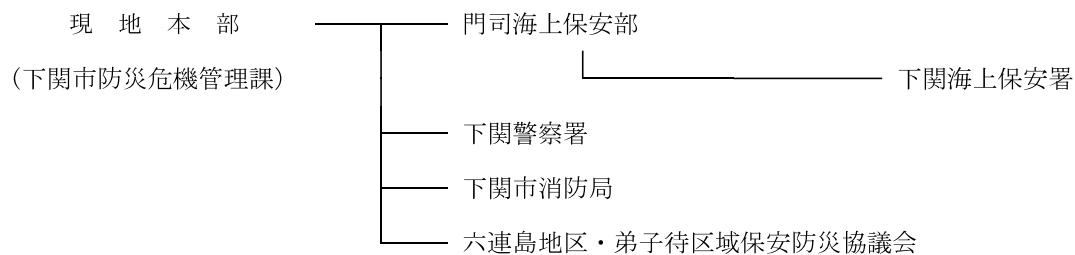
宇部市に災害が発生した場合



山陽小野田市に災害が発生した場合



〔六連島地区特別防災区域〕

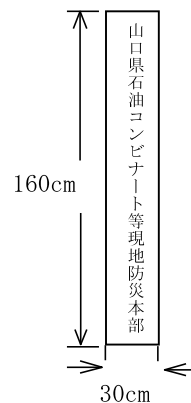


第7項 標 識

現地本部を設置した場合、次の標識等を使用して標示するものとし、標示板は現地本部の設置場所に、腕章は防災本部事務局に配備しておくものとする。

1 標示板

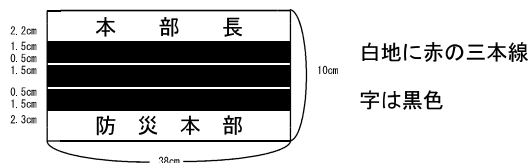
現地本部の標示板は右図のとおりとする。



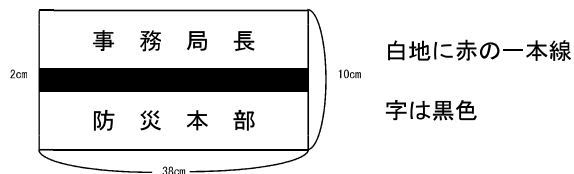
2 腕 章

(1) 防災本部長及び防災本部事務局員が、現地本部等に派遣するときは、次図の腕章を着用するものとする。

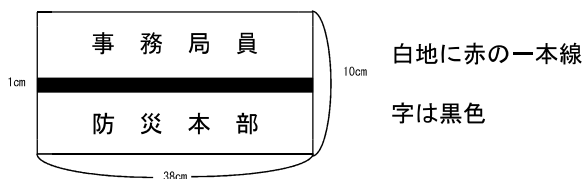
イ 防災本部長



ロ 事務局長

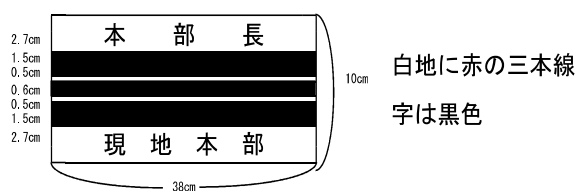


ハ 事務局員

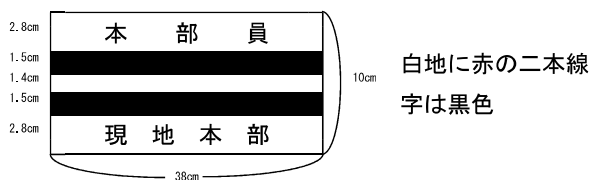


- (2) 現地本部長、現地本部員、事務局長等が現地本部において防災活動に従事するときは、次図の腕章を着用するものとする。

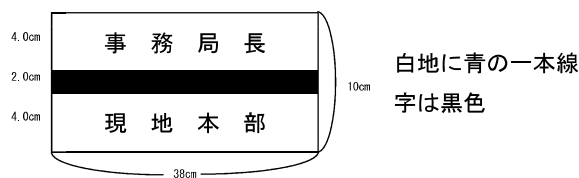
イ 現地本部長



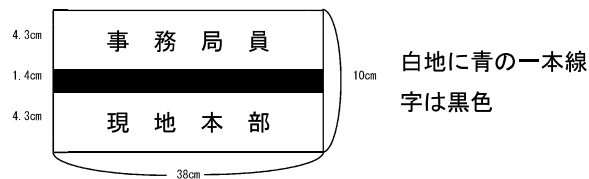
ロ 現地本部員



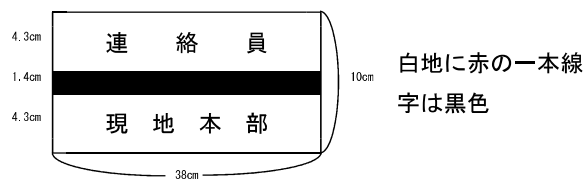
ハ 事務局長



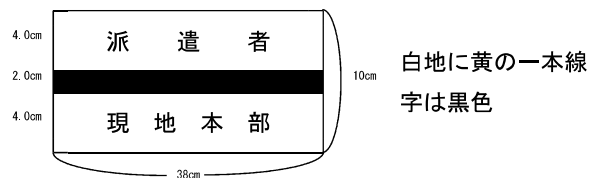
ニ 事務局員



ホ 連絡員



ヘ 派遣者



第2節 災害通報計画

第1項 異常現象の通報

1 防災管理者の通報

防災管理者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは直ちにその旨を消防署に通報しなければならない。

なお、迅速かつ的確な通報が確保されるよう、次の異常現象の範囲について消防本部と協議しておくこととする。

2 異常現象の範囲（昭和59年7月13日消防地第158号、平成24年3月30日消防特第62号一部改正）

異常現象の範囲は次のとおりとする。

(1) 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

(2) 爆 発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの

(3) 漏 洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のもを除く。

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

(4) 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下、「製造等施設設備」という。）の破損、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれのなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

3 消防本部の通報

1により通報を受けた消防長は、災害の状況により次の基準によって種別の判断を行い、関係機関に通報しなければならない。

(1) 第1種通報

特定事業所において、異常現象が発生し、当該特定事業所の自衛防災組織等（共同防災組織を含む）又は所轄消防署の一部の防災力により短時間かつ迅速に応急対策が完了し異常現象がなくなる場合の通報

(2) 第2種通報

第1種通報の基準を超える異常現象が発生し、上記(1)以上の関係機関が応急対策を実施する必要がある場合の通報

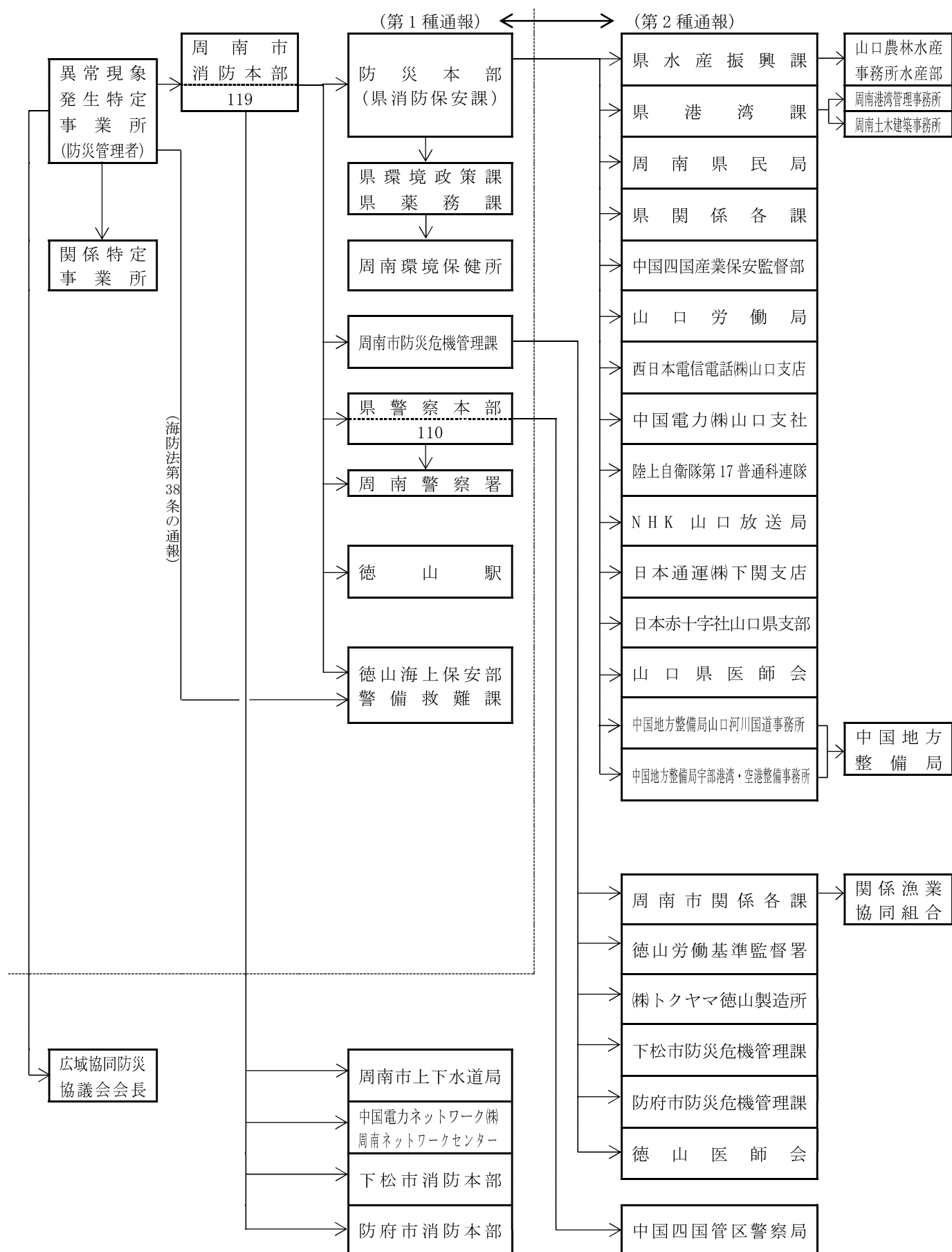
4 関係機関の通報

(1) 消防長から通報を受けた関係機関は、次の通報系統図により遅滞なく情報を通報し、又は相互に情報を交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

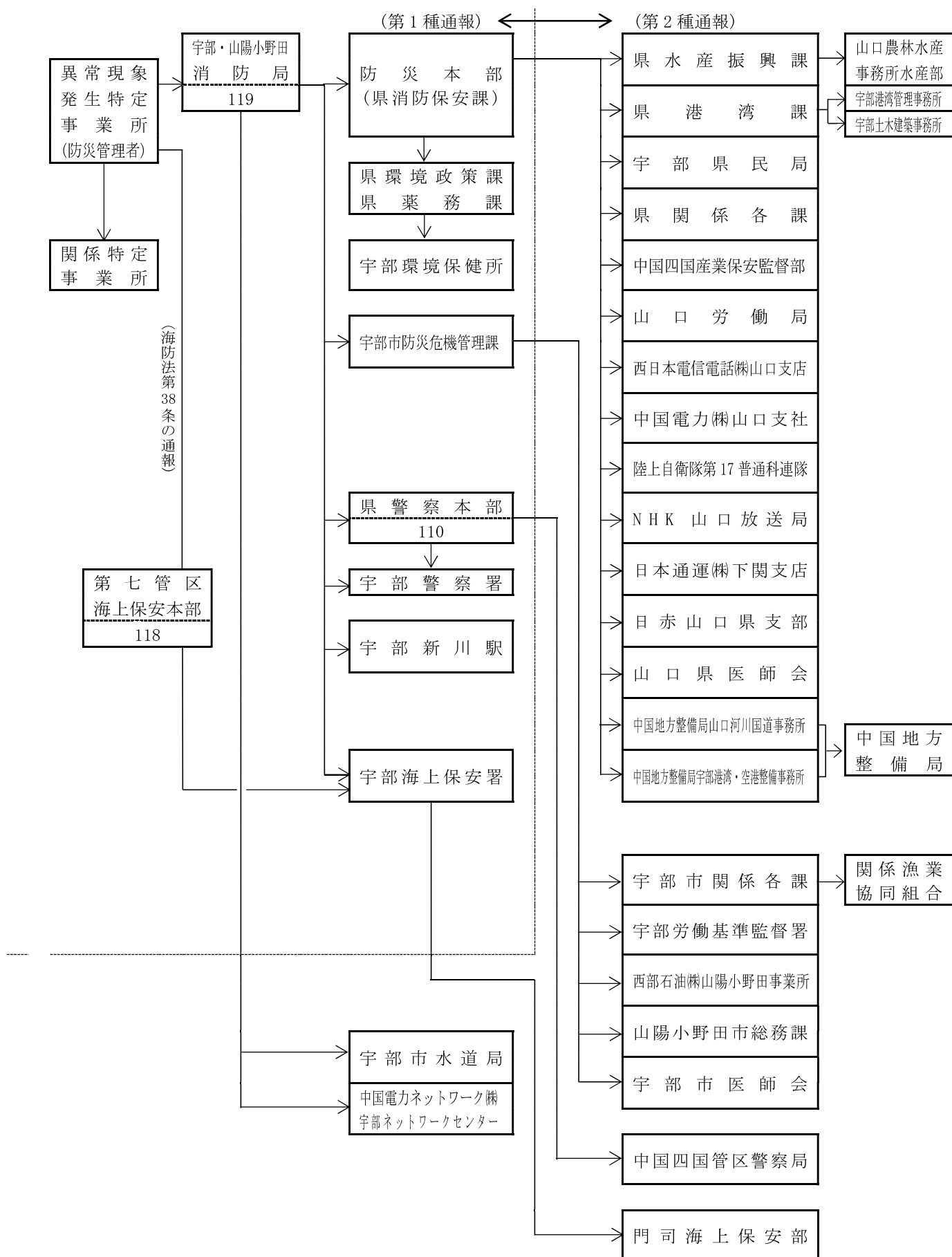
(2) 通報系統図に掲載されていない関係機関への通報

災害の拡大状況等に応じて、通報系統図に記載されていない関係機関へも通報範囲を拡大し、通報するものとする。

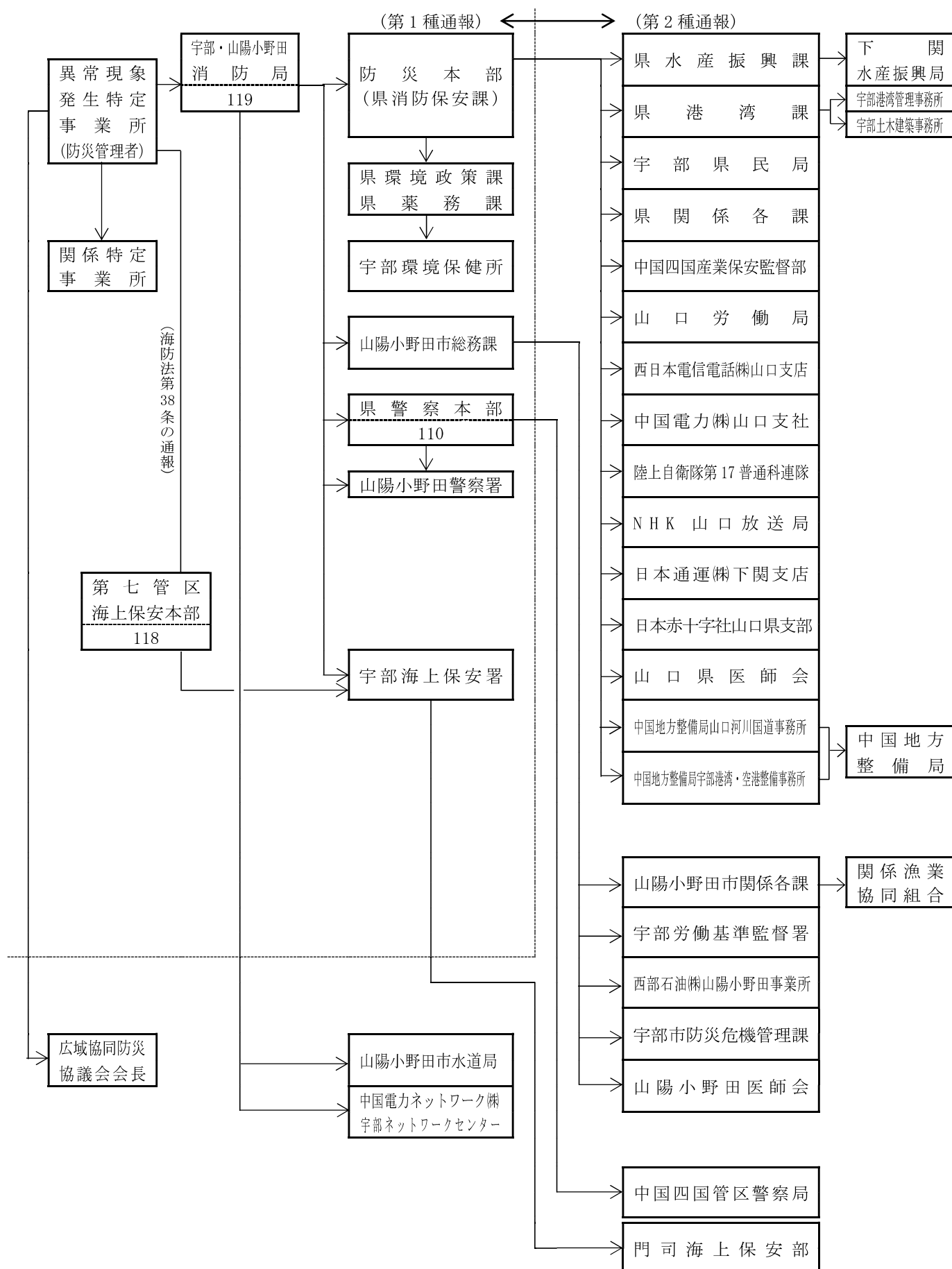
〔周南地区特別防災区域〕



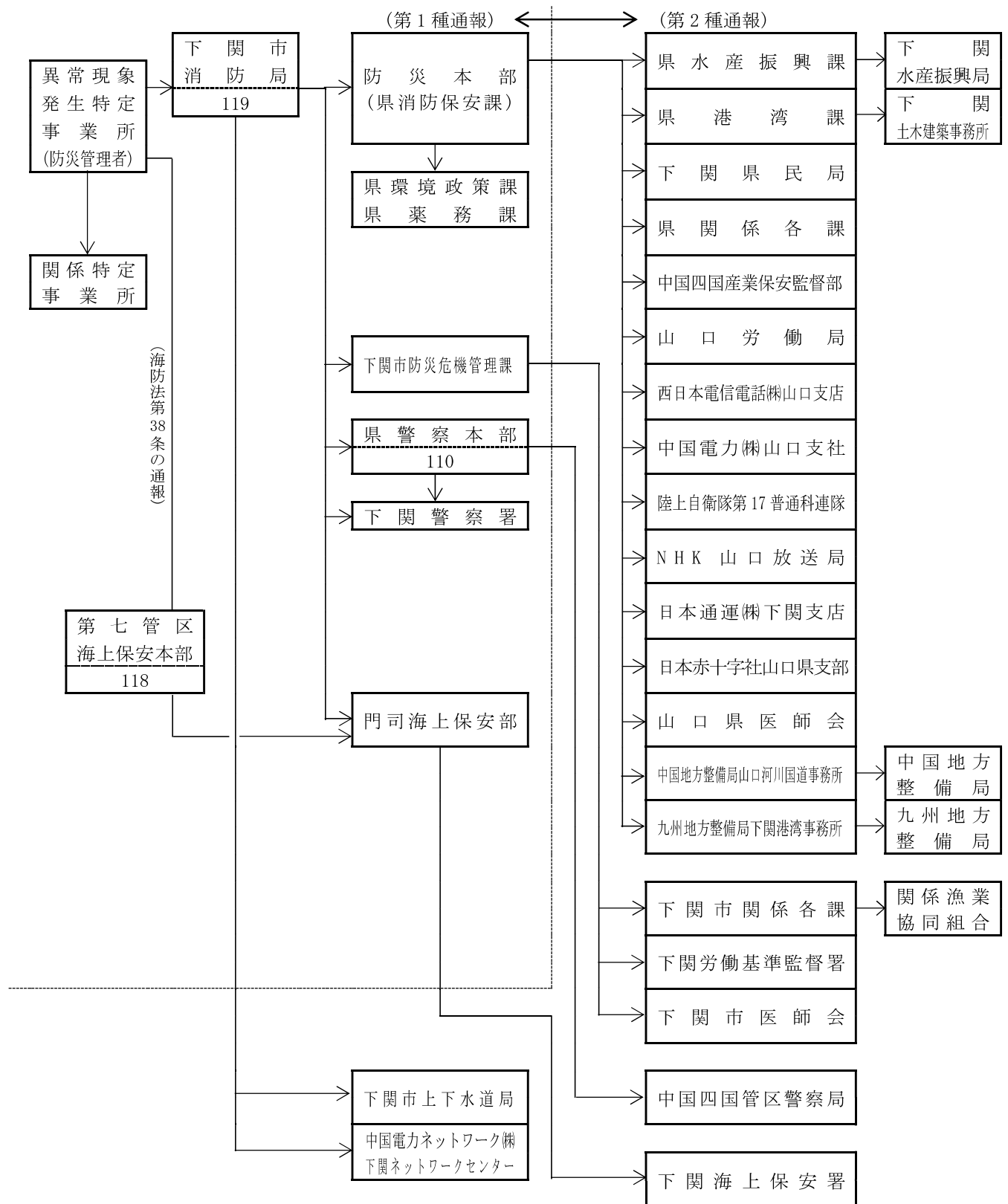
〔宇部・小野田地区特別防災区域〕宇部市に異常現象が発生した場合



〔宇部・小野田地区特別防災区域〕 山陽小野田市に異常現象が発生した場合



〔六連島地区特別防災区域〕



第2項 異常現象の通報内容

1 防災管理者の通報内容

防災管理者から消防署に通報される第1報は判明した範囲において、次の様式に基づいて行うこととし、その後の状況は、逐次報告するものとする。

石油コンビナート等異常現象通報様式					事象番号	報
送 信 日 時	年 月 日 時 分					
送 信 先	県防災本部, 消防, 海保, 警察, 保健所, 市防災, その他 ()					
発 信 者	事業所名				TEL	
	発信者名				FAX	
現 地 連 絡 室	設置場所				TEL	
	連絡室担当者氏名				FAX	
種 別	1 火災 2 爆発 3 漏洩 4 その他 ()					
発 生 場 所		施 設 名		電 子 図 面 座 標		
発 生 日 時	年 月 日 時 分 ・ 確認中					
発 見 日 時	年 月 日 時 分 ・ 確認中					
鎮火・ 処理完了	日 時	年 月 日 時 分 ・ 対応中 (対応状況・被害状況を記載)				
	措置状況					
対 応 状 況	活 動 機 関	自衛防災組織・公設消防・海上保安部・その他 ()				
	警 戒 区 域 設 定 状 況	警戒区域・消防警戒区域・火災警戒区域・その他 ()				
	活 動 状 況	消火活動中・警戒体制・拡散防止措置中・漏洩停止操作中・その他 ()				
	施設運転状況	運転中・緊急停止中・停止中 (停止完了含む) ・その他 ()				
被 害 状 況	物 質 名					
	性 状	可燃性・水溶性・毒性・その他 ()				
	現 状	拡大中・制御中・鎮圧中・終息・確認中・その他 ()				
	範 囲	事業所外 (陸上・海上) ・施設外・施設内・確認中・その他 ()				
	避難等要否	必要・不要・確認中・その他 () ※必要な場合 (風向・風速等)				
	死 傷 者 等	有 (死者 人, 負傷者 人) ・ 行方不明 (人) ・ 確認中 ・ 無				

以下は、状況が判明次第記入すること。

異常現象の概要		
参 考 事 項	物 質 区 分	危険物・指定可燃物・高圧ガス・可燃性ガス・毒劇物・その他 ()
	施 設 区 分	危険物施設・高圧混在施設・高圧ガス施設・その他 ()
	施 設 概 要	
	そ の 他	

備考1：空欄及びその他の()内は記入し、各項目は○で囲むこと。状況に応じて、修正して差し支えない。

2：被害状況の欄には、流出する化学物質又は流出するおそれのある化学物質について記載すること。複数ある場合は、別紙を利用すること。

注 意：第1報については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して通報すること。
確認がとれてない事項は、その旨記載して通報すれば足りること。

2 消防長の通報内容

消防長から関係機関に通報される内容は、次の第3項2災害即報で示す即報様式の内容に準じて判明したものから逐次行うものとする。

第3項 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに、防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するものとする。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策上必要な情報（プラントの温度や圧力（通常時、発災時）、周辺施設の状況、消防活動上必要な配慮事項（可燃性の有無、毒劇物・放射性物質等の別、注水の可否等））
- (3) 災害応急措置の実施状況
- (4) 今後予想される災害の態様（災害の拡大・収束の段階及び状況、有害物質の漏洩や飛散物等による外部への影響の有無等）
- (5) 今後必要とされる措置
- (6) 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- (7) その他必要な事項

2 災 害 即 報

関係消防本部は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第一報を防災本部を通じて消防庁に報告するものとし、以後、次の即報様式〔第2号様式（特定の事故）〕に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。

なお、火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（次の(2)「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、関係消防本部は第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、関係消防本部は第一報の報告後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

(1) 即 報 基 準

ア 一 般 基 準

原則として次のような人的被害を生じた事故

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

イ 個 別 基 準

一般基準に該当しないものにあっても、次に基準に該当するもの

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急処置を必要とするもの
- 3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの)

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 直接即報基準

ア 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

イ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏洩で応急措置を必要とするもの

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故
- }

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)		
			重 症	人 (人)		
			中 等 症	人 (人)		
			軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
		事業所	自衛防災組織	人		
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
		消 防 本 部 (署)	台 人			
		消 防 団	台 人			
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人			
		海 上 保 安 庁	人			
		警 戒 区 域 の 設 定	月 日 時 分	自 衛 隊	人	
		使用停止命令	月 日 時 分	そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

3 記 入 要 領

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品目について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、様態、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他の事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）・自衛隊の派遣要請、出動状況。

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内の避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

4 災 害 報 告

(1) 消防本部（月報）

関係消防本部は、原則、事故発生月の翌月 10 日までに、消防庁が開発した「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム（以下「事故報告システム」という。）」

により、その概要を登録する。（入力要領等については、事故報告システム参照）

(2) 特定事業者

災害が発生した特定事業者は、その概要を、次の項目（災害状況等の報告項目）により、遅延なく防災本部に報告するものとする。

災害状況等の報告項目

- 1 事業所名及び所在地
- 2 発生場所
- 3 発生日時
- 4 発見日時
- 5 発生時の運転・作業状況
- 6 事故の経緯
- 7 人的被害及び物的被害
- 8 原因
- 9 今後の対策

各報告項目の記載要領

- 1 事業所名及び所在地
事故に係る特定事業所の名称及び所在地を記入する。
- 2 発生場所
事故に係る施設、装置等の名称を記載する。
- 3 発生日時
事故が発生した日時（推定を含む）を記載する。
- 4 発見日時
事故を発見した日時を記載する。
- 5 事故の運転・作業状況
事故に係る施設、設備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況及び荷揚（積）作業中、サンプリング中、給油中、焼入作業中、溶接・溶断中等の作業状況により分類し記載する。
(例) 「〇〇年〇〇月に設置した直径〇〇m、容量〇〇kL のコーンルーフタンクに〇〇を〇〇kL 貯蔵・保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」
- 6 事故の経緯
事故の全体の状況を把握できるように、火災に至る状況、応急措置・防災活動の状況、被災状況等を記載する。
(例) 「巡回パトロール中の〇〇課員 2 名が〇〇移送配管バルブ部分から〇〇が噴出しているのを発見、直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の〇〇に着火し火災となった。2 名は現場を退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は①上流側のバルブの閉鎖、②化学消防車モニターノズルからの泡放射を行い、火災を鎮圧し、公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した〇〇は約〇〇L で他にバルブ、配管〇〇メートルを焼損した。」
- 7 人的被害及び物的被害
当該事故による死傷者について当事者（防災事業所の従業員をいい、協力事業所、下請等の従業員を含む。）、防災活動従事者（当事者を除く。）及び第三者別の人数、死傷原因、職業又は職名、被災場所、被災時の状況並びに物的被害を記載する。
- 8 原因
事故の主原因を設計不良、製作不良、施工不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の人的原因、

9 今後の対策

(例) 「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者が出る等防災活動に支障を生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にポールを準備することとした。」

なお、異常現象が発生した場合は、第1項から第3項による。

1 通報基準

山口県内に震度4以上が観測又は特別防災区域に津波警報以上が発表された地域があった場合とする。

2 通報系統

(1) 特定事業所

通報基準に該当する地震発生又は津波警報以上が発表後、直ちに防災規程等に定めるところにより所内の点検を実施し、その結果を消防本部に通報するものとする。

(2) 消防本部

各特定事業所からの点検結果をとりまとめ、防災本部に連絡するものとする。

3 通報内容

地震の影響の有無及び概要を速報するとともに、遅延なく次の様式により報告するものとする。

() 消防本部→防災本部

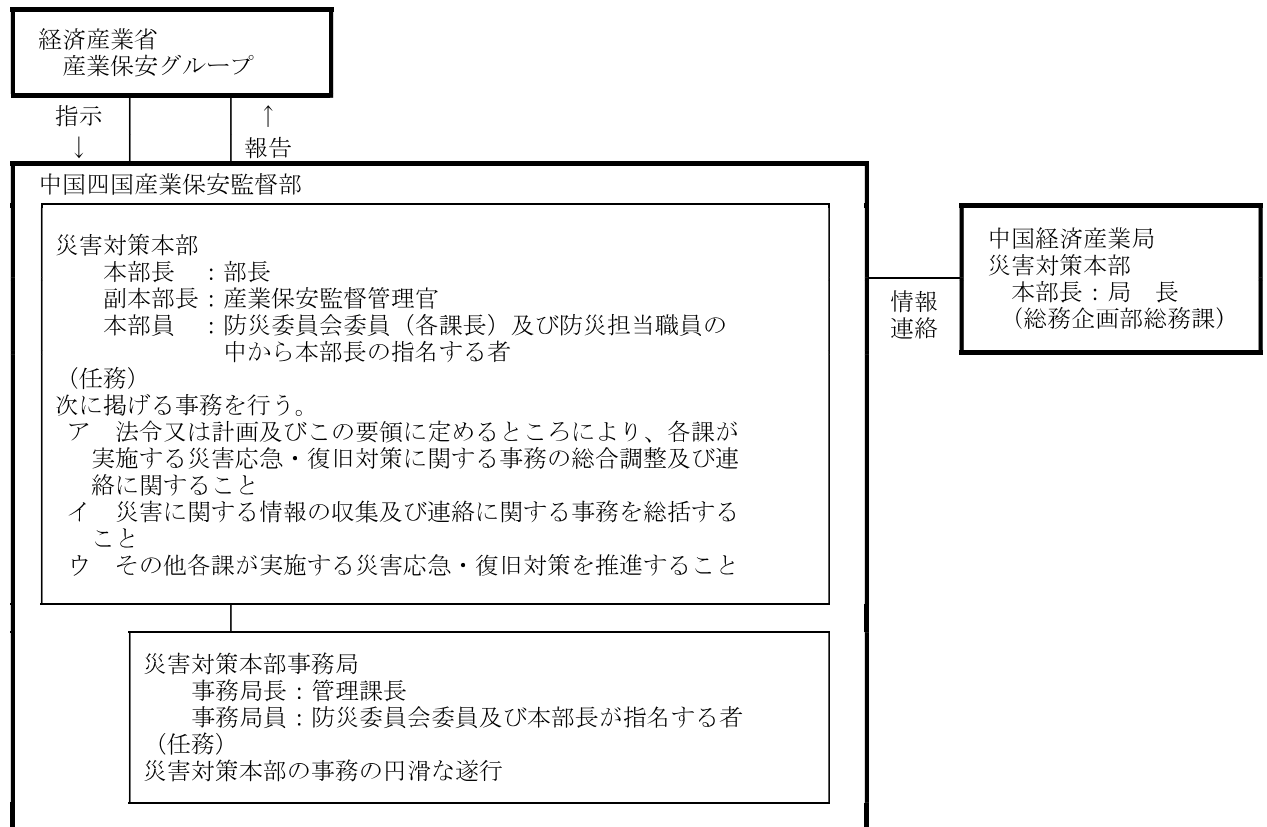
[illegible]

第3節 関係機関の組織動員計画

災害発生時における関係機関の配備体制及び所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

〔中国四国産業保安監督部〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害対策を円滑に実施するため、その所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害対策本部を設置する。



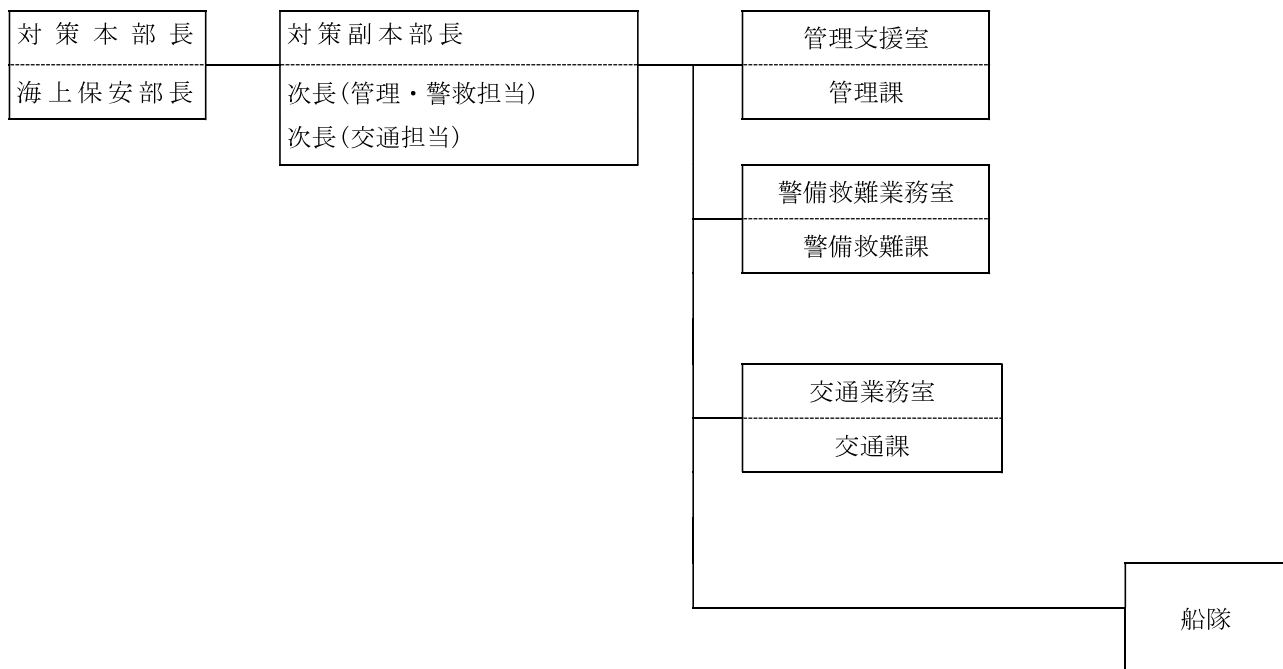
防災に関する事務の分掌（災害一般）

事項		担当課室
災害対策業務体制整備	本部体制	管理
防災業務検討体制	防災委員会	管理
情報連絡体制	部内各課間 自治体 関係省庁地方支部局 民間事業者等 対外広報	管理 関係各課、管理 関係各課、管理 関係各課 関係各課、管理
ライフライン	電力 都市ガス L P ガス 熱供給	電力安全 保安 保安 保安
産業保安	高圧ガス 石油コンビナート 火薬類 鉱山	保安 保安 保安 鉱山保安、鉱害防止
被災産業調査・支援	全体調整 個別対応	管理 関係各課
企業防災対策	全体調整 個別対応	管理 関係各課
防災訓練		管理

〔海上保安部〕

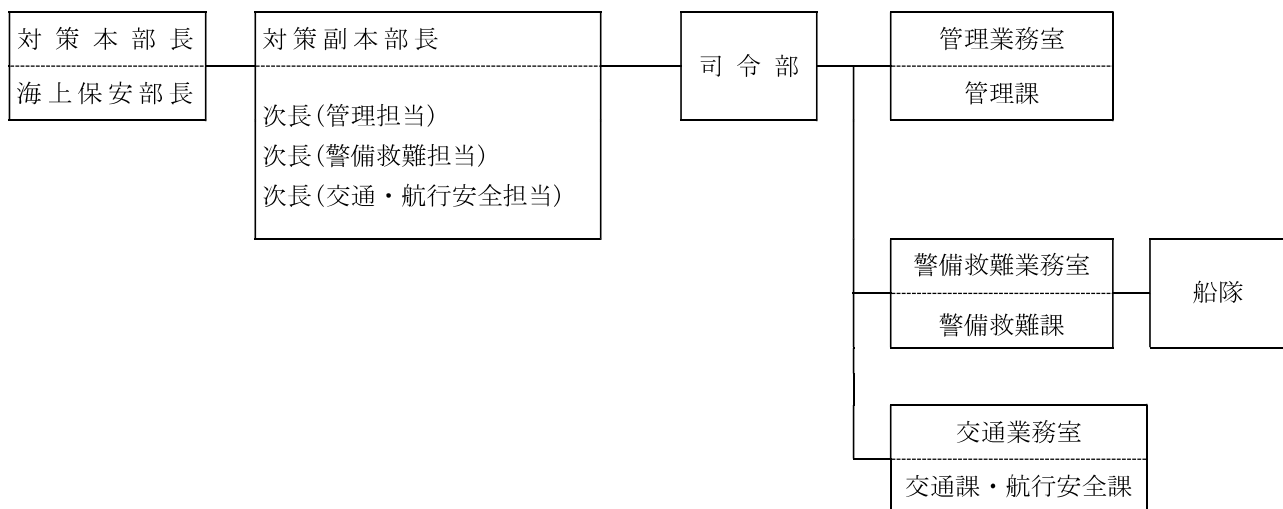
1 徳山海上保安部

職員の非常呼集を行い、下表のとおり対策本部を設置する。



2 門司海上保安部

職員の非常呼集を行い、下表のとおり対策本部を設置する。



3 対策本部措置事項

(1) 徳山海上保安部

管 理 支 援 室	1 各室員の支援に関すること。 2 各室員の健康管理その他福祉に関すること。 3 庁舎の被害状況調査に関すること。 4 対策本部の設営・施設等の復旧に関すること。 5 業務室物品の調達・補給に関すること。 6 船艇、車両の燃料、食料、清水等の補給に関すること。 7 活動記録に関すること。 8 広報に関すること。
警 備 救 難 業 務 室	1 管内の被害状況の調査、情報収集に関すること。 2 被災者に対する救助・援助に関すること。 3 所属船艇の運用に関すること。 4 通信の運用に関すること。 5 治安の維持に関すること。 6 県・市・町災害対策本部の業務援助に関すること。
交 通 業 務 室	1 航路標識の被害状況の調査、情報収集に関すること。 2 航路標識の復旧に関すること。 3 灯台見回り船の運用に関すること。 4 船舶交通の安全に関すること。

(2) 門司海上保安部

司 令 部	1 重要事項の各班への指示 2 各班対応状況の把握 等
管 理 業 務 室	1 所管施設・船舶の被害調査 2 広報対応 3 関係機関との連絡調整 等
警 備 救 難 業 務 室	1 海難救助 2 管内被害状況調査 3 流出油等の防除措置 4 船艇への指示 5 船艇の運用調整 6 関係機関との連絡調整 等
交 通 業 務 室	1 船舶交通の安全対策に係る各種措置 2 航行警報等の情報発信 3 航路標識の被害状況調査 4 関係機関との連絡調整 等

[山口労働局]

重大な災害事故が発生した場合、災害対策本部（局に「局本部」、所轄労働基準監督署に「現地本部」）を設置し対処する。災害対策本部の構成等は次のとおり。

局本部の構成及び業務分担

局 本 部 長	所 掌	
局 長	1 総指揮 2 石油コンビナート等防災本部本部員・同現地本部員（注）	
局 副 本 部 長	所 掌	
労働基準部長	1 局本部長補佐 2 局本部長不在時の代理	
	本 部 員	所 掌 事 務
	監 督 課 長	1 報道機関への対応（責任者） 2 現地本部との連絡調整 3 法令違反の検討
	健康安全課長	1 災害事故発生状況等の把握及びこれに伴う現地本部との連絡調整 2 災害原因究明等に関する現地本部との連絡調整 3 石油コンビナート等防災本部現地本部員代理（注） 4 災害情報の本省報告
	労災補償課長	1 労災補償対策 2 事務局長補佐
	雇用環境・均等室長	1 報道機関への対応（副責任者）
	賃 金 室 長	1 局本部長特命事項
	事 務 局 長	所 掌 事 務
総 務 課 長	1 本部の庶務の統括に関すること 2 災害対策の予算に関すること 3 特別業務体制確立のための人、物、場所等の手配に関すること	

（注）現地本部員は山口県石油コンビナート等防災計画又は岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画（岩国市及び和木町内における災害事故に限る）に基づく現地本部が設置された場合。

現地本部の構成及び業務分担

現地本部長		所 掌	
所 轄 署 長		1 現地本部の統括	

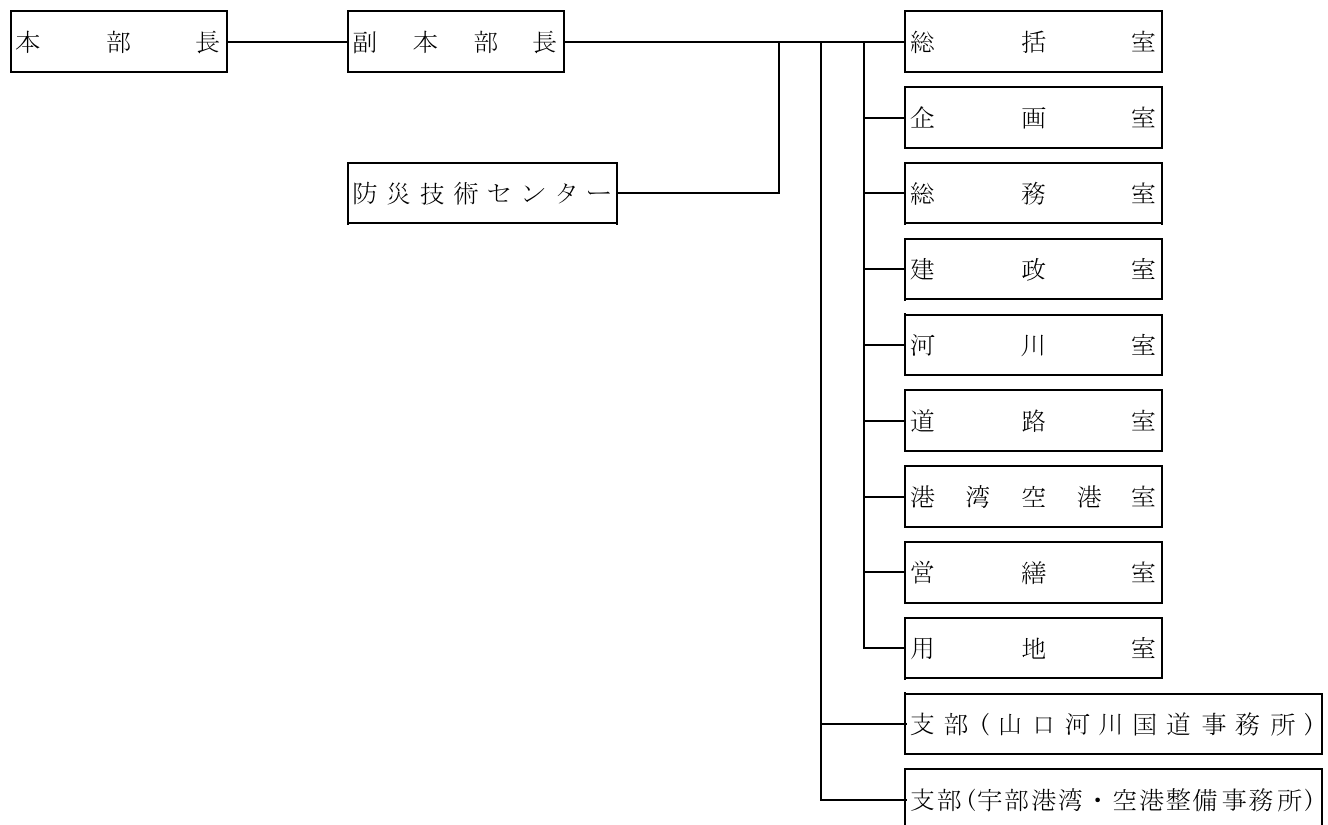
現場指揮責任者		所 掌	
業務担当 監察監督官		1 災害調査及び司法捜査全体の指揮	災害調査班
		2 関係者及び現地本部員の安全確保	
		3 現地本部長補佐	

班 長		班 員	
産業安全専門官（又は労働衛生専門官）又は所轄署安全衛生主務課長		所轄署安全衛生担当職員、応援職員等	
所轄署副署長又は監督主務課長		所轄署司法業務担当職員、応援職員等	
所 轄 署 労 災 課 長		所轄署労災補償担当職員、応援職員等	

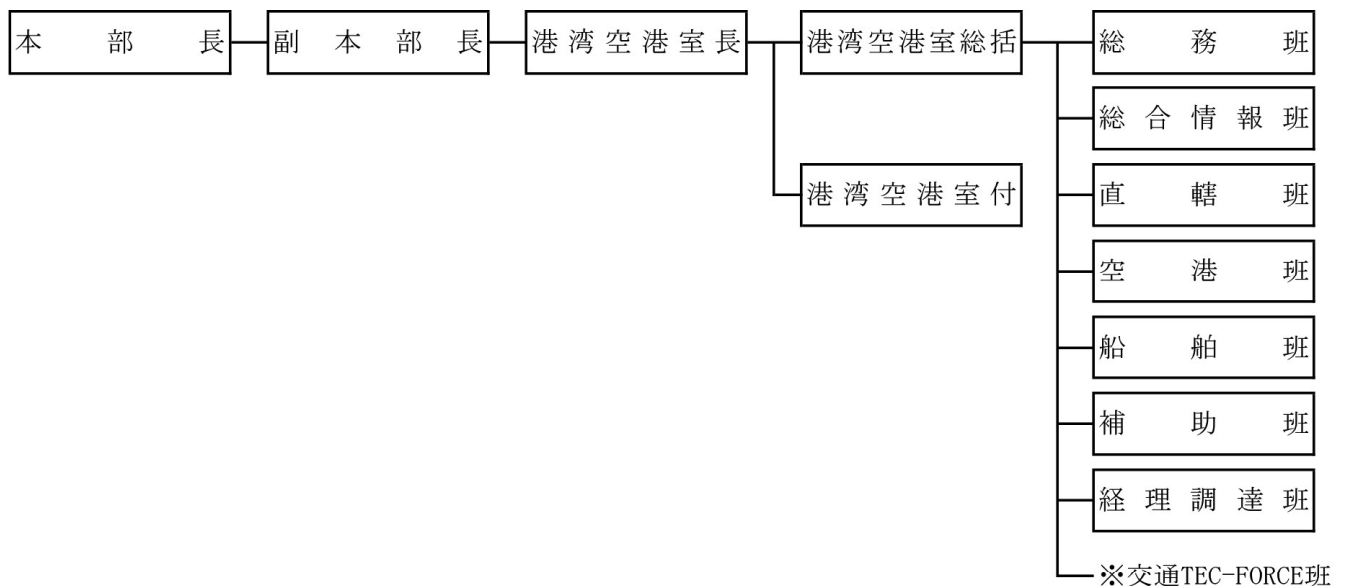
管理担当 監察監督官		所 掌	
		1 局本部との連絡調整統括	
		2 報道機関等との対応（原則として報道機関への発表等は局本部に一元化する。）	

〔中国地方整備局〕

災害発生のある恐れがある場合及び災害が発生した場合、防災体制をとる。



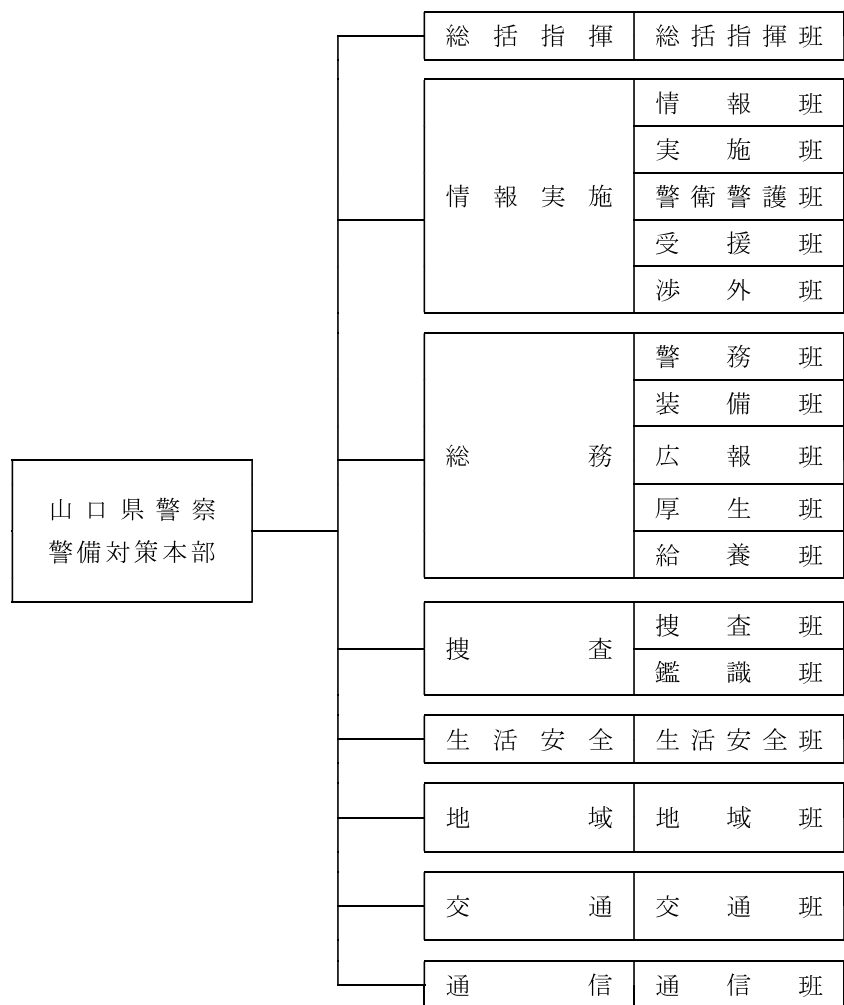
〔九州地方整備局〕 (港湾空港部)



※非常体制発令中で甚大な被害が想定される事象が発生した場合、交通 TEC-FORCE 班を TEC-FORCE 総合指令部に編入するものとする。

〔山口県警察本部〕

大規模な災害が発生した場合は、山口県警察における緊急事態の初動措置に関する要綱による。



〔山口県〕

1 防災体制の種類と基準

種類	一般的基準	配備課
第一 防 災 体 制	(1) 特定事業所に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、当該特定事業所の自衛防災組織等、並びに管轄消防機関、県警察及び海上保安機関等によって災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。 (2) 災害の状況により知事が防災体制を命じたとき。	消 防 保 安 課 環 境 政 策 課 薬 務 課 健康福祉センター 災害の事態に応じ主管部長が配備を命じる課及びその出先機関
第二 防 災 体 制	(1) 災害の規模が大で関係機関等が総合的な応急対策を実施するとき。 (2) 災害の状況により知事が防災体制を命じたとき。	第1次防災体制の配備課に加え、災害の事態に応じ、主管部長が配備を命じる課及びその出先機関

2 配備の要領

ア 勤務時間内外を問わず、消防保安課長が配備課長及び防災本部の幹事となっている課長に対し、防災体制の種類と配備について連絡をする。

なお、出先機関については、当該防災本部の幹事となっている課長が行う。

イ 防災体制が移行もしくは廃止された場合、消防保安課長は幹事となっている課長に対し、防災体制の移行と配備について連絡をする。

なお、出先機関については、アと同様である。

ウ 幹事となっている課長はア、イについて部内の各課及び出先機関に対し連絡をする。

エ 配備職員は配備についたときは、所属課長に報告するとともに、速やかに消防保安課に連絡をする。

オ 各関係課長は配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

3 配備場所

消防保安課とするが、災害の規模、態様等により、知事が必要と認めた場合、災害対策室とする。

なお、出先機関についてはそれぞれの事務所とする。

4 関係各課所の所掌事務

○は幹事課

部局	課 所	所 掌 事 務
総務部	○消 防 保 安 課 防災危機管理課	部内の連絡に関すること。 防災本部の運営に関すること。 現地本部に対する指示、連絡調整に関すること。 各課との連絡調整に関すること。 防災行政無線の管理運営に関すること。 自衛隊の災害派遣に関すること。 災害情報の収集、伝達に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 災害情報のとりまとめに関すること。 消防庁等に対する災害報告のとりまとめに関すること。 政府、国会等の災害視察者に対する措置に関すること。 危険物および高圧ガスの保安対策に関すること。 災害情報に関する庁内放送の実施に関すること。 庁内電話の管理運営に関すること。 災害対策に関する事務で他部に属さない事項。
	学 事 文 書 課	災害関係文書の浄書に関すること。
	財 政 課	災害対策に必要な財政措置に関すること。
	秘 書 課	本部長又は本部長代理の秘書に関すること。 本部長又は本部長代理の行動日程の作成及び関係部への連絡に関すること。 知事の対外事務（電報、書簡等）の総合的処理に関すること。
総合企画部	○政 策 企 画 課 (県 民 局)	部内の連絡に関すること。 政府・国会等への要望に関すること。 地元自治体との連絡・調整に関すること。
	○広 報 広 聴 課	報道機関との連絡等に関すること。 災害情報及び災害対策の発表の調整に関すること。
	東 京 事 務 所	政府、国会等中央関係機関に対する連絡等に関すること。 中央関係方面の情報収集に関すること。
環境生活部	○環 境 政 策 課 (健康福祉センター)	部内の連絡に関すること。 ばい煙、粉じん、特定物質（大気関係）、騒音、振動、悪臭等による公害の防止対策に関すること。 汚水、排水、有害物質（水質関係）、油濁等による公害の防止対策に関すること。
健康福祉部	○厚 政 課 (社会福祉事務所及び健康福祉センター)	部内の連絡に関すること。 日赤救護班等、救助に関する部外機関との連絡に関すること。 被災地における民生安定に関すること。
	医 療 政 策 課 (健康福祉センター)	医療機関との連絡に関すること。 救急医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請その他医師会等との連絡に関すること。 その他応急衛生対策に関すること。
	○薬 務 課 (健康福祉センター)	毒物、劇物による災害の拡大防止に関すること。 医薬品、衛生材料の確保及び配分に関すること。

部局	課 所	所 掌 事 務
産 業 労 働 部	○産 業 政 策 課	部内の連絡に関すること。 火薬類の保安対策に関すること。
農 林 水 産 部	○農林水産政策課	部内の連絡に関すること。 農林水産業関係の被害状況のとりまとめ及び総括に関すること。
	ぶちうまやまぐ ち推進課	農林水産業金融の総括に関すること。
	農 業 振 興 課	農作物被害の防止に関すること。
	農 村 整 備 課 (農林水産事務所農村整備部)	農地農業用施設被害の防止に関すること。 農林水産大臣所管の海岸保全に関すること。
	森 林 企 画 課 (農林水産事務所森林部)	林業施設及び林産物被害の防止に関すること。
	水産振興課 〔農林水産事務所水産部 水産振興局〕	漁船・水産物・水産関係施設の被害の防止に関すること。 災害対策用船舶（取締船・調査船・漁船）の確保及び確保のあっせんに関すること。
	漁港漁場整備課 〔農林水産事務所水産部 水産振興局〕	漁港被害の防止に関すること。 農林水産大臣所管の海岸保全に関すること。
土 木 建 築 部	砂 防 課 (土木建築事務所)	公共土木施設（国土交通省関係）の被害状況のとりまとめに関すること。
	河 川 課 (土木建築事務所)	河川及び海岸の災害対策に関すること。
	○港 湾 課 〔港湾管理事務所 及び土木建築事務所〕	部内の連絡に関すること。 港湾の被害防止に関すること。 港湾の管理、運営に関すること。 海岸の災害対策に関すること。
	道 路 整 備 課 (土木建築事務所)	道路の管理及び交通路線の確保、維持に関すること。
企 業 局	○電 気 工 水 課 〔工業用水道事務所 及び利水事務所〕	部内の連絡に関すること。 工業用水の給水に関すること。
会 計 管 理 局	物 品 管 理 課	緊急輸送車両の確認申請に関すること。
教 育 庁	学校運営・施設整備室	部内の連絡に関すること。 文教関係の被害状況のとりまとめに関すること。 児童生徒の避難措置に関すること。

〔中国経済産業局〕

管轄区域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、局の所掌事務に係る災害応急・復旧対策を総合的に講じる必要があると認めるとき等には、災害の種類及び程度に応じて災害対策本部を設置する。

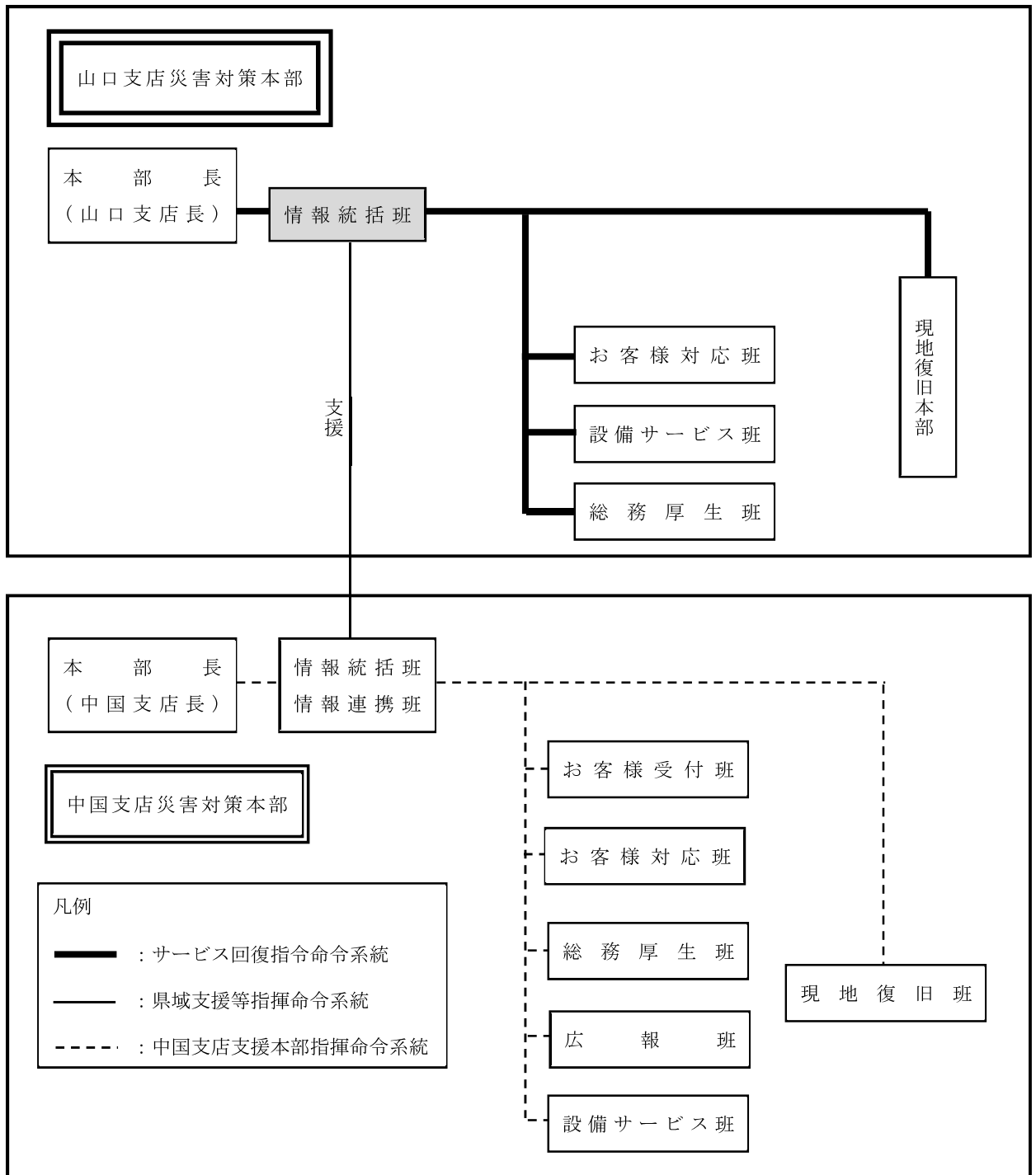
災害対策本部（災害時等必要に応じて設置）	
本部長：	局長
副本部長：	総務企画部長、地域経済部長、産業部長、資源エネルギー環境部長のうちから本部長が指名
本部長：	各部部長、次長、電源開発調整官及び防災委員会委員のうちから本部長が指名
事務局：	防災委員会委員長、副委員長、委員、本部長が指名する者
所掌事務：	ア 法令又は計画等に定めるところにより、各部課が実施する災害応急・復旧対策に関する事務の総合調整及び連絡に関すること イ 災害に関する情報の収集及び連絡に関する事務を総括すること ウ その他各部課が実施する災害応急・復旧対策を推進すること （庶務：総務企画部総務課）

防災委員会（常設）	
委員長：	総務課長
副委員長：	参事官（広報・防災担当）
委員：	総務課、参事官（広報・防災担当）、会計課、企画調査課、地域経済課、産業振興課、資源エネルギー環境課等の職員のうちから、委員長が指名
所掌事務：	ア 要領の作成及び見直し イ 防災訓練の実施等の災害予防対策 ウ 参集基準の作成及び見直し エ 発災時における参集等の初動体制の確立 オ 本省、中国四国産業保安監督部及び他省庁地方支分部局等の防災担当者との連絡調整 カ その他防災の推進に関すること （庶務：総務企画部総務課）

〔西日本電信電話株式会社山口支店〕

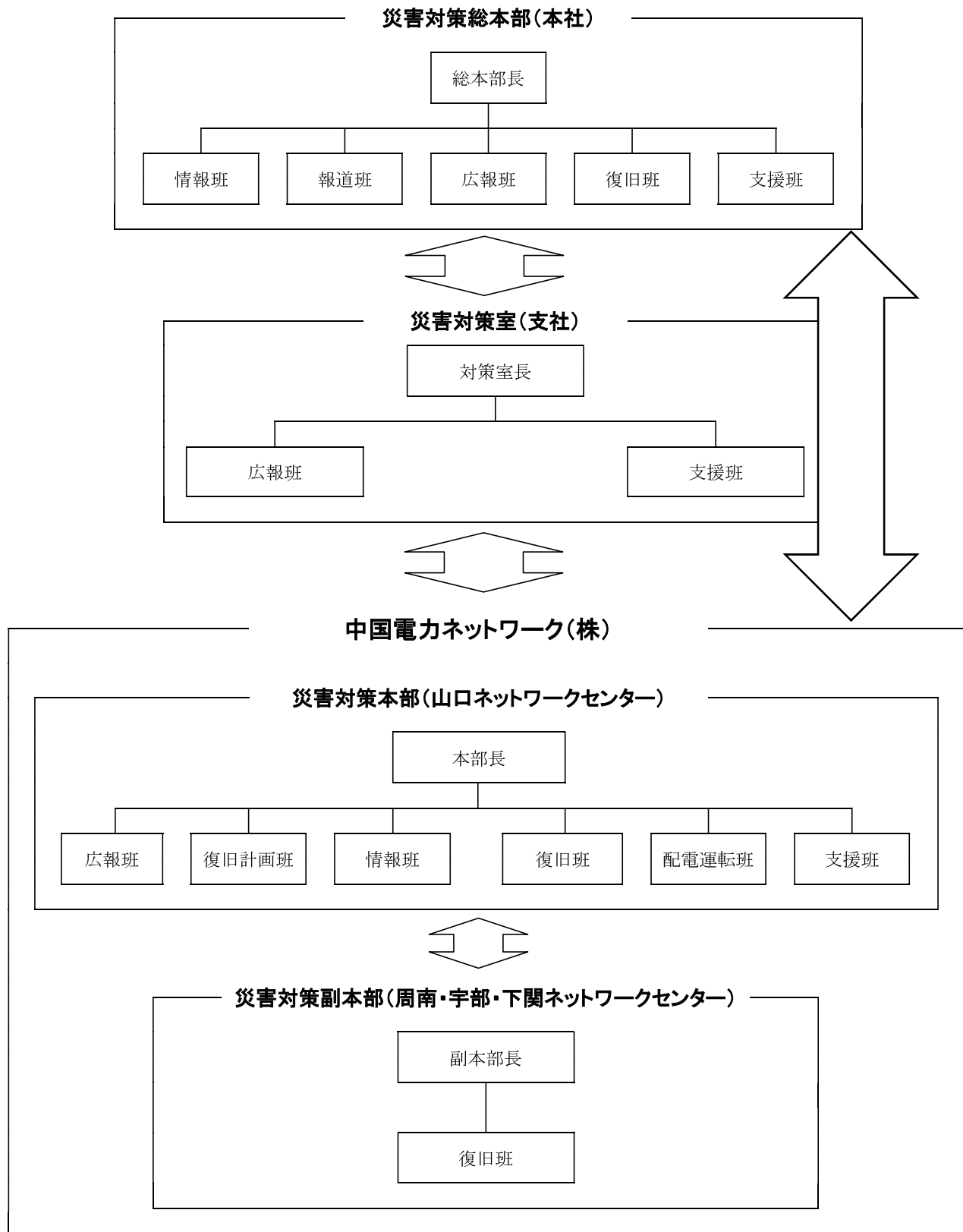
災害発生の場合は、状況に応じて、災害対策本部を設置する。

【西日本電信電話㈱】災害対策本部組織図

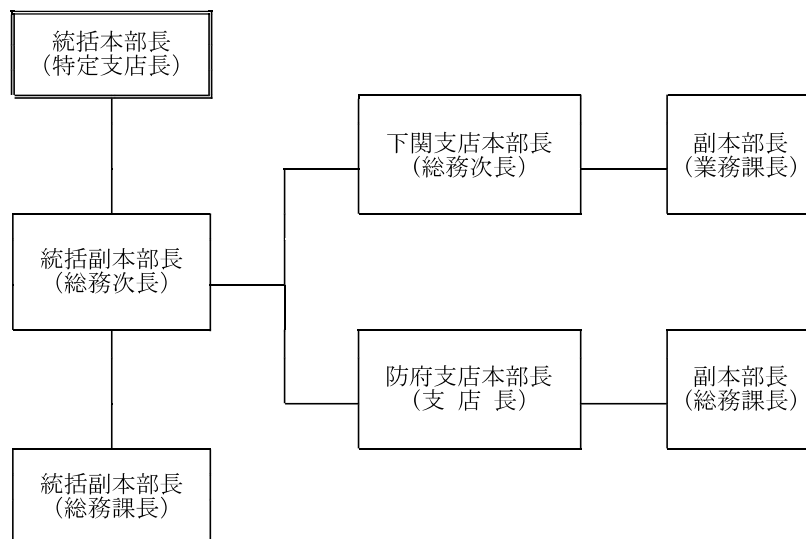


〔中国電力㈱山口支社〕

災害発生の場合は、状況に応じて、山口支社に災害対策室並びに関係地区の各事業所に災害対策本部を設置して情報連絡に当たるとともに、対策要員を出動させ応急対策を実施する。

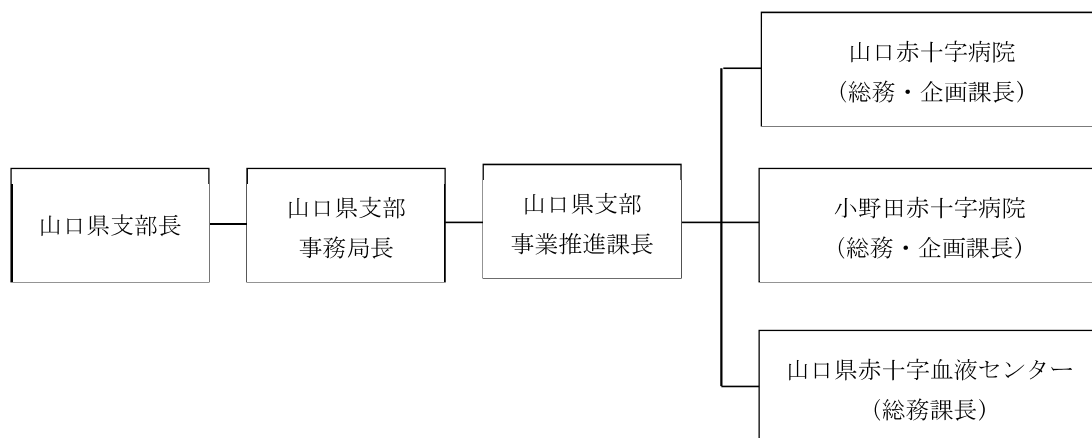


〔日本通運株式会社下関特定支店〕



〔日本赤十字社山口県支部〕

県及び山口県支部長の要請を受けて、救護班及び血液供給要員等を出動させ、救護活動を実施するものとする。



〔周 南 市〕

1 防災体制の種類と基準

種類	一 般 的 な 基 準		配 備 課
(市対策室)	第一 体制 防災	特定事業所に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当該特定事業所の自衛防災組織等並びに管轄消防機関、警察及び海上保安機関等により災害を鎮圧し、その拡大を防止できるとき。	消防本部、防災危機管理課、環境政策課、新南陽総合支所地域政策課、広報戦略課 ただし、特殊な場合には各主管課にて配備する。
	第二 体制 防災	(1) 災害の規模が大で防災関係機関が総合的な応急対策を実施するとき。 (2) 災害の状況により、市長が防災体制を命じたとき。	第1 防災体制の配備課に加え、災害の事態に応じ主管部長が配備を命じる課

2 配備の要領

- ア 特定事業所において災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、円滑な情報収集や情報伝達を図り、また、災害規模・影響範囲等により必要に応じて市の部署や関係機関と協議・対策を行い、加えて、関係機関や各特定事業所に対して必要な要請を行う市対策室を市役所本庁舎内に設置し、防災体制を確立する。
- イ 各関係課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。
- ウ 配備職員は、配備についたとき、所属課長に報告するとともに、速やかに防災危機管理課に連絡をすること。

3 班の編成及び所掌事務

班の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。なお、現地本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務にしたがって、防災対策を実施する。

部 (部 長)	班 (班 長)	担当課	班 の 所 掌 事 務
指揮統制部 (総務部長) (副：建設部長)	本部各班 指揮統制班 調整班 応援班 地域班 避難所運営班 ドローン活動班 (防災危機管理課長)	防災危機管理課 総務課 法務コンプライアンス課 人事課、施設マネジメント課及び 第1～第5応援班	1 本部員会議に関すること 2 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること 3 各部の災害対策の連絡調整に関すること 4 気象・異常現象等の収集、伝達に関すること 5 通信手段の確保に関すること 6 防災資機材の調達管理及び防災用車両の配車に関すること 7 各部からの災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること 8 ライフラインに関する情報の収集及び提供に関すること 9 避難情報に関すること 10 職員の非常動員及び派遣要請に関すること 11 自衛隊の派遣要請に関すること 12 県及び他市町等への応援要請に関すること 13 受援の全体調整に関すること 14 臨時ヘリポートの設置に関すること 15 自主防災組織との連絡調整に関すること 16 被害情報資料の作成及び報告事務に関すること 17 災害対策従事職員の公務災害補償に関すること 18 市有財産の被害調査のとりまとめに関すること 19 被災証明願の発行に関すること 20 被害状況の調査に関すること 21 災害応急活動の応援に関すること 22 ドローンを活用した災害対応に関すること
情報対策部 (シティネットワーク推進部長) (副：企画部長)	情報提供班 (広報戦略課長)	スマートシティ推進課 広報戦略課	1 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること 2 災害情報及び災害応急対策に係わる報道機関への連絡に関すること 3 避難活動の広報に関すること 4 災害写真の撮影及び収集に関すること 5 インターネットによる情報収集に関すること 6 庁内情報体制の復旧及び維持に関すること 7 他部、部内各班の応援に関すること
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関すること
	第1 応援班 (企画課長)	企画課 施設マネジメント課	1 他部、部内各班の応援に関すること
財政対策部 (財政部長) (副：会計管理者)	財政班 (財政課長)	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関すること 2 他部、部内各班の応援に関すること
	輸送食糧班 (課税課長)	課税課 収納課	1 各対策部が必要とする人や物資の輸送に関すること 2 被災者に対する市税に関すること 3 被災者並びに防災従事者の食糧の供給に関すること 4 被害認定及び罹災証明書の発行に関すること 5 他部、部内各班の応援に関すること

	会計班 (会計課長)	会計課	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害救助部救助班が実施する被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の応援に関する事
	第2応援班 (契約監理課長)	契約監理課	1 他部、部内各班の応援に関する事
地域振興対策部 (地域振興部長)	支所班 (各支所長)	各支所	1 各支所管内における被害等情報の収集及び本部への報告に関する事 2 本部の指示による避難指示等の広報伝達に関する事 3 避難所の運営に関する事
	市民生活班 (地域づくり推進課長)	地域づくり推進課 観光交流課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(市民センター単独館)の運営に関する事
文化スポーツ観光対策部 (文化スポーツ観光部長)	文化施設班 (文化振興課長)	文化振興課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(文化施設)の開設運営に関する事
	スポーツ施設班 (スポーツ振興課長)	スポーツ振興課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(スポーツ施設)の開設運営に関する事
	観光施設班 (観光振興課長)	観光振興課	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所(観光施設)の開設運営に関する事 3 外国人の相談窓口に関する事
	動物園班 (動物園長)	動物園	1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 来場者の安全確保及び避難対策に関する事 3 動物園施設の応急対策に関する事
環境生活対策部 (環境生活部長)	環境政策班 (環境政策課長)	環境政策課	1 産業災害に関する事 2 畜場等の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 3 災害時における罹災地域の防疫に関する事 4 防疫地域の調査及び報告に関する事 5 遺体対策に関する事 6 避難所の運営に関する事
	清掃班 (リサイクル推進課長)	リサイクル推進課	1 廃棄物処理施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 塵芥の収集及び処理に関する事 3 廃棄物処理業者への応援要請に関する事 4 し尿の収集及び処理に関する事 5 仮設トイレの設置に関する事(マンホールトイレを除く)
	生活安全班 (生活安全課長)	生活安全課 (市民相談センター) (消費生活センター)	1 交通安全対策に関する事 2 被災者に対する相談窓口の設置運営に関する事
	人権推進班 (人権推進課長)	人権推進課 (男女共同参画室)	1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に関する事 2 人権推進施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事 3 避難所の運営に関する事
	第3応援班 (市民課長)	市民課	1 課の災害対策関連事務の処理に関する事 2 他部、部内各班の応援に関する事
災害救助部 (福祉部長) (副:こども未来部長)	要配慮者支援班 (高齢者支援課長)	高齢者支援課 障害者支援課 地域福祉課 指導監査課	1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関する事 2 福祉施設入所者の避難に関する事 3 災害時要配慮被災者受入れのための各施設との連絡調整に関する事 4 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5 被災者の移送、収容保護に関する事 6 避難所の運営に関する事
	救助班 (地域福祉課長)	地域福祉課 生活支援課	1 災害救助法関係の総括及び適用処理に関する事 2 災害復旧援護資金の貸付に関する事 3 被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布に関する事 4 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関する事 5 日本赤十字社との連絡調整に関する事 6 ボランティアの活動支援に関する事
	こども班 (こども保育課長)	こども保育課 子育て給付課	1 課の災害対策関連事務の処理に関する事 2 保育所、幼稚園及び認定こども園園児の安全確保及び避難対策に関する事 3 所管施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事
	保健活動班 (統括保健師)	あんしん子育て推進課 全保健師	1 被災者の保健対策に関する事
医療救護部 (健康医療部長)	救護班 (健康づくり推進課長)	健康づくり推進課	1 医療機関との連絡調整に関する事 2 医療救護所の運営に関する事 3 要配慮者の情報収集に関する事 4 避難所の運営に関する事

	地域医療班 (地域医療課長)	地域医療課 (鹿野診療所) 病院管理課	1 病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 災害時の医療及び助産に関する事 3 他の医療機関との連絡調整に関する事 4 医薬品及び医療資材の調達に関する事 5 公設診療所の被害状況調査及び応急復旧に関する事
経済対策部 (産業振興部長)	産業対策班 (商工振興課長)	商工振興課	1 労働福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 災害時における商工業者の援助に関する事 3 災害時における商工業者の金融対策に関する事
	農林班 (農林整備課長)	農林振興課 農林整備課	1 農林関係の被害状況の収集に関する事 2 農地、農業用施設の応急復旧に関する事 3 林地、林業施設の応急復旧に関する事 4 農林業の防災指導及び防疫に関する事 5 種子、種苗の確保、供給に関する事 6 災害時における家畜の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給に関する事 7 農林業の災害金融に関する事 8 応急仮設住宅用木材の確保に関する事 9 防災用主食の調達及び副食の確保に関する事
	水産班 (水産振興課長)	水産振興課 (水産物市場を除く)	1 水産関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 船舶の確保に関する事 3 救護物資の荷揚げ場所としての漁港の確保に関する事 4 水産関係の金融対策に関する事
	地方卸売市場班 (地方卸売市場長)	地方卸売市場 水産振興課(水産物市場)	1 災害時における生鮮食料品の確保及び集荷対策に関する事 2 市場施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事
	中心市街地班 (中心市街地活性化推進課長)	中心市街地活性化推進課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
土木対策部 (都市整備部長)	土木港湾班 (道路課長)	道路課 河川港湾課	1 水防対策に関する事 2 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関する事 3 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保に関する事 4 雨量、水位、流量、潮位の観測資料の収集及びこれに伴う状況判断等の資料作成に関する事 5 道路、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急対策に関する事 6 土木港湾関係の被害状況調査及び応急復旧に関する事 7 道路啓開に関する事 8 砂防、地滑り防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧に関する事 9 熊毛、鹿野対策部の施設維持班の応援に関する事 10 ドローンを活用した災害対応に関する事
	建築班 (建築課長)	建築課	1 公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関する事 2 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関する事 3 被災建築物の危険度判定に関する事
	住宅班 (住宅課長)	住宅課	1 公営住宅の被害状況の収集及び応急復旧に関する事 2 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関する事 3 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関する事 4 避難所の運営に関する事
	建築指導班 (建築指導課長)	建築指導課	1 被災宅地の危険度判定に関する事 2 被災建築物の危険度判定に関する事 3 建築物の災害後の指導及び相談に関する事 4 他部、部内各班の応援に関する事
	都市整備班 (公園花とみどり課長)	公園花とみどり課	1 公園、街路樹の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 応急仮設住宅の建設場所の選定に関する事
	市街地整備班 (市街地整備課長)	市街地整備課	1 区画整理地内の施設の点検に関する事 2 被害状況調査班に関する事 3 新南陽対策部地域政策班との連携に関する事
	都市政策班 (都市政策課長)	都市政策課 公共交通対策課	1 道路管理者、交通機関との連絡調整に関する事
上下水道対策部 (上下水道事業管理者)	総務班 (総務課長)	総務課 企画調整課	1 部内各班の総合調整に関する事 2 被害情報の整理及び上下水道施設復旧計画進捗状況の把握に関する事 3 応急給水及び応急復旧に係る対外交渉に関する事 4 被害状況及び復旧状況等の広報活動に関する事
	応急給水班 (財政課長)	財政課 料金課	1 応急給水の総合的な計画に関する事 2 給水資機材の確保に関する事 3 他都市等からの応急給水に伴う調整に関する事 4 被災者の水道・下水道料金に関する事 5 災害復旧に必要な活動資金の調達等に関する事

	復旧作業班 (水道工務課長)	水道工務課	1 水道施設の応急復旧及び点検に関する事 2 水道施設の被害状況の集約に関する事 3 被害施設の復旧計画に関する事 4 災害復旧に必要な資機材の確保に関する事 5 漏水や断水等の広報に関する事
	浄水班 (浄水課長)	浄水課	1 浄水施設の応急復旧及び点検に関する事 2 浄水施設の被害状況の集約に関する事 3 被害施設の復旧計画に関する事 4 災害復旧に必要な資機材の確保に関する事 5 飲料水の汚染対策に関する事
	水質班 (水質管理課長)	水質管理課	1 水質情報の収集分析と水質調査及び水質試験の実施に関する事
	下水道工務班 (下水道工務課長)	下水道工務課	1 下水道管渠・マンホール等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 雨水による浸水被害の調査及び応急復旧に関する事 3 熊毛・鹿野対策部の施設維持の応援に関する事
	下水道施設班 (下水道施設課長)	下水道施設課 徳山中央浄化センター 徳山東部浄化センター 新南陽浄化センター	1 浄化センター及びポンプ場の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 仮設トイレのし尿受入に関する事
ボートレース対策部 (モーターボート 競走事業管理者)	ボートレース班 (ボートレース 管理課長)	ボートレース管理課 ボートレース事業課	1 競艇施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 入場者の安全確保及び避難対策に関する事
文教対策部 (教育長) (副：教育部長)	総務班 (教育政策課長)	教育政策課	1 部内各班の総合調整に関する事 2 教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 3 避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関する事 4 仮教室の設置に関する事
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課 人権教育課	1 児童クラブ児童の安全確保及び避難対策に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 避難所(社会教育施設)の開設及び運営に関する事
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 学校給食課	1 児童・生徒の安全確保及び避難対策に関する事 2 避難所(学校施設)開設及び運営に関する事 3 被災児童生徒に対する学用品の給与等救護措置に関する事 4 応急教育に関する事 5 被災児童生徒に対する医療防疫及び給食等に関する事
	図書館班 (中央図書館長)	中央図書館 (新南陽図書館) (福川図書館) (熊毛図書館) (鹿野図書館)	1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
	新南陽総合出張所 教育班 (新南陽総合出 張所次長)	教育委員会事務局 新南陽総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班、出先施設班との連携に関する事 2 新南陽地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 3 新南陽地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事 4 新南陽対策部との連携に関する事
	熊毛総合出張所 教育班 (熊毛総合出 張所次長)	教育委員会事務局 熊毛総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班、出先施設班との連携に関する事 2 熊毛地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 3 熊毛地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事 4 熊毛対策部との連携に関する事
	鹿野総合出張所 教育班 (鹿野総合出 張所次長)	教育委員会事務局 鹿野総合出張所	1 文教対策部総務班、生涯学習班、出先施設班との連携に関する事 2 鹿野地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事 3 鹿野地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事 4 鹿野対策部との連携に関する事
応援協力部 (議会事務局長)	第6応援班 (議会事務局次長)	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	1 他部、部内各班の応援に関する事
警防部 (消防長)	総務班 (消防総務課長)	消防総務課	1 部内の総合調整に関する事 2 熊毛警防部との連絡調整に関する事 3 消防団に関する事 4 消防施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5 災害調査及び報告に関する事
	警防班 (警防課長)	警防課	1 部内の総合調整に関する事 2 熊毛警防部との連絡調整に関する事

			3 消防団に関する事 4 避難指示等に関する事 5 他県消防への応援要請(広域)に関する事 6 緊急消防援助隊に関する事 7 臨時ヘリポートの設置に関する事 8 ドローンを活用した災害対応に関する事
	通信班 (指令課長)	指令課	1 消防通信に関する事(消防団無線も含む) 2 災害情報の受報及び出動指令に関する事 3 気象観測及び気象情報に関する事 4 関係機関等への連絡調整に関する事 5 災害警報の発令に関する事
	予防班 (予防課長)	予防課 危険物保安課	1 災害情報の収集に関する事 2 危険物等の保安対策に関する事 3 石油コンビナート防災に関する事 4 災害の予防及び広報に関する事
	消防班 (各消防署長)	各消防署	1 被害のおそれがある箇所の警戒及び応急措置に関する事 2 災害現場における救助、救急活動に関する事 3 避難指示等の避難の誘導に関する事 4 災害現場における消防団の指揮に関する事 5 他機関との連携活動に関する事 6 広報に関する事
新南陽対策部 (新南陽総合支所長)	総務班 (地域政策課長)	地域政策課 (新南陽ふれあいセンター)	1 指揮統制部、本部各班、情報提供班及び部内各班との連絡調整に関する事 2 通信手段の確保に関する事 3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関する事 4 災害情報の収集に関する事 5 新南陽総合支所内の防災用車両の配車に関する事 6 部内職員の非常動員に関する事 7 被災証明書の発行に関する事 8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関する事 9 避難活動の広報に関する事 10 新南陽総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関する事 11 外国人の相談窓口に関する事 12 避難所の開設及び運営の総括に関する事 13 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	市民生活・救助班 (市民福祉課長)	市民福祉課 (市民相談室)	1 財政対策部輸送食糧班及び生活安全班との連携に関する事 2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関する事 3 被災者に対する市税に関する事 4 交通安全対策に関する事 5 道路管理者、交通機関との連絡調整に関する事 6 被災者に対する相談窓口の設置運営に関する事 7 災害救助部要配慮者支援班、救助班との連携に関する事 8 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関する事 9 福祉施設入所者の避難に関する事 10 災害時要配慮被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関する事 11 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 12 罹災証明書の発行に関する事 13 災害救助法関係の適用処理に関する事 14 災害復旧援護資金の貸付に関する事 15 被災者への救援金品の配布に関する事 16 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関する事 17 被災者の移送、収容保護に関する事 18 日本赤十字社との連絡調整に関する事

〔宇 部 市〕

1 防災体制の種類と基準

体制	第 1 警 戒 体 制	第 2 警 戒 体 制	第 3 非 常 体 制	災 害 対 策 本 部 体 制
内 容	防災危機管理課による情報収集活動又は、防災危機管理課の指示により防災関係課職員の自宅待機等	防災関係課による災害予防対策又は、災害応急対策	防災関係課を中心とした災害応急対策	全庁体制による災害応急対策又は、災害復旧対策
配 備 基 準	事故等により避難させるおそれのある場合	事故等により避難させる必要がある場合	事故等により死傷者が多数（10人以上）発生するおそれのある場合	大規模な事故が発生した場合又は、応援要請が必要であると見込まれる場合
配 備 課	防 災 危 機 管 理 課	関 係 課	関 係 課	関 係 課

2 配備の要領

ア 第2警戒体制においては、情報収集及び連絡活動を主として、特に関係ある部課の少数職員配備し、状況により、さらに高度の配備に円滑迅速に移行し得る体制とする。

イ 各関係課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

ウ 配備職員は配備についたときは、所属長に報告する。所属長は速やかに防災危機管理課に連絡する。

3 関係各課等の所掌事務

部局等	担当課	所掌事務
総務部	防災危機管理課	1 防災体制に関すること 2 通信機器・観測機器に関すること 3 気象情報に関すること 4 災害情報に関すること 5 被害報告に関すること 6 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること 7 厚東川ダム放流の通報連絡に関すること 8 防災関係機関に関すること 9 消防団の災害活動等に関すること
	総務課	1 災害時の情報収集の協力に関すること 2 自衛隊の派遣部隊との連絡に関すること 3 部内及び他部等への協力に関すること
	職員課	1 情報収集の協力に関すること 2 被災職員の救済に関すること 3 職員の応援動員に関すること 4 職員の派遣要請及び派遣職員等の受入れに関すること 5 職員の食料等の確保等に関すること 6 職員の公務災害補償等に関すること 7 市災害ボランティアセンターとの連絡等地域福祉課への協力に関すること
	デジタル推進課	1 部内への協力に関すること
	契約監理課	1 部内への協力に関すること
	財産管理課	1 市有普通財産の被害調査等に関すること 2 来庁者の避難誘導、安全管理に関すること 3 市庁舎管理及び庁内電話に関すること 4 部内への協力に関すること
	市民税課 資産税課 収納課	1 家屋被害の被害調査に関すること 2 被災者に対する税の減免、猶予に関すること

総合政策部	政策企画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 部内及び他部等への協力に関する事
	市史編さん室	1 部内への協力に関する事
	移住定住推進課	1 部内への協力に関する事
	行革推進課	1 部内への協力に関する事
	連携共創推進課	1 部内への協力に関する事
	財政課	1 災害対策に必要な財政措置に関する事 2 部内への協力に関する事
	秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 市長の対外事務（電報等）に関する事 3 市長会との連絡に関する事 4 災害視察者、見舞者の接遇に関する事
	広報広聴課	1 報道機関との連絡調整に関する事 2 災害に関する広報及び広聴活動に関する事
観光スポーツ文化部	観光交流課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 要配慮者（外国人）に関する事 3 山口宇部空港との連絡調整に関する事
	ときわ公園企画課	1 ときわ公園の被害調査等に関する事
	ときわ公園整備課	1 ときわ公園の安全対策に関する事
	スポーツ振興課	1 体育施設の被害調査等に関する事 2 陸上輸送拠点に関する事
	文化振興課	1 文化施設の被害調査等に関する事 2 被害彫刻の保護、修復に関する事
市民環境部	市民活動課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 市民・ふれあいセンターの動員に関する事 3 各ふれあいセンター（船木、万倉及び吉部を除く）管内の災害情報に関する事 4 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 5 災害に関する市民相談に関する事 6 部内及び他部等への協力に関する事
	人権・男女共同参画推進課	1 環境改善施設の被害調査等に関する事 2 部内への協力に関する事
	市民課	1 市民の安否情報に関する事 2 埋火葬に係る諸手続きに関する事
	マイナンバーカード推進課	1 部内への協力に関する事
	環境政策課	1 油濁等による公害の防止対策に関する事 2 遺体収容、埋火葬に関する事 3 仮設トイレ対策の応援に関する事
	廃棄物対策課	1 一般廃棄物の収集・運搬に関する事
	環境保全センター施設課	1 清掃施設の被害調査等に関する事 2 汚物取扱業者の応援作業に関する事
	東岐波・西岐波・厚南・原・厚東・二俣瀬・小野市民センター	1 各センター管内の災害情報に関する事 2 厚東川ダム放流の通報連絡に関する事 3 罹災届出証明書に関する事
健康福祉部	地域福祉課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害救助法の適用（罹災証明含む）に関する事 3 救助事務に関する事 4 義援物資に関する事 5 緊急避難場所及び避難所に関する事 6 日本赤十字社との連絡に関する事 7 市災害ボランティアセンターとの連絡に関する事 8 被災地における民生安定に関する事 9 社会福祉施設の被害調査等に関する事 10 避難行動要支援者（災害時避難支援制度）に関する事

	生活支援課	1 被災した生活保護者等の保護に関すること 2 部内への協力に関すること
	障害福祉課	1 障害者世帯等の保護に関すること 2 障害福祉施設の被害調査等に関すること 3 要配慮者（障害者）に関すること 4 部内への協力に関すること
	高齢福祉課	1 高齢者世帯等の保護に関すること 2 老人福祉施設の被害調査等に関すること 3 要配慮者（高齢者）に関すること 4 部内への協力に関すること
	介護保険課	1 介護保険施設の被害調査等に関すること 2 部内への協力に関すること
	健康増進課	1 保健福祉専門職の活動調整に関すること 2 宇部健康福祉センターとの連絡調整に関すること 3 防疫に関すること 4 要配慮者に関すること 5 部内への協力に関すること
	地域医療対策室	1 救護所・応急医療に関すること 2 災害救助法による医療に関すること 3 医療機関との連絡に関すること 4 部内への協力に関すること 5 災害救助法による助産に関すること
	保険年金課	1 罹災者に対する保険料の減免等に関すること 2 部内への協力に関すること
こども未来部	こども政策課	1 部内及び防災危機管理課への協力に関すること
	こども支援課	1 要配慮者（乳幼児、妊婦等）に関すること 2 部内への協力に関すること
	保育幼稚園課	1 保育園、幼稚園との連絡調整に関すること 2 要配慮者（乳幼児）に関すること 3 部内への協力に関すること
産業経済部	商工振興課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関すること 2 商業施設の被害調査等に関すること 3 工業施設の被害調査に関すること 4 罹災商工業者に対する金融相談に関すること 5 中小企業の被害調査等に関すること 6 勤労者福祉施設に関すること
	企業立地推進課	1 産業団地の被害調査及び応急復旧に関すること 2 部内への協力に関すること
	成長産業創出課	1 部内への協力に関すること
	地域ブランド推進課	1 部内への協力に関すること
	農業振興課	1 農業の被害調査に関すること 2 農業の災害融資に関すること 3 部内への協力に関すること
	農林整備課	1 農林関係の被害調査等に関すること 2 山地災害危険地区の調査等に関すること 3 応急農林業対策に関すること 4 林業の災害融資に関すること 5 危険ため池等の調査等に関すること 6 地すべり防止区域の調査等に関すること 7 部内への協力に関すること
	水産振興課	1 水産関係の被害調査等に関すること 2 漁港施設及び漁港海岸保全施設の被害調査等に関すること 3 応急水産業対策に関すること 4 水産業の災害融資に関すること 5 部内への協力に関すること

	卸売市場	1 生鮮食料品の確保及び集荷対策に関する事 2 市場施設等の被害調査に関する事
都市政策部	都市計画課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 被災地の復興計画の作成に関する事 3 所管工事の災害応急対策に関する事
	交通政策課	1 公共交通の被害情報等に関する事 2 部内への協力に関する事
	中心市街地活性化推進室	1 部内への協力に関する事
	住宅政策課	1 被災者への公営住宅の提供等に関する事 2 市営住宅の被害調査等に関する事 3 危険家屋移転促進に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事
	新庁舎建設課	1 所管工事の災害応急対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	公園緑地課	1 公園（ときわ公園を除く）、街路樹等の被害調査等に関する事 2 都市公園等（ときわ公園を除く）の安全対策に関する事
	建築指導課	1 開発行為に伴う防災に関する事 2 住宅修理等の災害復興融資に関する事 3 住宅政策課への協力に関する事
	営繕課	1 応急仮設住宅の建設の協力に関する事 2 市有施設の点検及び支援に関する事
土木建設部	土木河川課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 防災関係機関との連絡調整に関する事 3 地すべり防止区域の調査等に関する事 4 急傾斜地崩壊危険区域の調査等に関する事 5 土砂災害の応急対策等に関する事 6 砂防、土石流等に係る被害調査等に関する事 7 河川の被害情報等に関する事 8 浸水状況の把握及び報告に関する事 9 河川に係る応急対策等に関する事 10 港湾及び海岸の被害調査等に関する事 11 港湾施設の幹旋等に関する事
	道路整備課	1 道路、橋梁等の被害情報等に関する事 2 通行止めの措置及び報告に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事
	下水道経営課	1 下水道の被害情報等に関する事 2 部内への協力に関する事
	下水道整備課	1 浸水状況の把握及び報告に関する事 2 下水道施設等の被害調査等に関する事
	下水道施設課	1 下水道施設及びポンプ場に関する事 2 終末処理等の被害調査等に関する事
	地籍調査課	1 部内への協力に関する事
北部総合支所	北部地域振興課	1 防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害情報に関する事 3 今富ダム放流の通報連絡に関する事
	市民生活課	1 船木、万倉及び吉部の各ふれあいセンター管内の災害情報に関する事 2 罹災証明書に関する事 3 所内への協力に関する事
出納室	出納室	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害義援金の募集、受付に関する事 3 他部等への協力に関する事
教育委員会	教育総務課	1 部内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 教育関係義援金品の受付、配布に関する事

		3 教育関係の被害調査等に関する事 4 その他応急教育対策に関する事
	教育施設課	1 教育関係施設の被害調査に関する事 2 教育関係施設の安全対策に関する事
	学校教育課 教育支援課	1 児童、生徒の避難対策に関する事 2 災害時の応急教育対策に関する事 3 罹災児童等への学用品の配布に関する事 4 県費支弁職員の公務災害等に関する事 5 学校の衛生管理等に関する事 6 学校における避難者への協力に関する事 7 私立学校との連絡調整に関する事 8 要配慮者（児童、生徒）に関する事
	社会教育課 人権教育課 図書館 小・中学校	1 当該課等の災害対策に関する事 2 部内への協力に関する事
	学校給食課	1 学校給食施設の被害調査等に関する事 2 学校給食施設及び機器の使用協力に関する事
	学びの森くすのき・地域 文化交流課	1 被災文化財の保護、修復に関する事 2 部内への協力に関する事
議会 選挙管理委員会 監 査 委 員 農業委員会	議事総務課 選挙課 監査課 事務局	1 災害時における特命事項に関する事 2 他部等への協力に関する事
水道局	総務企画課 財務課 水道広域推進室	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 水道関係の被害状況のとりまとめに関する事 3 水道災害の広報活動に関する事
	営業課	1 応急の水道対策に関する事 2 緊急給水及び給水方法に関する事
	上水道整備課	1 水道の被害防止及び復旧に関する事
	浄水課	1 災害時の給水の確保に関する事 2 浄水場、配水池等の被害調査等に関する事
交通局	交通事業課	1 局内及び防災危機管理課との連絡調整に関する事 2 市営バス関係の被害調査等に関する事 3 交通災害の広報活動に関する事 4 災害時における交通及び輸送に関する事 5 避難者及び罹災者の輸送に関する事

〔山陽小野田市〕

1 防災体制の種類と基準

種類	一般的な基準	配備課
第1警戒体制	(1) 特定事業所に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当該特定事業所の自衛防災組織等、並びに管轄消防機関及び警察及び海上保安機関等によって災害を鎮圧しその拡大を防止できるとき。 (2) 災害の状況により市長が防災体制を命じたとき。	総務課 ただし特殊な場合には、各主管課にて配備する。
第2警戒体制	(1) 災害の規模が大で防災関係機関が総合的な応急対策を実施するとき。 (2) 災害の状況により市長が防災体制を命じたとき。	第1警戒体制の配備課に加え、災害の事態に応じ主管部長が命じる課

2 配備要領

ア 第1警戒体制においては情報収集及び連絡活動を主として、特に関係ある部課の少数の職員で配備し、状況によりさらに高度の配備に円滑迅速に移行し得る体制とする。

イ 各関係課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備の体制を確立しておくものとする。

ウ 配備職員は、配備についたときは、所属課長に報告するとともに、すみやかに総務課に連絡する。

3 関係各課所の所掌事務

部	課	所掌事務
総務部	総務課	1 現地防災本部の設置運営に関すること。 2 現地防災本部との連絡調整に関すること。 3 各部の災害対策に関する連絡調整に関すること。 4 気象に関する情報の収集伝達に関すること。 5 防災無線の管理運営に関すること。 6 災害情報の収集の連絡並びに報告のとりまとめに関すること。 7 交通規制に関すること。 8 現地防災本部の情報及び指令に基づき災害対策の発表並びに広報に関すること。 9 防災に関する事務で他の部に属さない事項。
	人事課	1 応援要請の調整、統括に関すること。
企画部	企画課	1 災害情報及び広報に関すること。
	財政課	1 災害時における庁用自動車の管理に関すること。
協創部	シティセールス課	1 報道機関等との連絡調整に関すること。 2 放送局に対する放送の要請に関すること。 3 災害情報及び災害対策の広報に関すること。 4 災害写真の撮影及び収集に関すること。
	市民活動推進課	1 自治会との連絡に関すること。
福祉部	社会福祉課	1 災害救助の総括に関すること。 2 応急救助に関する部外機関との連絡等に関すること。 3 避難所の開設及び避難誘導に関すること。 4 救助物資の確保、供給に関すること。 5 被災者の収容に関すること。 6 被災者の炊出しに関すること。
	健康増進課	1 医療救護班の出動要請、その他医師会との連絡に関すること。

		2 医療救護所開設に関すること。
市 民 部	環 境 課	1 災害時における防疫並びに被災地の環境衛生に関すること。 2 災害時における公害対策に関すること。 3 災害時における遺体収容に関すること。
	生 活 安 全 課	1 被災地の民生安定（被災相談所を含む）に関すること。
経 済 部	農 林 水 産 課	1 農林水産関係の被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害時における農業水産業生産資材の対策に関すること。 3 災害時における家畜管理指導に関すること。
	商 工 労 働 課	1 防災用物資、資機材等の要請、受入れ及び輸送に関すること。 2 商工業関係の被害状況のとりまとめに関すること。 3 その他農水産業及び商工業の応急対策に関すること。
建 設 部	土 木 課	1 土木関係の被害状況のとりまとめに関すること。 2 災害時における道路、橋梁の応急復旧に関すること。 3 道路、河川、港湾等の応急対策に関すること。 4 その他土木関係対策に関すること。
	建 築 住 宅 課	1 応急仮設住宅に関すること。
病 院 局		1 応急医療に関すること 2 医療機関との連絡等に関すること 3 医薬品、衛生材料の確保配分に関すること
消 防 局		別 掲（115ページ）

〔下 関 市〕

1 防災体制の種類と基準

種類	一 般 的 な 基 準	配 備 課
第一 防災 体制	(1) 特定事業所に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、当該事業所の自衛防災組織等、並びに管轄消防機関、警察、及び海上保安機関等により災害を鎮圧し、拡大防止のできる時。 (2) 災害の状況により市長が防災体制を命じたとき。	防災危機管理課 ただし、災害の状況により、主管部長が各主管課に配備を命じる課
第二 防災 体制	(1) 災害の規模が大で防災関係機関の総合的な応急対策を実施するとき。 (2) 災害の状況により市長が第2防災体制を命じたとき。	第1防災体制の配備課に加え、災害の事態に応じ主管部長が配備を命じる課

2 配備要領

ア 第1防災体制においては、情報収集及び通報連絡活動を主として、特に関係ある部、課の少数の職員を配備する。

イ 第1防災体制においては、災害状況により、第2防災体制に円滑迅速に移行し得る体制とする。

ウ 各関係部課長は、配備職員をあらかじめ指名し、緊急連絡及び配備体制を確立しておく。

エ 配備職員は、配備についたとき所属課長に報告するとともに速やかに防災危機管理課に連絡すること。

3 関係各課所の所掌事務

部	班	課	所 掌 事 務
本 部 総 括	総括 対策 情報通信 庶務	防災危機管理課	1 気象予警報、異常現象又は地震情報の受領及び関係各部・各機関への伝達に関する事 2 人命救助に必要な情報のとりまとめに関する事 3 現地防災本部の設置に対する判断に関する事 4 現地防災本部の設置準備、設置に関する事 5 防災本部への災害報告に関する事 6 消防本部と救出、消火活動の方針の決定に関する事 7 警察署・海上保安署との情報交換、連絡調整に関する事 8 県災害対策本部への自衛隊の派遣要請依頼に関する事 9 県災害対策本部、他市町村、消防団への広域応援要請依頼に関する事 10 各応急対策活動の情報集約・総合調整に関する事 11 各部の「本部連絡員」との情報伝達・交換・収集に関する事 12 本部会議の運営に関する事 13 防災本部及び関係防災機関との連絡調整に関する事 14 電力、通信等各種機関との優先復旧に関する調整に関する事 15 災害対策の統括及び連絡調整に関する事 16 被害報告作成に関する事 17 防災行政無線の管理運営に関する事 18 その他災害対策に関する連絡調整に関する事 19 部内各業務の調整・とりまとめに関する事

総 合 政 策	企 画	企 画 課	1 各種災害情報（被害情報）のとりまとめに関すること
	秘書広報	秘書課 広報戦略課	1 避難指示等及び各種災害情報の報道機関への広報依頼に関すること 2 各種災害情報の住民への広報に関すること 3 災害記録写真の撮影及び収集に関すること 4 本部長、副本部長の秘書等に関すること 5 市長の対外事務の総合処理に関すること
総 務	総 務	総 務 課	1 動員人員の把握及び動員配備に係る決定の伝達に関すること
	管 財	資 産 経 営 課	1 応急措置に要する資機材の調達に関すること 2 緊急通行車両の確認申請及び緊急車両の確保・借り上げ・配車に関すること
市 民 対 策	市 民	まちづくり 政 策 課	1 支所の状況把握及び情報伝達事項の整理並びに不足人員の応援調達に関すること
	各 支 所	彦 島 支 所	1 避難所の開設状況の情報収集・報告に関すること 2 未開設避難所の緊急開設に関すること 3 遺体安置所及び遺体検視箇所の確保に関すること 4 各支所管内の応急対策情報の収集に関すること 5 市民班との連絡・調整に関すること
保 健 対 策	保 健 対 策	保健医療政策課	1 災害応急医療対策の実施に関すること 2 医療救護班の編成及び派遣に関すること
産 業 対 策	産 業 振 興	産 業 振 興 課	1 被災者に対する食料の確保及び仕分け、配分（炊出しに関する食材、不足機材の調達を含む）に関すること
農林水産対策	水 産 振 興	水 産 振 興 課	1 水産関係施設・漁船・漁具等の被害状況のとりまとめ及び応急対策に関すること 2 水産防災関係機関との連絡調整に関すること 3 災害対策用船舶（漁船等）の確保幹旋に関すること
港 湾 対 策	港 湾	経 営 課 施 設 振 興 課	1 港湾管理者の管理する海岸保全区域の水防・応急対策に関すること（所管施設の障害物除去を含む） 2 港湾関係機関との連絡調整に関すること 3 港湾区域・港湾施設及び市営渡船の災害対策並びに被害状況調査に関すること 4 在港船舶の災害対策に関すること
文 教 対 策	教 育 政 策	教育政策課	1 学校施設等の避難所の使用協力に関すること 2 部内各業務の調整・とりまとめに関すること
	学 校 施 設	学 校 支 援 課	1 児童・生徒の安全確保及び避難対策に関すること 2 避難所（学校施設）の開設、給食施設の使用協力および避難所運営（給食需要の把握）に関すること
	学 校 教 育	学 校 教 育 課 教育研修課	
	学校保健給食	学校保健給食課	
観光スポーツ文化	スポーツ振興	スポーツ振興課	1 広域応援に係る臨時ヘリポートの設置・管理に関すること
上 下 水 道 対 策	調 査 復 旧	上 水 工 務 課 浄 水 課	1 所管施設・設備の被害状況調査及び災害応急措置・復旧作業全般に関すること 2 応急給水活動の実施に関すること（調査復旧班と協同）
	給 水	給 水 課	1 応急給水活動の実施に関すること（工務班と協同）
協 力	議 会	市議会事務局	1 議会関係の視察、見舞等来市者の接遇に関すること
消 防 局			別 掲（117、118ページ）

〔周南市消防本部〕

周南市石油コンビナート特別消防対策

周南市石油コンビナート特別消防対策（昭和44年制定）の全部を改正する。

第1 組織及び業務分掌

警防部 部 長 消防長 副部長 次 長	庶務班 班長 消防総務課長 〃 危険物保安課長 (指令課)	1 部内の連絡調整 2 情報の収集確保、伝達 3 応援協定に基づく協定市町及びコンビナート事業所への応援要請 4 化学消火剤、防災資機材等の調達 5 危険物、毒劇物等の保安対策 6 住民避難の場所確保、指示 7 広報活動 8 被害調査及び災害原因調査 9 職員及び団員の召集及び出動命令
	警防第1班 班長 警防課長	1 消火活動、災害拡大の防御、鎮圧、警戒 2 救助、救急活動 3 警戒区域の設定、警戒 4 緊急連絡及び収集情報連絡 5 化学消火剤及び防災資機材の現場動員 6 他関係機関との連携活動
	警防第2班 班長 消防団長	1 警戒区域の警戒 2 住民の避難誘導（庶務班の指示に基づく） 3 化学消火剤、防災資機材等の搬送

第2 出動計画及び現場指揮本部

1 基本方針

この計画は、周南市域内における石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における火災又はその他の災害発生時に際しての消防出動等に関し、基本的大綱を定め、組織的、効果的な運用により特殊災害による災害を最小限に止めんとするものである。

2 消防出動計画

- (1) 特定事業所における火災又は、その他の災害に際しては、「周南市消防本部警防規程」によるほかこの出動計画を別表（石油コンビナート等災害出動区分表）のとおりとする。
- (2) 大規模な地震によって火災、その他の各種災害が同時に多発した場合の出動は、「周南市地域防災計画」及び「周南市地震災害対策消防基本計画」による。
- (3) 前(1)及び(2)に定めるもののほか警防部長（消防長）より特命がありたる場合は、これによる。
- (4) 消防団の出動は、警防部長が必要と認めたときに発令する。

3 現場指揮本部

- (1) 第2出動以上の災害に際しては、発災現場付近に現場指揮本部を設置するものとする。
- (2) 現場指揮本部の構成員は、消防機関、関係機関及び防災事業所の防災指揮担当者、その他防災に関係のある者をもって構成する。
- (3) 現場指揮本部は、「山口県石油コンビナート等防災計画」に基づき設置される「現地本部」と緊密な連絡のもとに効果的な消防防災活動の運用指揮に当たるものとする。

第3 応援要請計画

周南市が、応援協定を締結しているコンビナート特定事業所自衛防災隊、相互応援協定を締結している他市町消防機関又は、石油コンビナート等特別防災区域の消防機関等への応援出動要請は、警防部長が災害現場において必要と認めたとき、受援資機材及び受援範囲を定め発令する。

〔宇部・山陽小野田消防組合〕

1 組織及び所掌事務

警防本部長 (消防長) 副本部長 (消防局次長)	総務班	1 組合内連絡調整 2 住民対応 3 職員の非常食及び衛生管理等 4 報道機関対応、広報 5 警防班の補助
	情報財政班	1 物資等の調達 2 構成市災害対策本部等との連絡調整 3 情報及び被害状況の取りまとめ及び構成市災害対策本部等への報告 4 警防班の補助
	警防班	1 警防活動の総合調整 2 警防活動方針 3 消防隊、救急隊等の運用について消防署との調整 4 災害(被災)状況の把握、情報収集・分析・整理・対策 5 車両用燃料の補給 6 災害用資材の補給 7 消防機械器具の整備 8 防災関係機関との連絡調整
	通信指令班	1 出動指令 2 災害の受報 3 消防通信の運用、活動隊の管制 4 参集の統括 5 気象情報及び災害情報の收受、伝達 6 警防班の補助
	予防班	1 災害情報の収集、整理 2 災害時の予防対策 3 現場広報 4 警防班の補助
	消防署	1 災害対応 2 避難誘導 3 警報等の伝達 4 消防団の指揮 5 他機関との連携活動

2 動 員 計 画

(1) 基本方針

特別防災区域において、地震、津波その他の異常な自然現象による災害または火災、爆発、石油等の漏えい若しくは流出その他の事故による災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは宇部・山陽小野田消防組合警防規程に基づいて警防本部を設置・運用し、災害警備活動の効果的な運用を図る。

(2) 消防出動計画

ア 特定事業所における火災又は、その他の災害に際しては、「宇部・山陽小野田消防組合警防規程」によるほかこの出動計画を別表(石油コンビナート等災害出動区分表)のとおりとする。

イ 特別防災区域において大規模な災害が発生し、構成市に災害対策本部が設置された場合、管轄区域の消防署長を本部員として派遣する。

ウ 前ア、イに定めるもののほか、警防本部長(消防長)により特命があった場合は、これによる。

エ 消防団の出動は、警防本部長が必要と認めたときに発令する。

(3) 現場指揮本部

ア 第1出動以上の火災等の災害で必要と認めるときは、現場指揮本部を設置するものとする。

イ 現場指揮本部の構成員は、消防機関、関係機関及び発災事業所の防災指揮担当者その他防災に関係のある者をもって構成する。

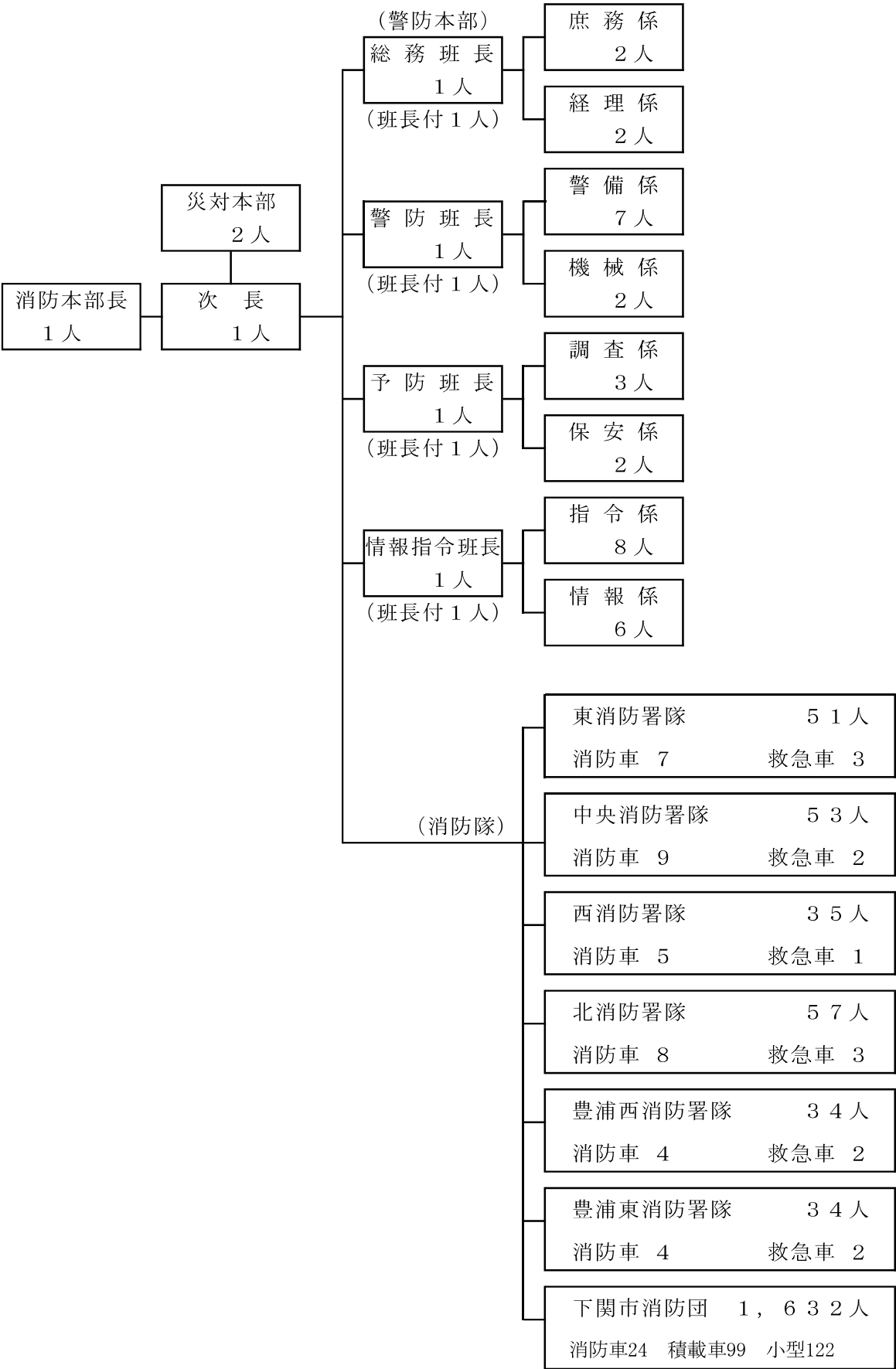
ウ 現場指揮本部は「山口県石油コンビナート等防災計画」に基づき設置される「現地本部」と緊密な連絡のもとに効果的な消防活動の運用指揮に当たるものとする。

3 応援要請計画

宇部・山陽小野田消防組合が相互応援協定を締結している他市町消防機関等への応援出場要請は、警防本部長が必要と認めたとき、受援資機材及び受援範囲を定め、組合管理者が発令する。

〔下関市消防局〕

1 組織



2 警防本部、消防隊の所掌事務

(1) 庶務係

- ア 部内の連絡調整に関する事。
- イ 広報に関する事。
- ウ 他機関との連絡に関する事。

(2) 経理係

- ア 物資の調達に関する事。
- イ 車両用燃料の支給に関する事。
- ウ 非常用食料の配給に関する事。

(3) 警備係

- ア 消防活動の総合調整に関する事。
- イ 消防活動方針に関する事。
- ウ 消防隊、救急隊等の運用に関する事。
- エ 災害状況の分析、判断に関する事。

(4) 機械係

- ア 車両用燃料の補給に関する事。
- イ 災害用資材の補給に関する事。
- ウ 消防機械器具の整備に関する事。

(5) 調査係

- ア 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関する事。
- イ 火災等の調査に関する事。

(6) 保安係

火災等の現場及び周辺における保安対策に関する事。

(7) 指令係

- ア 出動指令に関する事。
- イ 災害の受報に関する事。
- ウ 消防通信の運用に関する事。

(8) 情報係

- ア 情報班調査係の支援に関する事。
- イ 災害支援情報の運用に関する事。

(9) 消防隊

災害の警戒及び防御に関する事。

3 動員

(1) 下関市消防局の消防隊の出動は、次の区分により別に定める出動計画によるものとする。

ア 第1次出動

受報と同時に出動するものとする。

イ 第2次出動

火災危険の高い地区及び特殊建物で受報の際すでに炎上し、火災の拡大及び人命の損傷危険が予想されるときに出動するもの。

ウ 特命出動

火災の状況により、消防局長の特命によって特殊車その他を出動させるもの。

(2) 消防団の出動については、消防局長が火災の状況により必要と認めたとき、必要な分団を招集して主として一般住宅の警戒に当たらせるものとする。

第4節 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の動員計画

災害発生時における自衛防災組織等の活動基準、組織及び配備要領はおおむね次のとおりとする。（詳細は、それぞれの防災規程、共同防災規程及び広域共同防災規程による。）

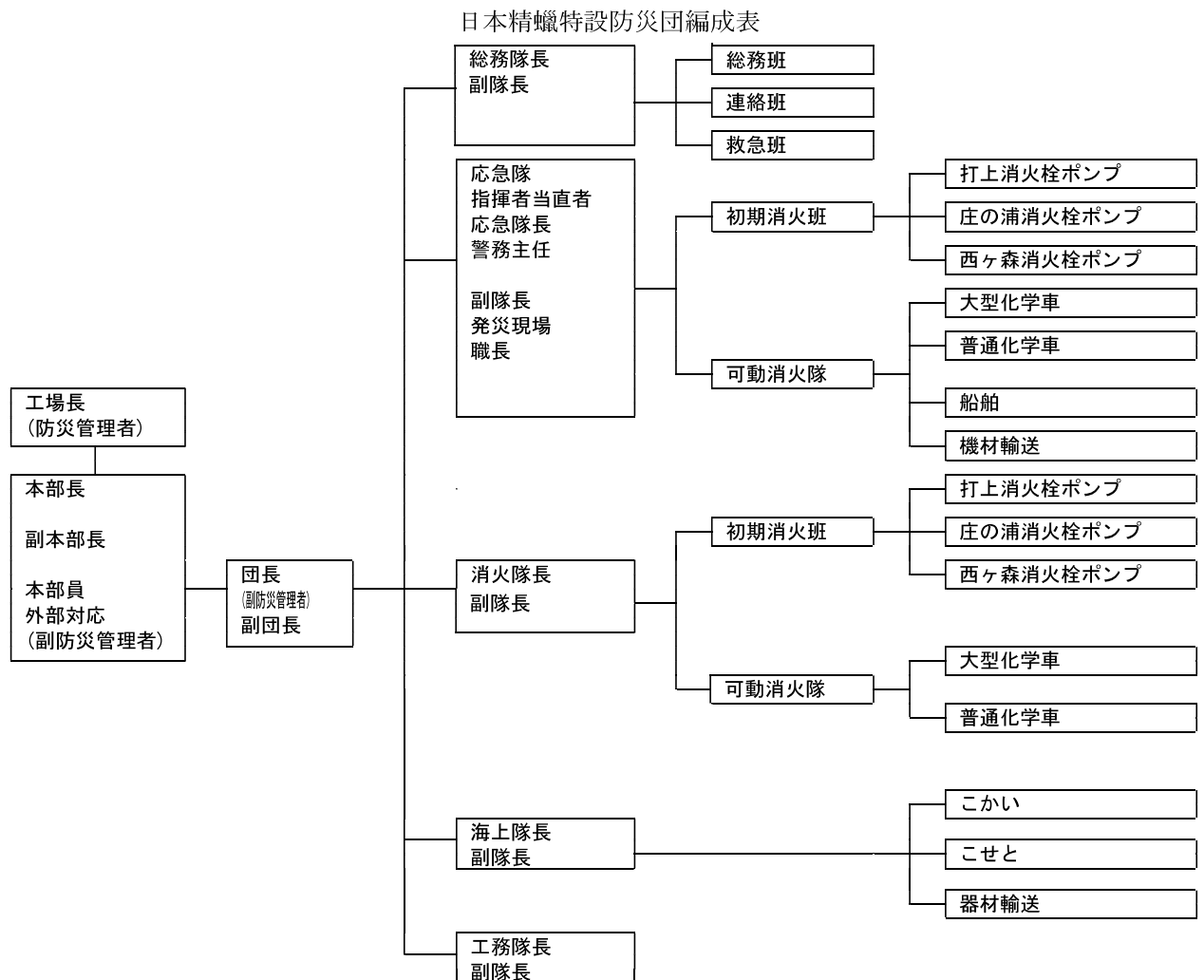
〔周南地区特別防災区域〕

○日本精蠟(株)徳山工場

1 活動の基準

- (1) 日本精蠟(株)徳山工場において災害が発生した場合の連絡及び処置については、緊急かつ確実に行動とする。
- (2) 前項で言う災害とは次のことをいう。
火災、爆発、地震、風水害、流出、漏洩、装置機器等の災害
- (3) 災害が発生した場合は「災害発生時連絡系統表」により連絡するとともに「防災規程」及び「特設防災団規程」に基づき処置対策を行う。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所
 - 第1設置場所：製造事務所応接室
 - 第2設置場所：製造事務所大会議室
- (2) 担当者名
 - 防災・環境担当 外部対応（環境保安課長）
 - 広報担当 外部対応（人事総務部長）
- (3) 通報・発表内容
 - 関係機関 別紙通報様式による
 - 広報担当 別紙様式による

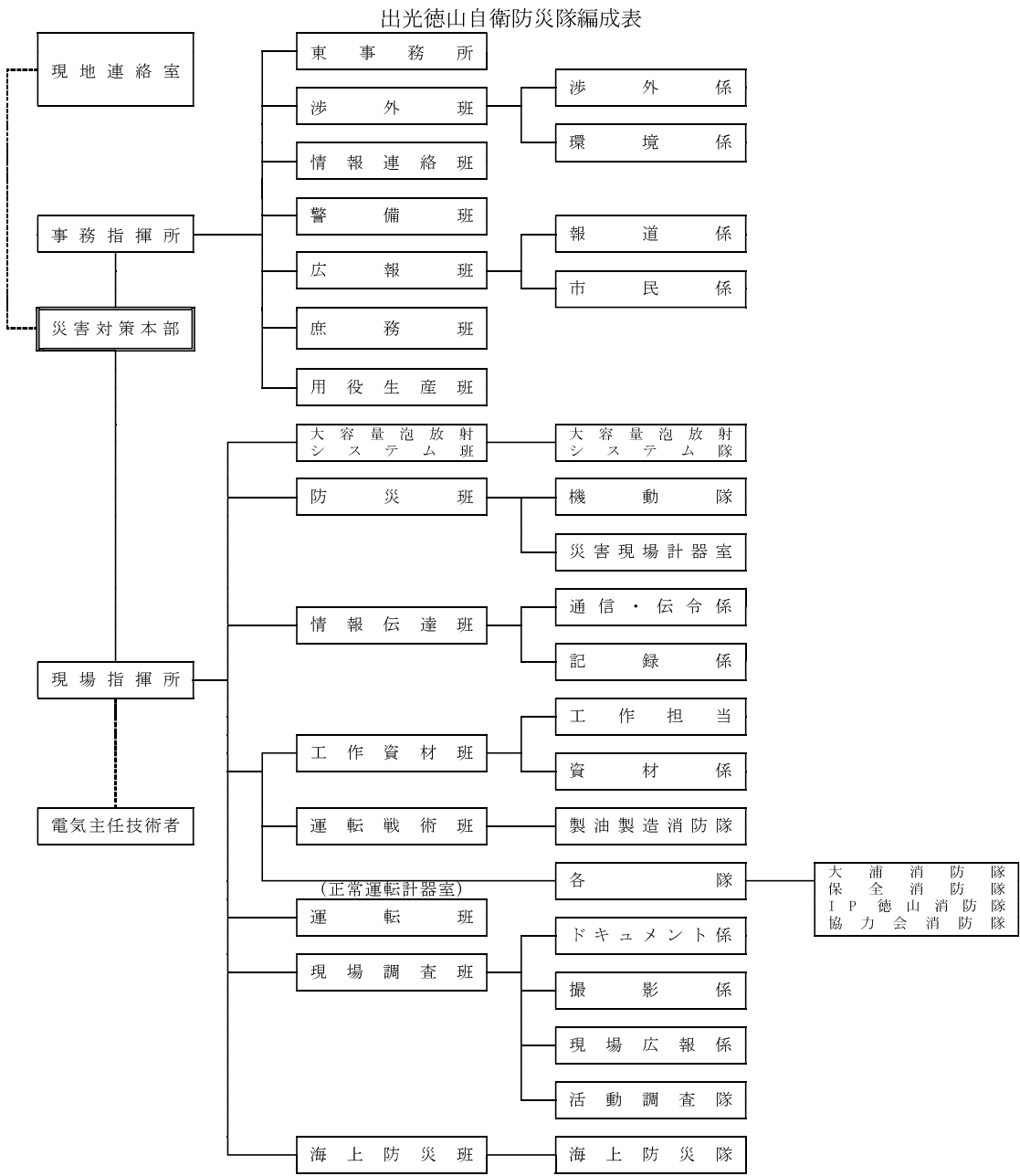
○出光興産(株)徳山事業所、出光興産(株)大浦地区

1 活動の基準

(1) 体制の種別及び設置の基準

- ① 災害対策本部の設置
事故、災害が発生したとき又は予想される場合は災害対策本部を設置する。
- ② 特別編成
災害対策本部を設置するに至らない運転不調等で所長が必要と認めた場合は関係者だけで特別な編成をする。
- ③ 台風、豪雨時の体制
台風の接近に伴い、準備指令、台風1号指令、台風2号指令、台風3号指令を順次発令し、事態の推移に直ちに対処できる体制を敷く。
なお、台風2号指令発令時は災害対策本部を設置する。
- ④ 社外応援
各種相互応援協定等による社外応援は「相互応援要領」にもとづく体制をとる。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

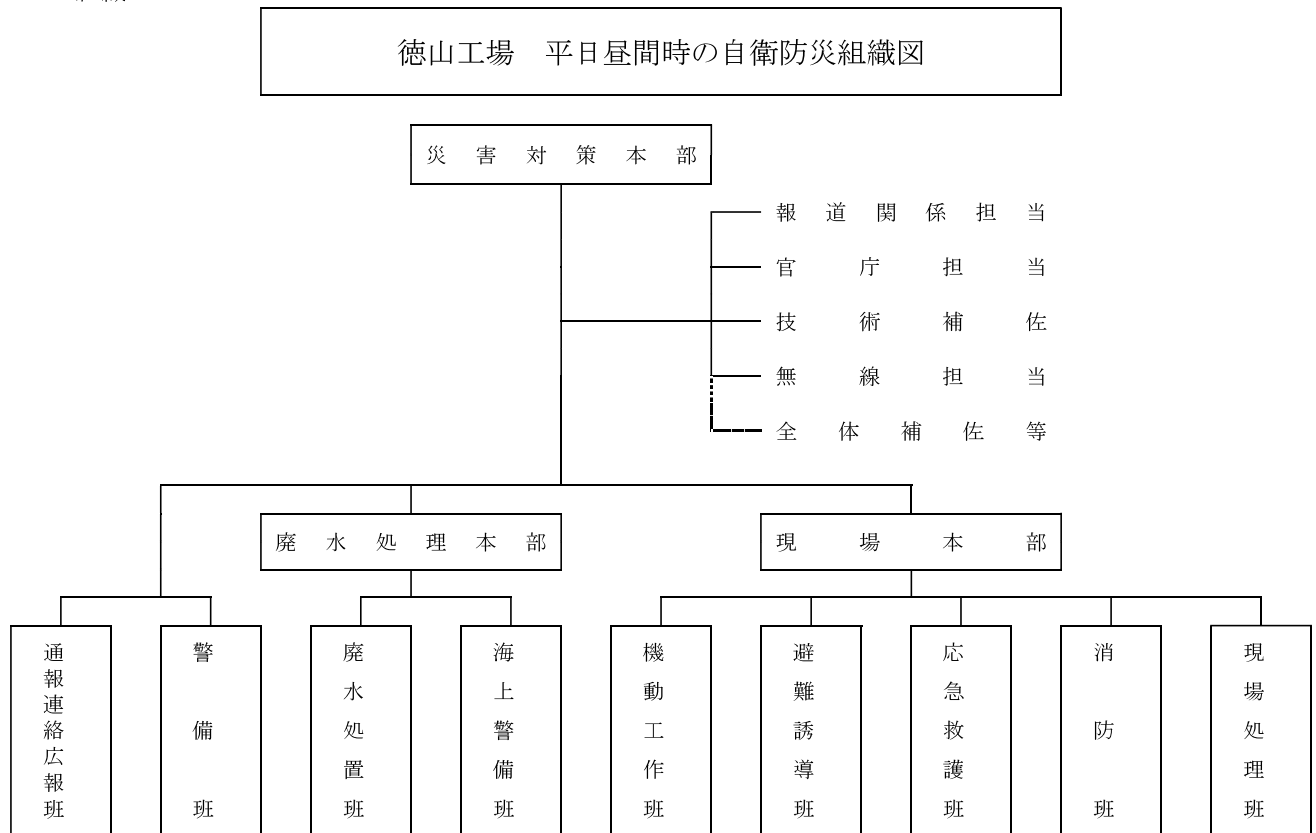
- (1) 設置場所 本館1階第2応接室
- (2) 担当者名 渉外班長 (安全環境係長)
- (3) 通報・発表内容 別紙通報様式による

○日本ゼオン(株)徳山工場

1 活動の基準

災害発生後直ちに各防災管理組織により、災害防止並びに拡大防止に努めるとともに、災害対策本部設置後は本部長の指揮下に入る。

2 組織



3 配備要領

- (1) 昼間：日本ゼオン(株)徳山工場自衛防災細則及び自衛防災基準による。
- (2) 夜間休祭日：〃

4 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 第1設置場所：第1会議室、第2設置場所：ホール
- (2) 担当者名 官庁担当：環境安全課長
報道機関担当：総務人事課長
- (3) 通報・発表内容 関係機関：別紙通報様式による
報道機関：別紙による

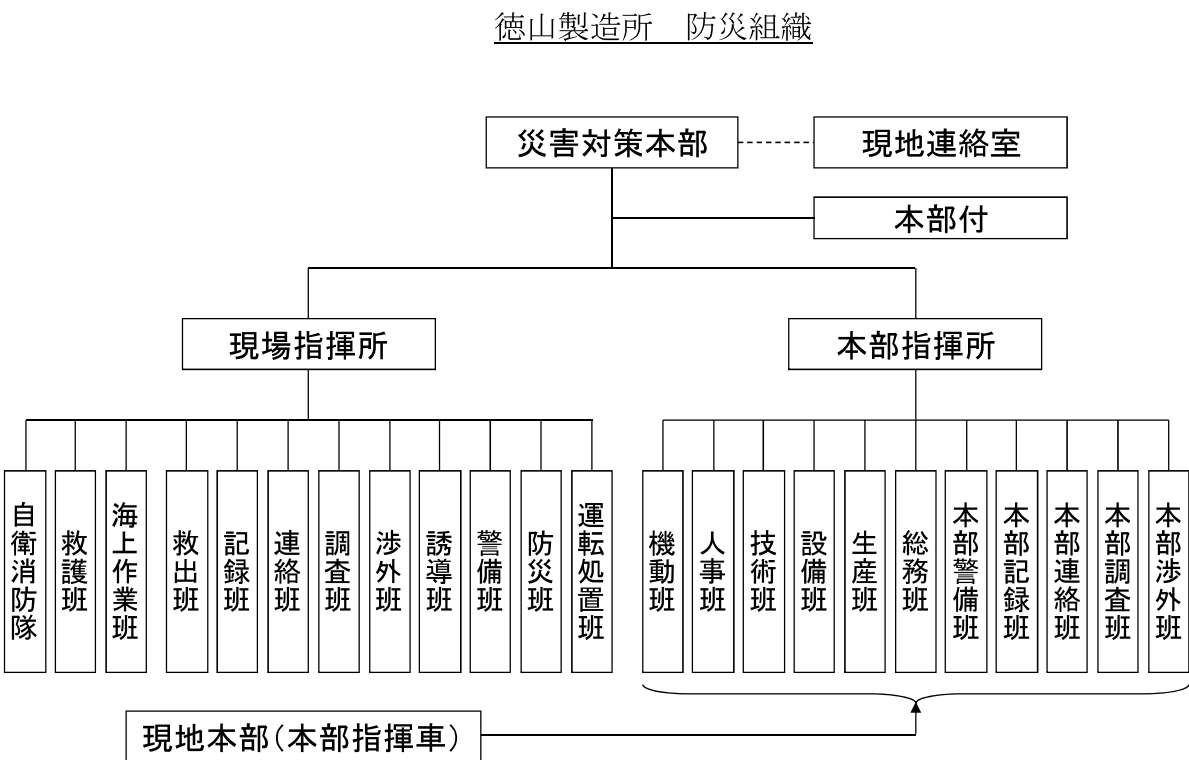
○(株)トクヤマ徳山製造所徳山工場（含、(株)アストム）及び東工場（含、 徳山ポリプロ(株)、サン・アロー化成(株)、タマ化学工業(株)）

災害等が発生した場合は、当社製造所の災害対策要領に基づき防災活動を行う。その活動の基準、組織等は次のとおりである。

1 活動の基準

- (1) 通報
火災、爆発、石油等の漏洩、及び天災によって災害が発生した場合、又はそれが予測される場合には直ちに非常連絡通報設備（電話、社内放送、無線機）により全員に周知させる。
- (2) 自衛消防隊の編成
災害発生部課、及び防災要員等で自衛消防隊を編成する。
- (3) 災害対策本部の設置
災害対策本部長は防災管理者とし、本部は現場指揮所直近に設置する。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

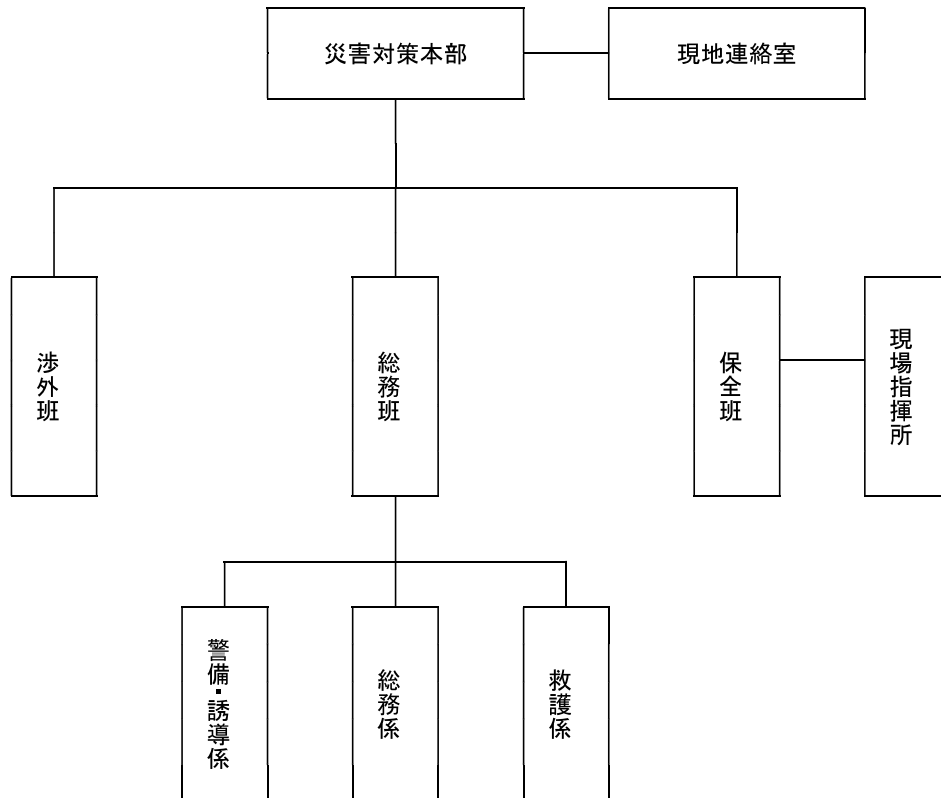
- (1) 設置場所
代 表 ① 技研センター2階
他設置場所 ② 東事務所
- (2) 担当者名 本部渉外班長（安全衛生課長）
- (3) 通報・発表内容 別紙通報様式による

○日本化学工業株式会社徳山工場

1 活動の基準

- (1) 災害が発生した場合の連絡及び措置については、緊急かつ確実に行うものとする。
- (2) 前項で言う災害とは次のことをいう。
火災、爆発、漏洩、地震、風水害
- (3) 災害が発生した場合は「緊急連絡網」により連絡するとともに「防災規程」に基づき処置対策を行う。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 集会室
- (2) 担当者名 環境安全・品質保証課長
- (3) 通報内容 別紙通報様式による

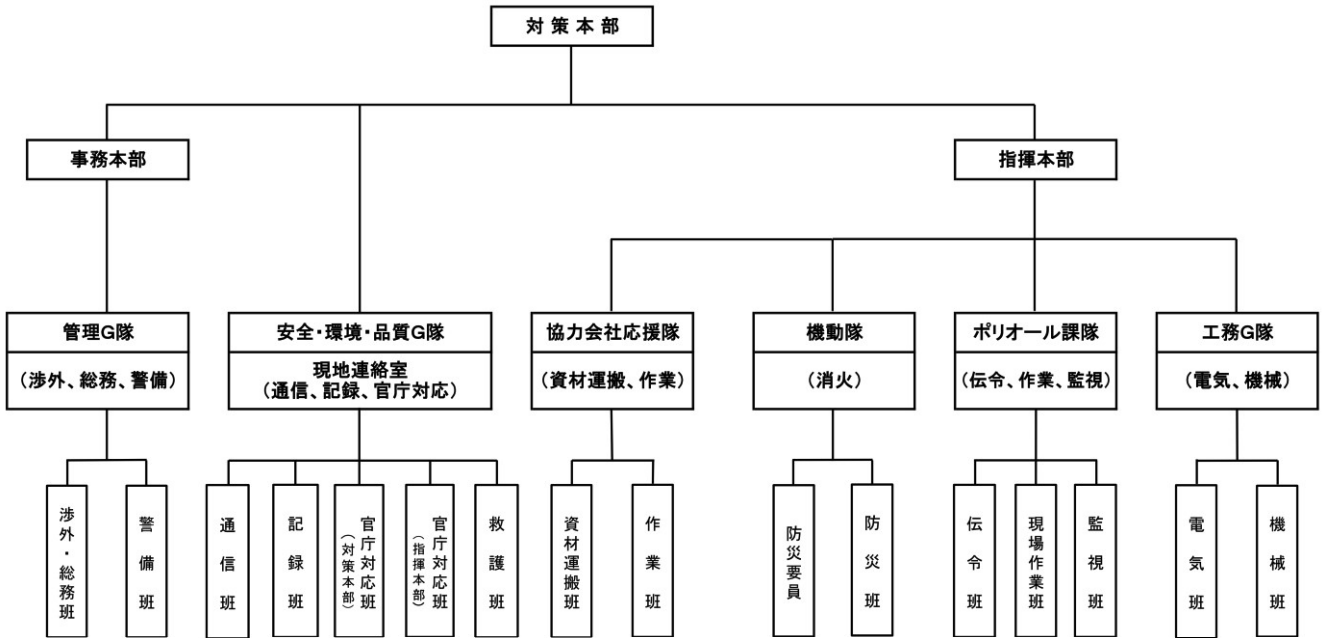
○三井化学(株)岩国大竹工場徳山分工場

1 活動の基準

工場に災害等が発生したとき、あるいは発生のおそれがあるとき、徳山分工場自衛防災組織の発令をもって有効な対応措置を行う。

2 組織

徳山分工場自衛防災組織編成表



3 現地連絡室及び連絡担当者

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 設置場所 | B1 事務棟 第1 会議室等 |
| (2) 担当者 | 安全・環境・品質グループリーダー |
| (3) 通報・発表内容 | 関係機関 別紙様式による |
| | 報道機関 適時内容検討後作成 |

○東ソー(株)南陽事業所

1 活動の基準

(1) 自衛防災組織

災害が発生した場合の鎮圧並びに災害等の拡大を防止するため自衛防災組織を置く。

(2) 通報

災害及び異常現象の通報は通報系統図による。

(3) 防災指令

- ・防災活動上必要な場合、防災指令を発令し、防災体制に移行する。
- ・防災指令発令前の初期防災活動は発災部防災隊及び東ソー総合サービス(株)防災センターが行う。

(4) 防災活動

防災活動に係る具体的事項は防災活動実施基準による。

(5) 応援出動

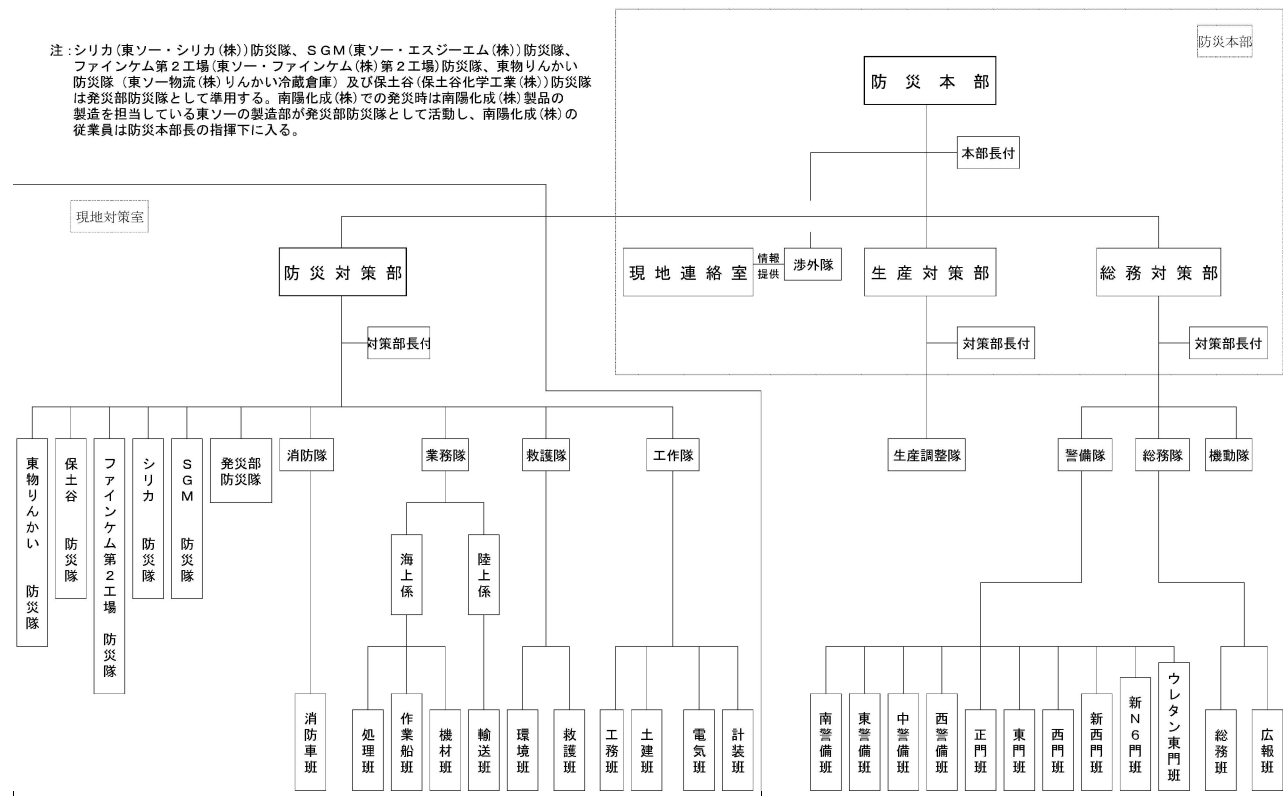
- ・事業所外の会社施設の災害に対する出動は、事業所長の指示による。
- ・高圧ガス陸上輸送に係る応援出動は高圧ガス地域防災活動実施要領による。
- ・コンビナート各社間の相互応援に関する事項は相互援助に関する協定書による。

(6) 災害調査及び対策

災害鎮圧後すみやかに事故対策委員会を設け、災害の原因、被害の状況を調査し、再発防止対策を立案する。

2 組織

南陽事業所 自衛防災組織図



3 現地連絡室及び連絡担当者

現地連絡室は防災本部内におき、情報提供は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 設置場所 | 防災本部内 |
| (2) 情報提供責任者 | 防災本部長 |
| (3) 担当者名 | 渉外隊または防災本部長付 |
| (4) 通報・発表内容 | 関係機関 別紙通報様式による |

○(株)レゾナック徳山事業所

1 活動の基準

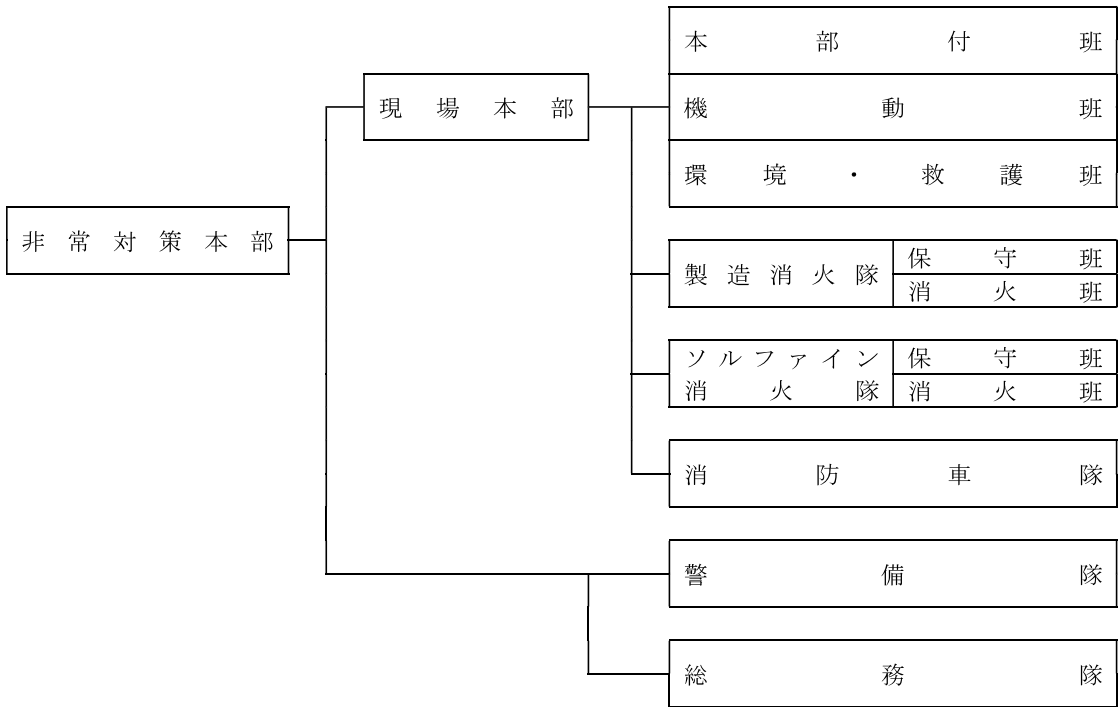
- (1) 火災災害（火災、爆発、油漏れ、ガス漏れ、地震等による災害）が発生したときは、直ちに緊急連絡系統図により連絡を行い、規定された消防体制及び任務表（3の組織図）により防災活動を実施する。
- (2) 台風災害（台風、高潮、豪雨等による災害）が発生するおそれがある場合は、台風対策要領に基づいて防災活動を実施する。
- (3) 海上流出油災害が発生した場合は、直ちに火災災害に準じた防災活動を実施する。

2 組織

事故（火災災害、台風災害、海上流出油災害等）が発生した場合は、すべて消防体制及び任務表に基づいて災害対策本部を設置する。

3 配備要領

消防体制及び任務表に記載した本体制のとおり配備する。



4 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 本事務所 第1会議室
- (2) 担当者名 環境安全グループ 環境安全グループリーダー
- (3) 通報・発表内容 別紙通報様式による

○徳山積水工業(株)

1 活動の基準

- (1) 火災、爆発、ガス漏れ、地震等による災害が発生した場合には、直ちに非常連絡通報設備（一斉指令電話及び非常警笛）により全員に周知させ、徳山積水自衛消防隊組織表（別紙）により編成される徳山積水自衛消防隊の組織と任務に基づいて防災活動を実施する。
- (2) 台風、災害は、台風対策基準に基づいて各職場毎による体制で防災活動を実施する。

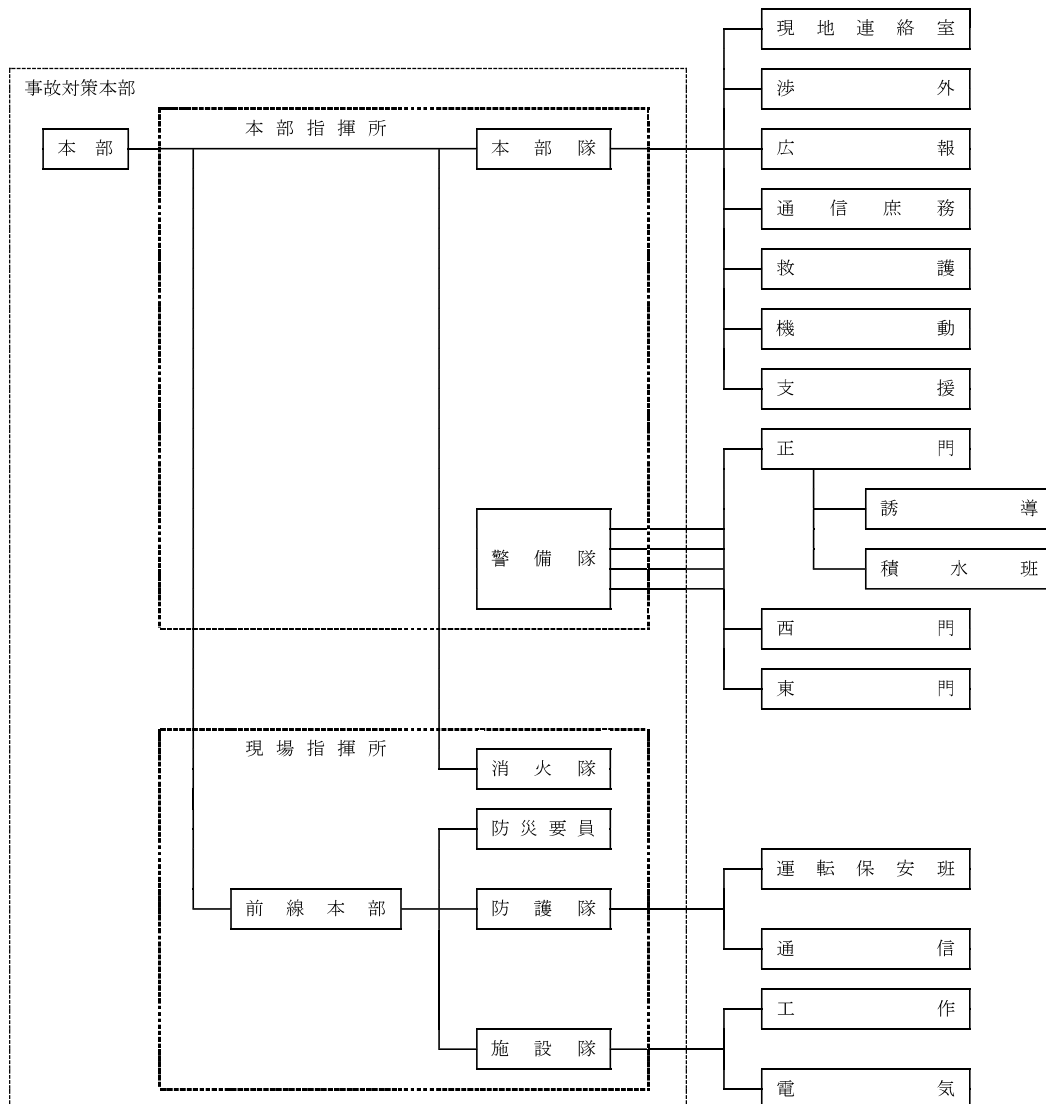
2 組織

- (1) 火災災害の場合 徳山積水自衛消防組織表のとおり

3 配備要領

- (1) 昼 間 活動の基準どおり
- (2) 夜間・休祭日 緊急連絡網により非常呼出を行い、徳山積水自衛消防隊を編成する。

自衛防災組織図



4 現地連絡室及び連絡担当者

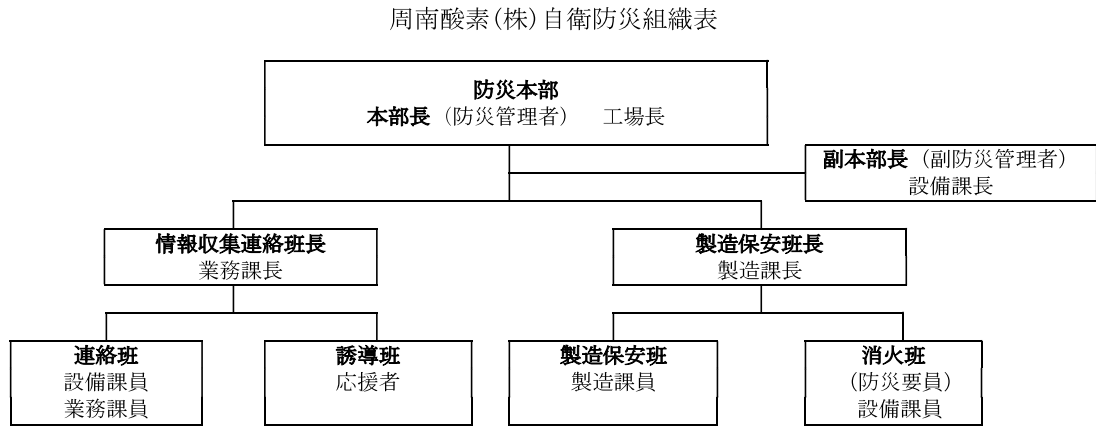
- (1) 設置場所 本館 3 階中会議室
- (2) 担当者名 安全環境グループ長
- (3) 通報・発表内容 関係機関様式による
別紙通報様式による

○周南酸素(株)

1 活動の基準

災害（火災、爆発、漏洩、地震、風水害）が発生した場合、直ちに非常連絡通報設備（構内一斉放送、火災報知器等）により連絡を行い、自衛防災組織表に基づいて防災本部を編成し、総指揮者のもとに各担当任務に従い、防災活動を実施する。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| (1) 設置場所 | 周南酸素(株) 1 階会議室 |
| (2) 担当者名 | 情報収集連絡班長 |
| (3) 通報・発表内容 | 関係機関 別紙通報様式による
報道機関 別紙様式による |

○日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所（周南エリア）

1 活動の基準

(1) 事故発生の場合

ア 設備、施設の爆発、火災事故及び高圧ガス、危険物、毒劇物の漏洩、流出等の事故が発生した場合は、直ちに周南エリアの防災規程に定める連絡系統に従い、非常通報設備（警報装置、緊急連絡電話）等により通報する。

イ 事故の発生部署は、職場防災隊を組織し、災害の拡大防止活動を行う。

ウ 災害の場合は、特設自衛防災隊を出動させ、防災活動を行う。

エ 事故の状況により、所長（保安防災管理者）は事故（防災）対策本部を設置し、対策活動を実施する。

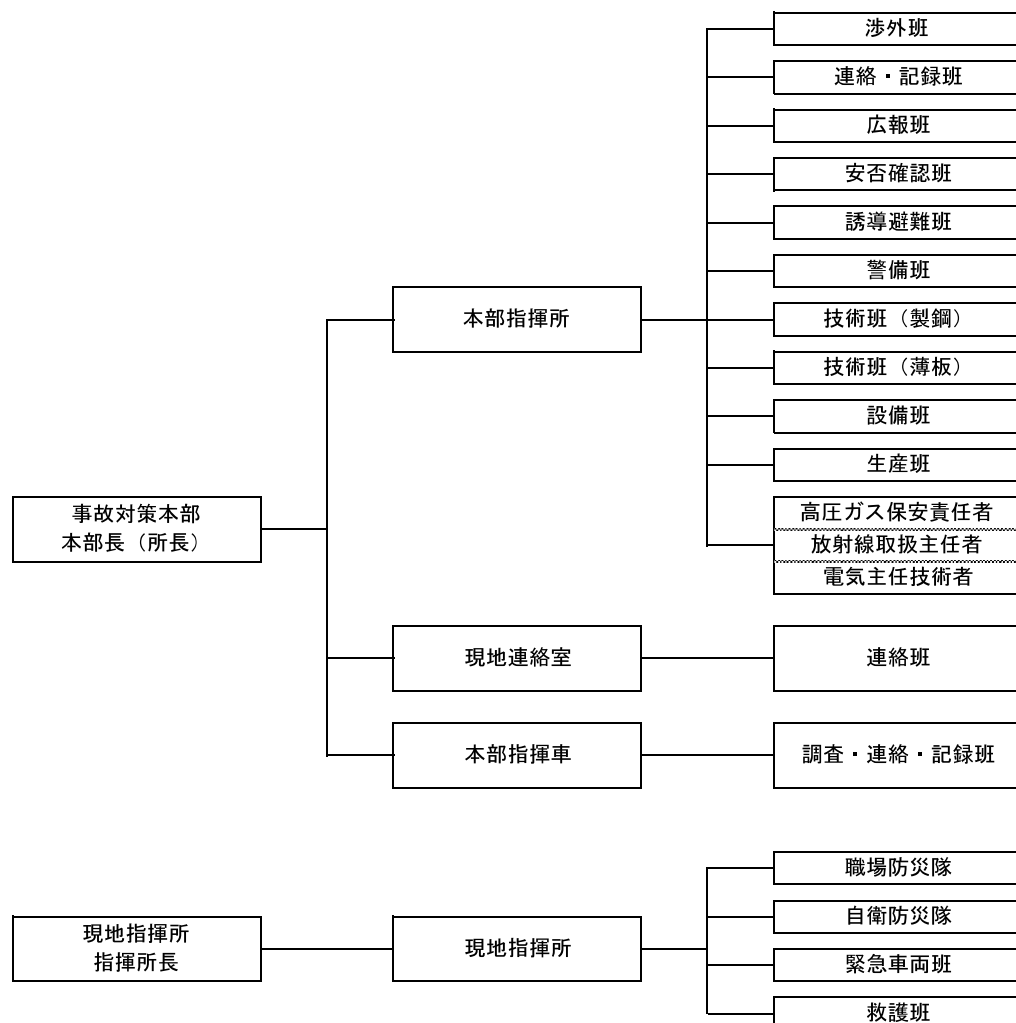
(2) 台風、高潮等の場合

ア 台風、高潮等の緊急事態に対しては、所の台風等防災規程に基づき、各工場等は、準備体制、警戒体制並びに台風防災体制を敷く。

イ 事態の状況により、所長は事故（防災）対策本部を設置し、対策活動を実施する。

2 組織

事故（防災）対策本部組織図



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 薄板工場事務所冷延会議室B
- (2) 担当者 周南薄板管理室長
- (3) 通報・発表内容 関係機関 山口県石油コンビナート等防災計画に定める様式による
報道機関 //

○保土谷化学工業㈱南陽工場

1 活動の基準

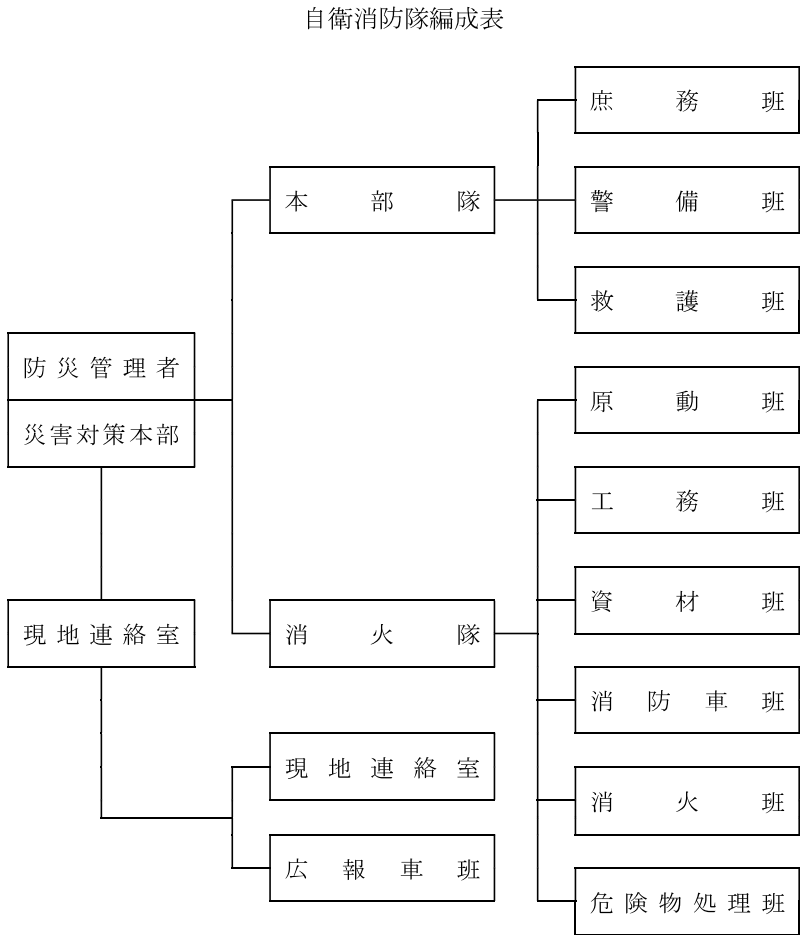
災害（火災、爆発、油漏れ、ガス漏れ、地震津波等による災害）が発生したときは、直ちに非常電話により「異常時、災害等発生時通報連絡系統図」に従い通報を行い、自衛消防隊を編成し、自衛消防隊任務に基づき防災活動を実施する。

2 組織

- (1) 火災の場合 自衛消防隊編成表のとおり
- (2) 風水害の場合 //
- (3) 流出油災害の場合 //

3 配備要領

- (1) 昼間の場合 活動の基準のとおり
- (2) 夜間、休祭日の場合 原則的に昼間の場合と同様であるが、一切の指揮は宿日直者が行うものとし、本部長又は副本部長が到着するまで本部長代理として指揮をとり、勤務者および防災要員で自衛消防隊を編成し防災活動に当る。



4 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 大会議室
- (2) 担当者名 環境安全室長
- (3) 通報内容 石油コンビナート等異常現象通報様式

○東ソー・ファインケム(株)第 1 工場

1 活動の基準

(1) 自衛防災組織

災害が発生した場合の鎮圧並びに災害等の拡大を防止するため自衛防災組織を置く。

(2) 通報

災害及び異常現象の通報は通報系統図による。

(3) 防災指令

ア 防災活動上必要な場合、防災指令を発令し、防災体制に移行する。

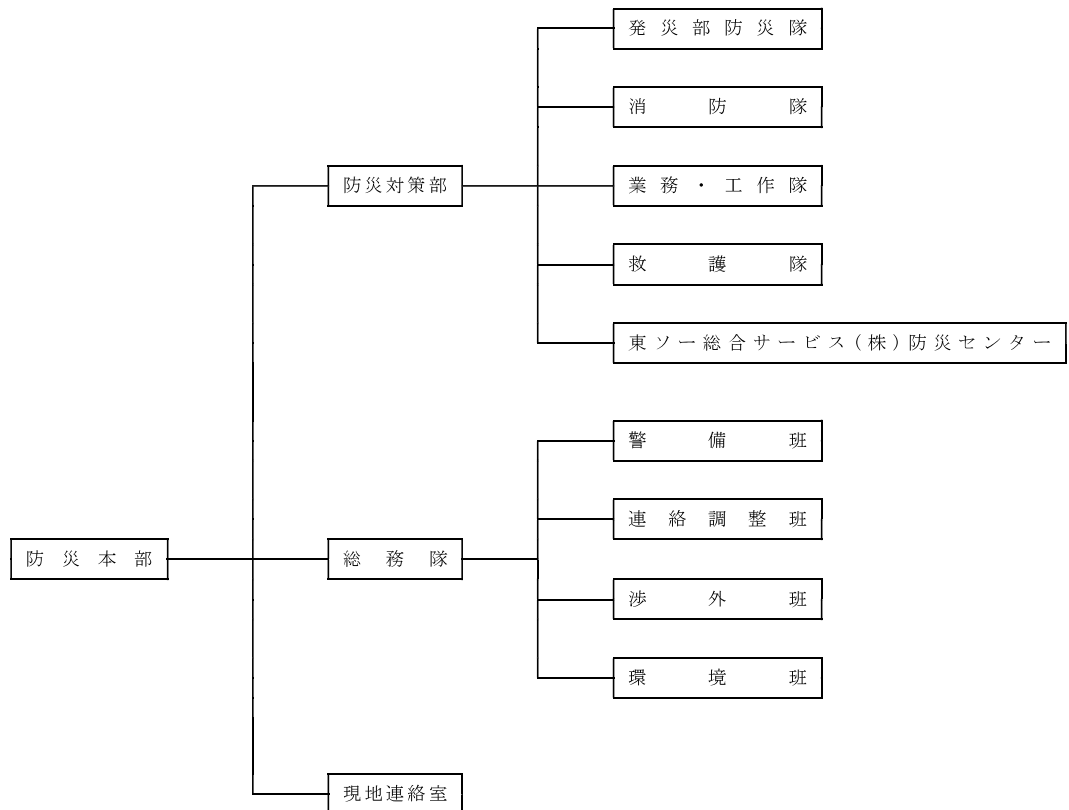
イ 防災指令発令前の初期防災活動は、発災部防災隊が消防隊及び東ソー総合サービス(株)防災センターの協力を得て行う。

(4) 防災活動

防災活動に係る具体的事項は防災規程の防災活動実施基準による。

2 組織

東ソー・ファインケム(株)第 1 工場 自衛防災組織図



3 現地連絡室及び連絡担当者

(1) 設置場所

第 1 設置場所：事務所 2 階 201 会議室

第 2 設置場所：事務所 2 階 203 会議室

(2) 担当者名

現地連絡室（環境保安・品質保証部長）

(3) 通報・発表内容

関係機関

石油コンビナート等異常現象通報様式による。

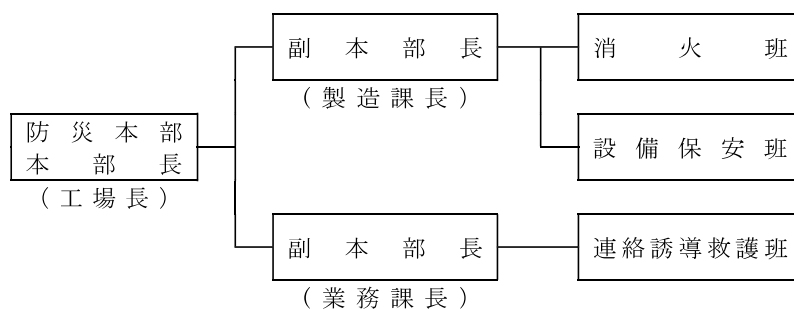
○(有)新南陽サンソ

1 活動の基準

- (1) 火災、爆発、ガス漏れ、地震等による災害が発生した場合は、直ちに緊急連絡系統図により連絡を行い、自衛防災組織表に基づいて防災本部を編成し、各担当任務に従い防災活動を実施する。
- (2) 台風、高潮、豪雨等による災害が発生するおそれがある場合は、防災要員（２～３名）を定め、監視要員とするとともに、状況に応じて前記防災組織の招集編成を行う。

2 組織

(有)新南陽サンソ自衛防災組織表



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 事務所応接室
- (2) 担当者名 副本部長（業務課長）
- (3) 通報内容 石油コンビナート等異常現象通報様式に準じて行う

○東ソー・ファインケム(株)第3工場

1 活動の基準

(1) 災害発生の場合

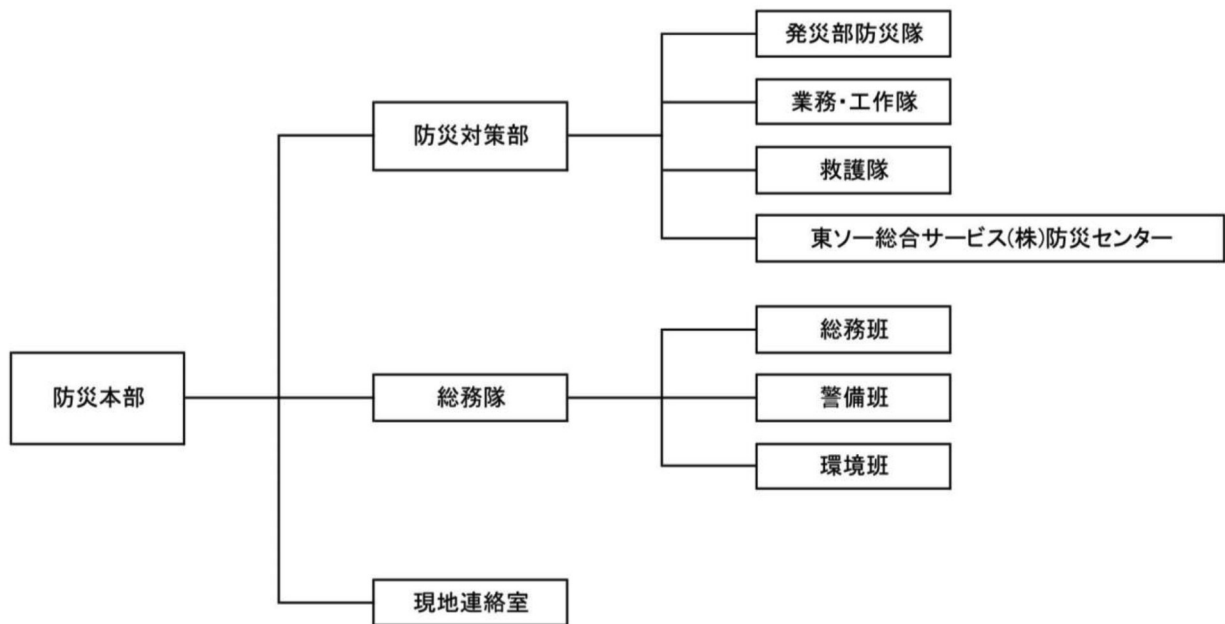
災害が発生した場合の連絡及び措置については、緊急かつ確実に行うものとする。

(2) 前項でいう災害とし次のことをいう。

火災、爆発、漏洩、地震、津波、その他風災害

(3) 災害が発生した場合は「緊急時通報連絡表」により連絡するとともに「防災規程」に基づき処置対策を行う。

2 組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

(1) 設置場所 本事務所2階会議室

(2) 担当者名 現地連絡室（環境保安課課長）

(3) 通報内容 石油コンビナート等異常現象通報様式による。

〔宇部・小野田地区特別防災区域〕

〇UBE(株)宇部ケミカル工場東西地区

1 活動の基準

(1) 緊急事態

保安上重大な問題(火災、爆発、有害物質の流出・漏洩等)となりうる緊急事態が発生した場合は、別に定める「災害対策本部運営基準」に基づき防災管理者(災害対策本部長)の指令により、必要な措置を行う。

(2) 火災(工場内における危険物及び高圧ガス施設並びに火災予防上関係のあるその他の建築物、工作室等における火災、爆発、油漏れ等による災害)に際しては、工場内「火災警報設備」並びに放送設備により全工場へ通報し、別に定める「ケミカル防災隊基準」により防災活動を実施する。

(3) 天災

地震・台風及び津波等の天災に際しては、別に定める「天災発生時の措置基準」に基づき、工場長発令により必要な措置を行う。

2 組織

(1) 緊急事態の場合 別に定める自衛防災組織図による。

(2) 火災の場合 別に定める消防組織図(平日、夜間休日の場合)による。

(3) 天災の場合 別に定める台風対策本部もしくは地震対策本部組織による。

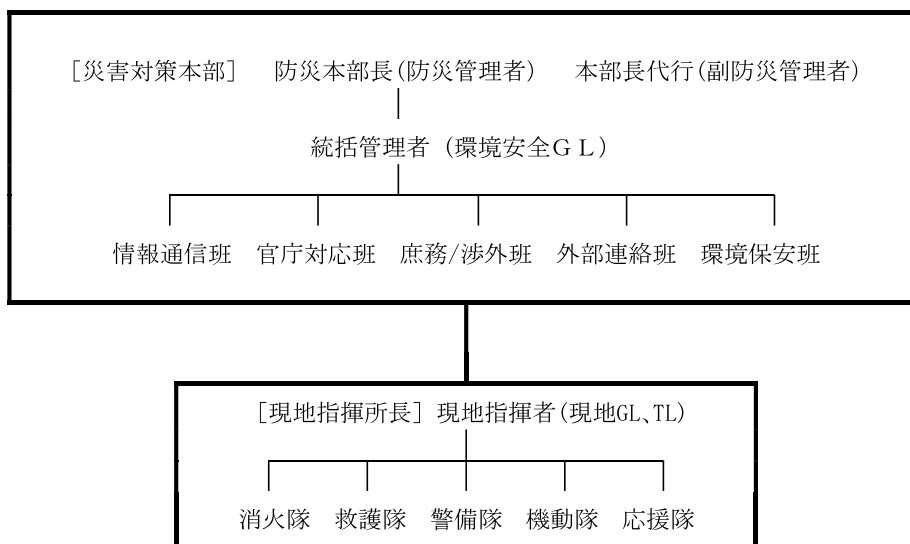
3 配 備 要 領

(1) 昼間において上記(1) (2) (3) とともに別に定める組織とする。

(2) 夜間、休日の場合 消防隊については休日夜間編成表によることとし、状況により緊急呼出(管理職並びに非番従業員)を行い、昼間編成に移行する。

その他の場合は状況により本部要員及び必要要員の緊急呼び出しを行い、昼間編成により逐時移行する。

宇部ケミカル工場東西地区防災組織



4 現地連絡室及び連絡担当者

(1) 設置場所 東地区(第二会議室)

(2) 担当者名 環境安全グループリーダー(環境保安班)

(3) 通報内容 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会「初動対応マニュアル」に定める様式による

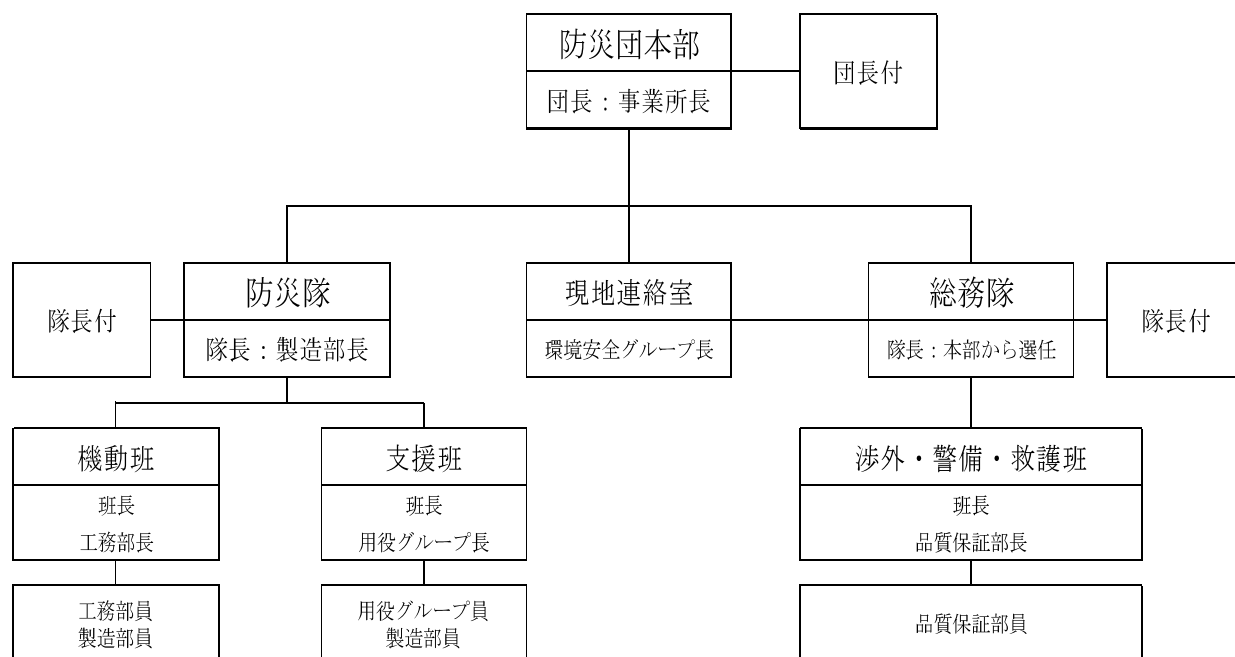
OEJホールディングス(株)宇部事業所

1 活動の基準

- (1) 緊急事態等（火災、爆発、油・ガス漏れ、地震による災害等）が発生したときは、直ちに工場全域に非常通報（ページング放送）を行う。また、この非常通報を受けて防災管理者は、防災活動を主体とした防災団組織を編成し、各々の任務・役割に応じた防災活動にあたる。
- (2) 台風等（豪雨等の風水害含む）による防災活動は、別に定める「台風等防災基準」に準ずるほか、必要に応じて接近前に防災団を編成し、警戒態勢にあたる。

2 組織

防災団組織図



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 第1会議室
- (2) 担当者 環境安全グループ長
- (3) 通報内容 別途、通報様式による

〇 U B E (株) 宇部ケミカル工場藤曲地区

1 活動の基準

- (1) 火災、石油等の漏洩及びその他の異常現象が発生した場合には、宇部・山陽小野田消防局及び共同防災管理事業所に通報するほか別に定める「緊急事態行動基準」に従い関係箇所及び関係者に通報連絡を行い、自衛防災隊を編成し、防災活動を行う。
- (2) 緊急事態が発生した場合、防災管理者が緊急事態の発令を行うと共に、「緊急事態行動基準」に従い、自衛防災隊を編成し、防災活動を行う。なお、災害対策本部は、「緊急事態行動基準」に基づき設置する。

2 組 織

緊急事態が発令された場合には、直ちに「自衛防災隊組織図（平日・昼間時）」に示す体制により防災活動を行う。

3 配備要領

(1) 平日・昼間

緊急事態が発令されたら、自衛防災隊を編成し、防災活動を行う。

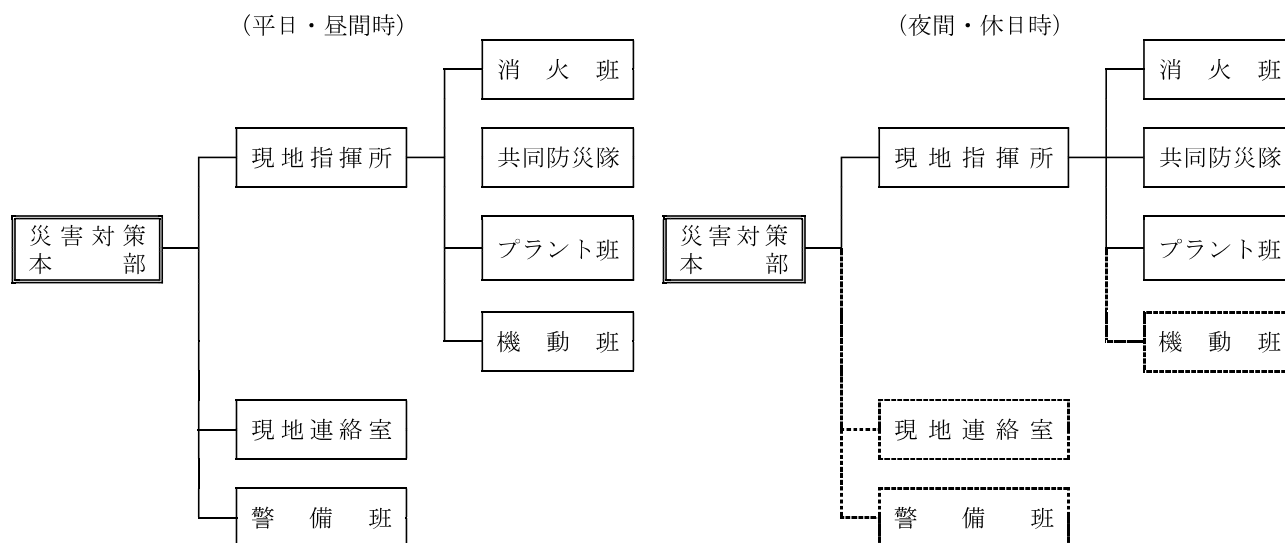
(2) 夜間・休日

緊急事態の通報を受けた副防災管理者は、必要に応じて通報内容を確認の上、緊急事態の発令を行うと共に関係先に連絡通報し、防災活動を行う。なお、緊急事態の発令と同時に緊急呼集を行い、要員到着後、逐次、平日・昼間体制に移行する。

4 共同防災組織との関係

共同防災組織との関係は、別に定める「共同防災規程」の定めによる。

自 衛 防 災 組 織 図



5 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 本館 1 階
- (2) 担当者名 副災害対策本部長（藤曲環境安全 G L）
- (3) 通報内容 関係機関 別紙通報様式による
報道機関 別紙様式による

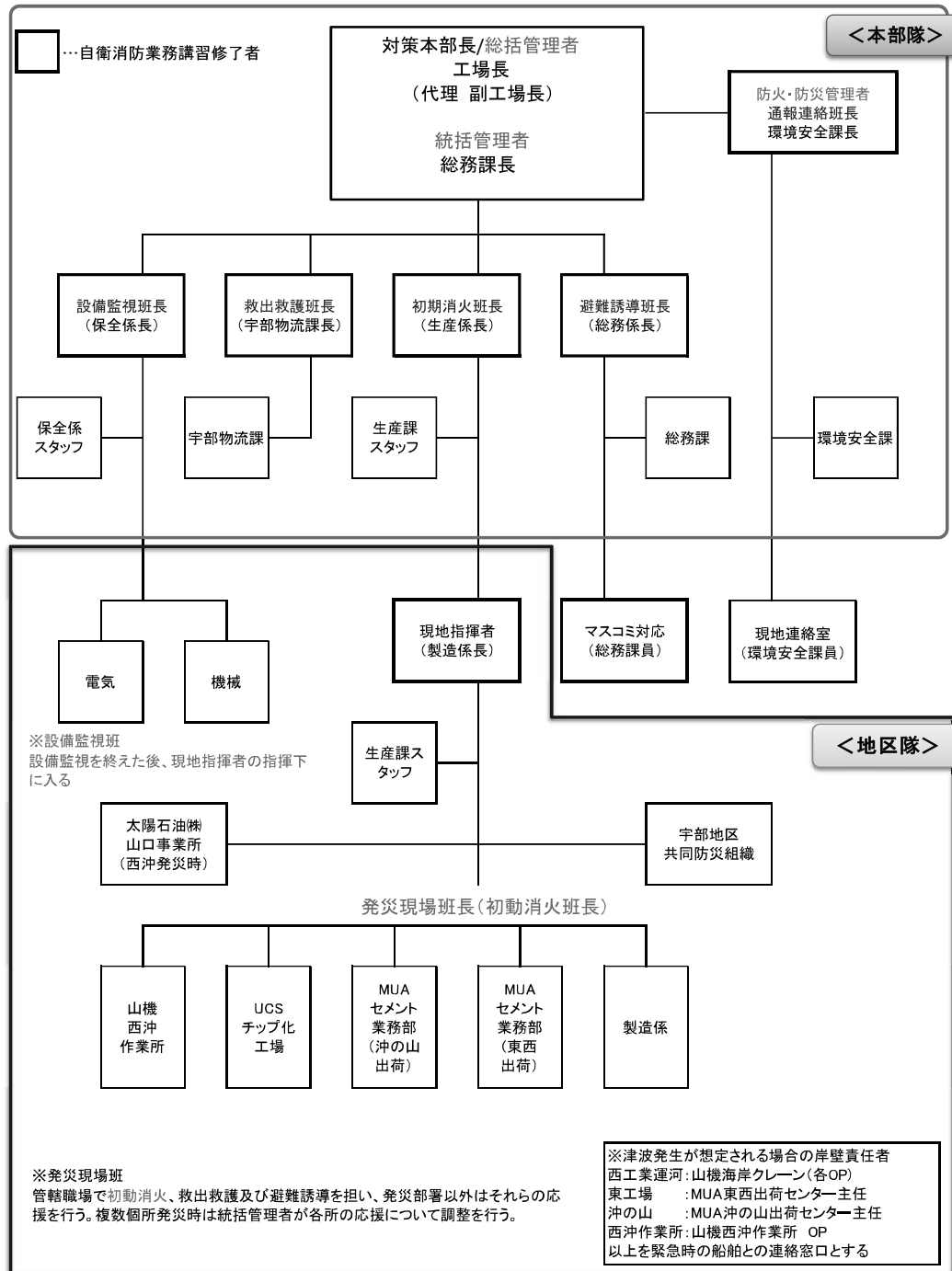
〇UBE三菱セメント(株)宇部セメント工場

1 活動の基準

- (1) 災害（火災、爆発、漏洩、地震、風水害）を発見したものは直ちに宇部セメント工場 消防計画（防災規程）に定める通報連絡を行い、またその編成と任務分担に基づいて防災活動を行う。

2 組織

自衛消防組織



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 工場内会議室
- (2) 担当者名 環境安全課 0836-35-2848
- (3) 通報内容 宇部・山陽小野田地区特別防災区域保安防災協議会初動対応マニュアルに定める様式による

○太陽石油(株)山口事業所（含、UBE(株)西沖倉庫、UBE三菱セメント(株)西沖の山石灰石センター）

災害が発生した場合は、合同事業所の防災規程に基づき防災活動を行う。その活動の基準、組織等は次のとおりである。

1 活動の基準

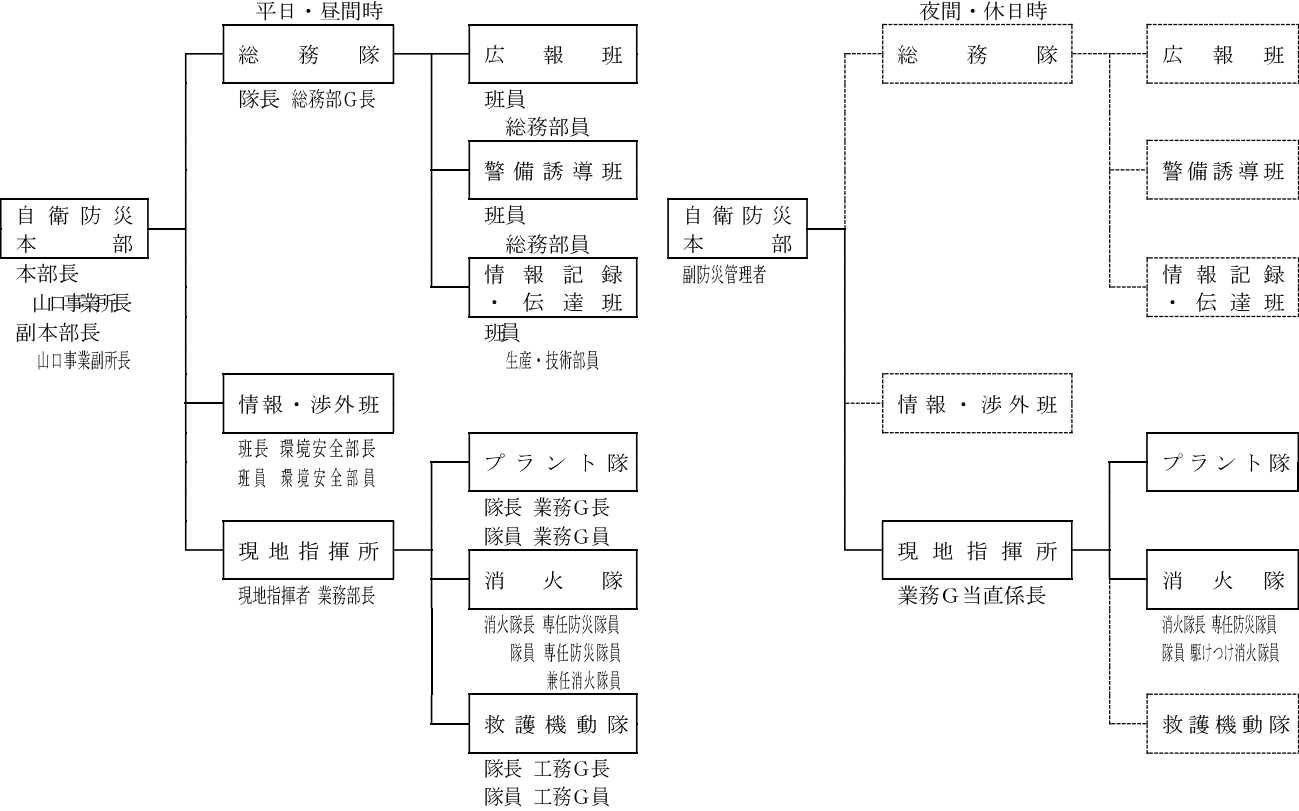
(1) 通報

火災、爆発、石油等の漏洩、及び異常な自然現象による災害が発生した場合、又はそれが予測される場合は、「緊急事態措置規則」に基づき直ちに工場全般に通報（緊急ページング、防災用無線等）を行い全員に周知させる。

(2) 自衛防災隊の編成

緊急事態発生時には、太陽石油(株)山口事業所で構成する「西沖自衛防災隊」を編成する。西沖自衛防災隊組織図は別図による。

西沖自衛防災隊組織図



(注) 緊急呼集により、隊員が集結次第
平日・昼間時の体制に移行する。
(注) 休日夜間で不在となる組織を破線で示す。

2 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 202会議室
- (2) 担当者名 情報・渉外班 班長（環境安全部長）
情報・渉外班 班員（環境安全部員）
- (3) 通報内容 関係機関：別紙通報様式による

○セントラル硝子(株)宇部工場

災害発生時は「セントラル硝子(株)宇部工場災害対策本部規程」に基づき全従業員および関係会社、協力事業所をもって「自衛防災隊」を編成し防災活動を行う。

1 活動の基準

災害発生時は、直ちに災害対策本部規程に定める連絡方法により通報連絡を行い、自衛防災隊を編成し防災活動を行う。

2 組織

防災隊の組織編成は「自衛防災隊組織図」による。

3 配備要領

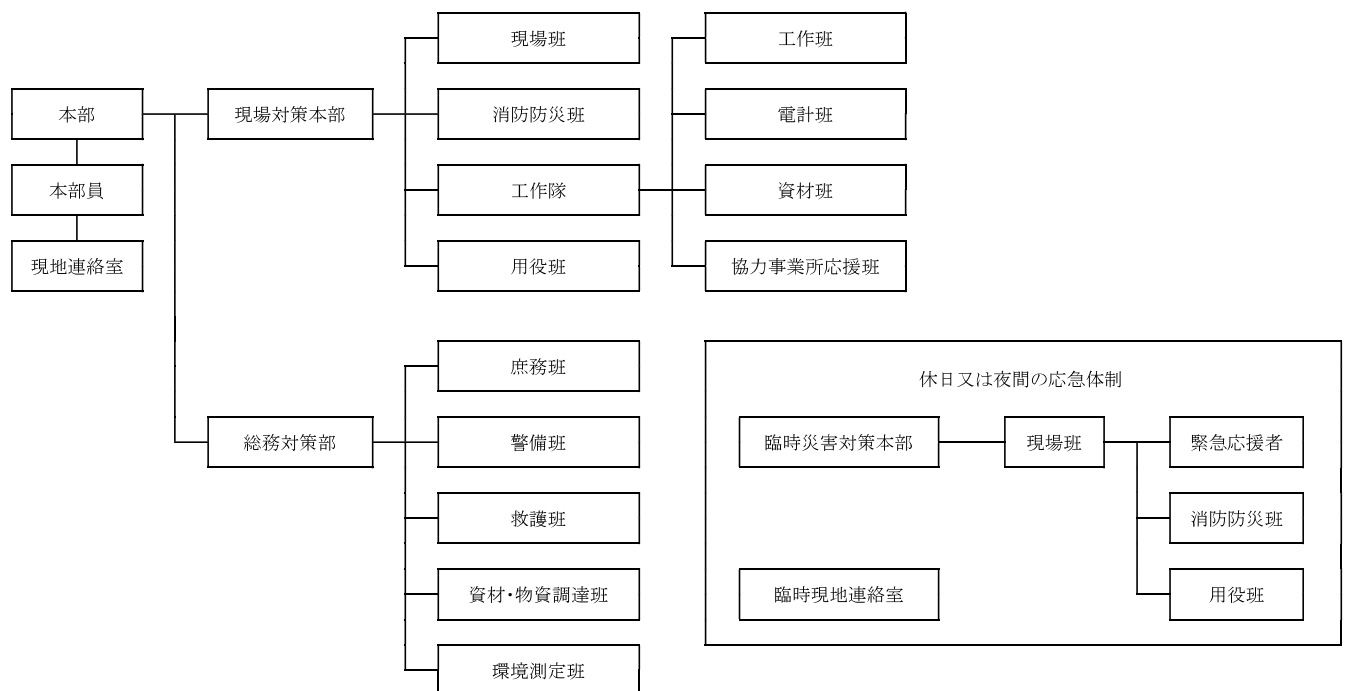
(1) 昼間

活動の基準どおり自衛防災隊を編成し防災活動を行う。

(2) 夜間、休日

災害対策本部規程に基づく「休日又は夜間の応急体制」により応急防災措置を講ずるほか、関係者を呼び出し正規の自衛防災隊を編成し防災活動を行う。

自衛防災隊 組織図



4 現地連絡室及び連絡担当者

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 設置場所 | 管理課保安G |
| (2) 担当者名 | 環境安全課長（夜間は当直副防災管理者） |
| (3) 通報・発表内容 | 関係機関 別紙通報様式による
報道機関 別紙通報様式による |

○テクノUMG(株)宇部事業所

1 活動の基準

災害発生時は直ちに『テクノUMG 防災規程』に定める連絡方法により通報連絡をすると共に同規程に則り自衛防災隊を編成して、防災活動を行う。

2 組織

防災隊の組織編成は『自衛防災組織』と『臨時自衛防災隊』による。

3 任 務

防災隊の任務は『各隊の任務と役割』による。

4 配備要領

(1) 昼間

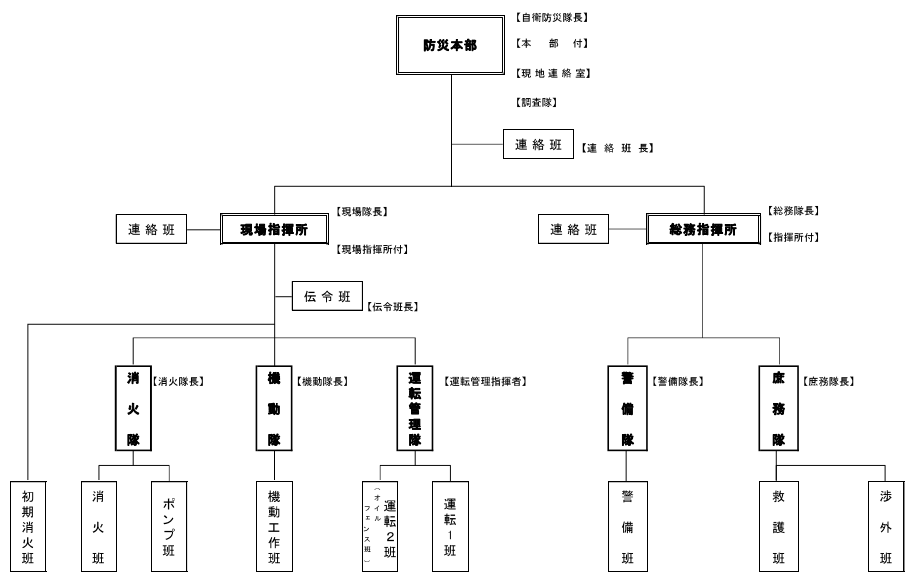
『自衛防災組織』により、防災隊を編成して防災活動を行う。

(2) 夜間・休日

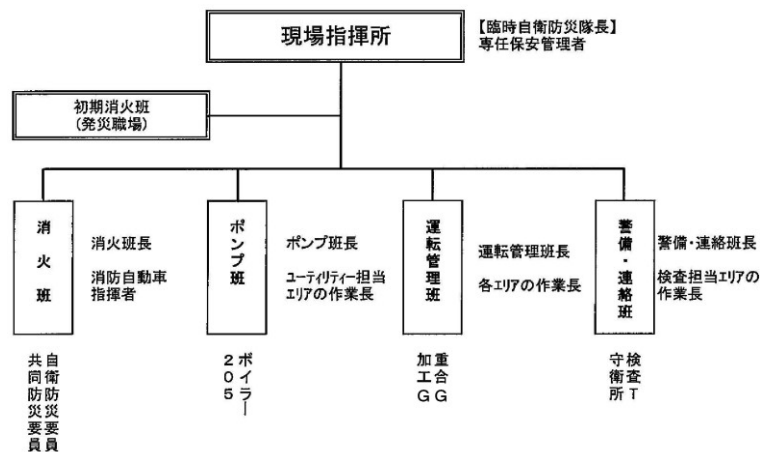
『臨時自衛防災組織』により、夜間・休日の防災隊を編成して防災活動を行う。

この間に関係者の呼び出しを行い、体制が整い次第、自衛防災組織への移行を行う。

自衛防災組織(宇部事業所)



臨時自衛防災組織



5 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 防災本部横 (会議室-1)
- (2) 担当者名 宇部生産技術担当部長
- (3) 通報内容 別紙通報様式による

○チタン工業(株)宇部工場

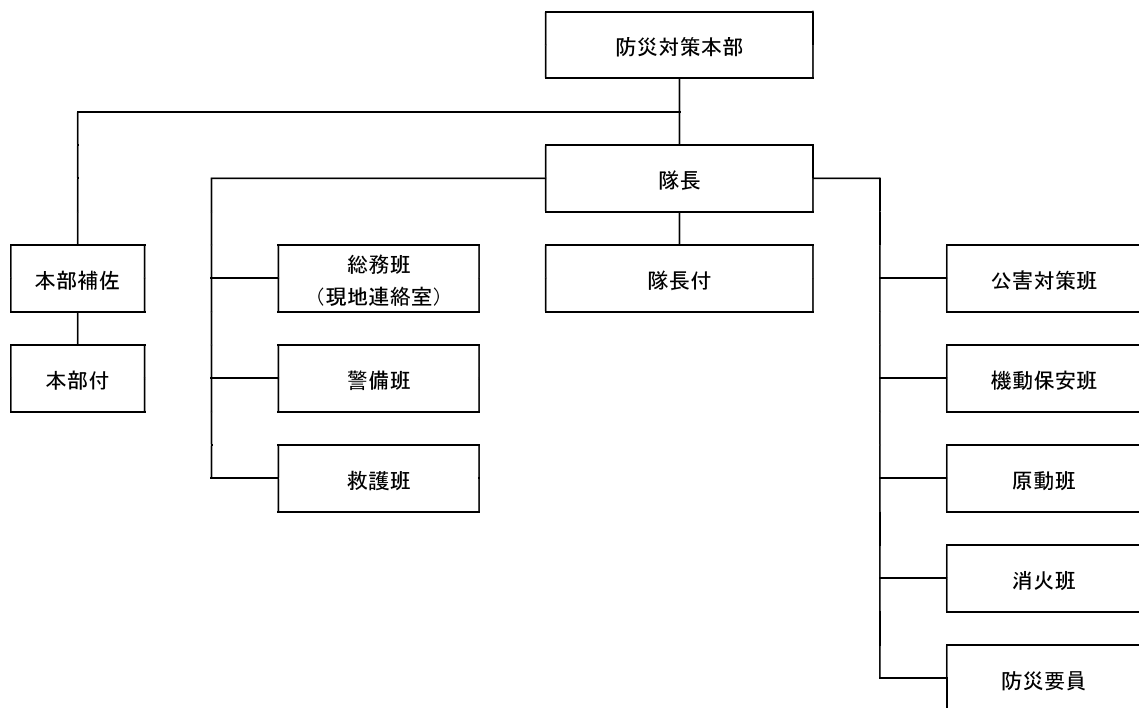
1 活動の基準

- (1) 異常現象〔出火、爆発、漏えい、破損、暴走反応等〕を発見あるいはその危険を予知した者は臨機の処置を講ずるとともに直ちに設備所管グループ及び総務人事グループ（夜間は設備所管グループ班長及び工務グループ電機排水処理運転班）に連絡する。
- (2) 連絡を受けた総務人事グループ主席（夜間は設備所管グループ班長及び工務グループ電機排水処理運転班）は直ちに119番通報し、必要な場合は総務人事グループ（夜間は工務グループ電機排水処理運転班）は全社放送で自衛防災隊の出動を要請する。
- (3) 自衛防災隊の出動の要請があった場合は、自衛防災隊員はそれぞれの任務分担に基づいて防災活動に当たるものとする。

2 組織

- (1) 自衛防災隊組織図の編成は次のとおり

チタン工業自衛防災隊組織図〔平日（昼間）〕



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 事務所1階事務室
- (2) 担当者名 総務人事グループ 主席部員
- (3) 通報内容 別紙通報様式による

○日興石油(株)沖の山油槽所

1 活動の基準

- (1) 火災、台風、災害〔火災、爆発、油漏れ、台風、豪雨、地震等による災害〕が発生した場合は速やかに定められた手順（日興石油火災予防規程、並びに危害予防規程）により応急措置を講じるほか、必要により作業員を非常招集し、自衛防災隊の編成任務に基づいて、防災防衛活動を行う。
- (2) 海上油流出災害〔海上に油流出による災害〕が発生した場合は速やかに、オイルフェンスを展開し拡散防止を計り、かつ、定められた手順による応急措置を講じると共に災害の規模によっては、関係各官庁、地域関係団体に連絡、協力を要請、防災活動を行う。

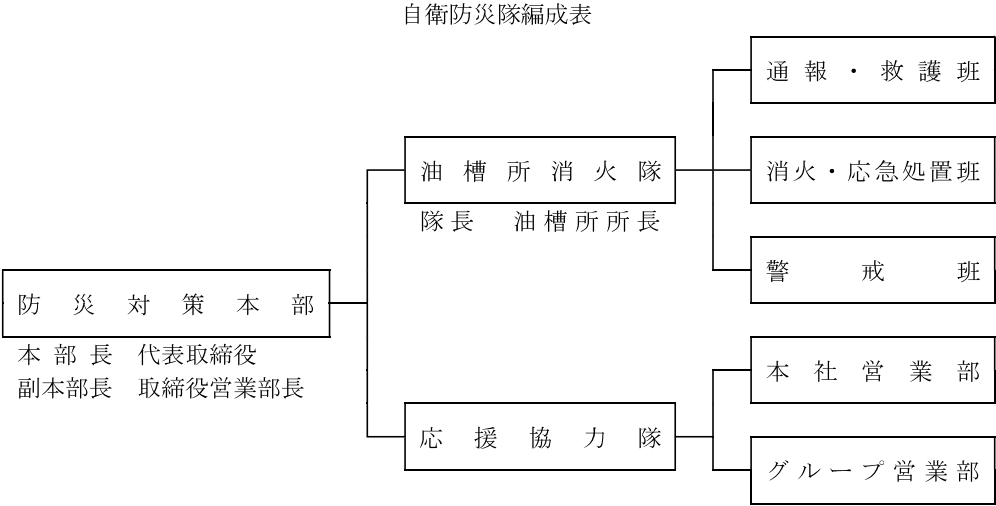
2 組織

日興石油沖の山油槽所自衛防災隊編成配置表のとおり

3 配備要領

日興石油沖の山油槽所自衛防災隊編成配置表のとおり

- (1) 昼間 活動計画とおり
- (2) 夜間、休祭日、保安要員（油槽所 1 名）に連絡を行い、災害の規模により二次連絡、保安統括者（所長）保安係員に連絡、自衛防災隊を編成する。



4 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 沖の山油槽所（事務所 2 階）
- (2) 担当者名 沖の山油槽所 所長
- (3) 通報内容 別紙通報様式による

○宇部マテリアルズ(株)宇部工場 第一工場

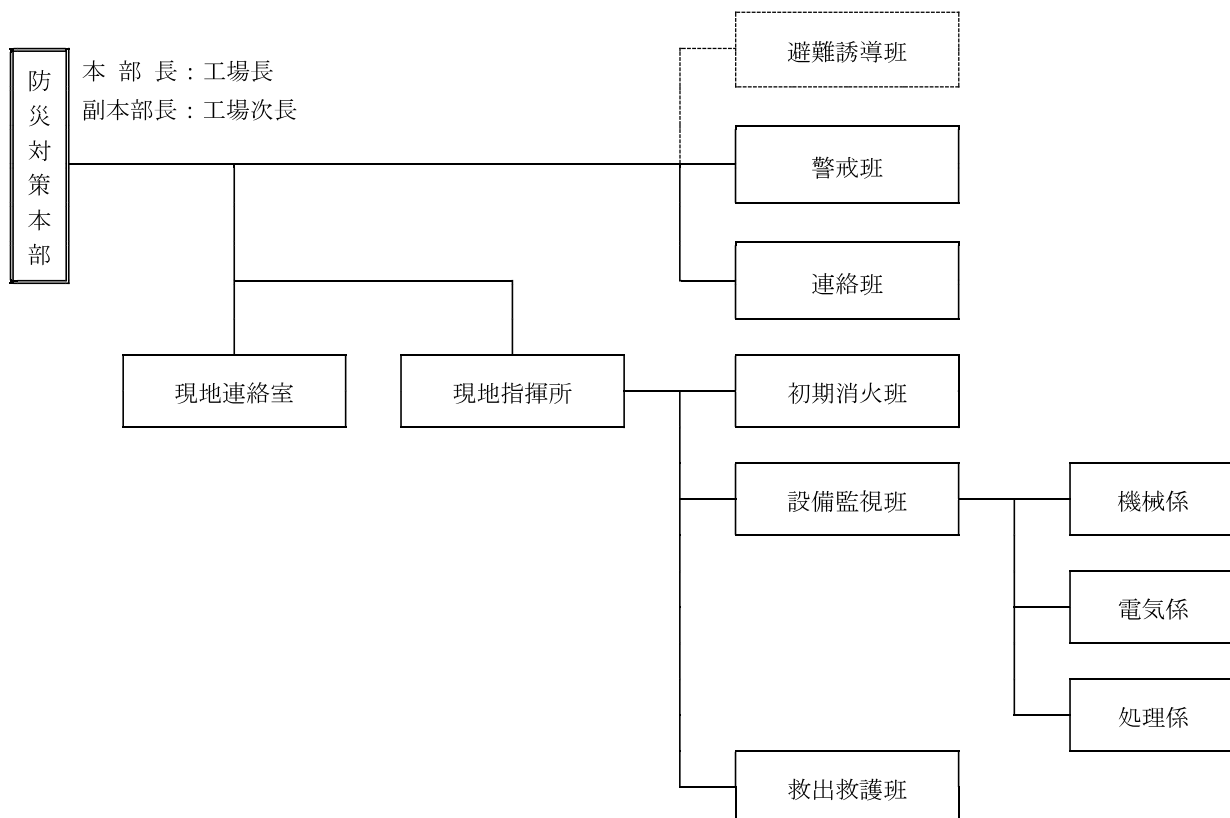
1 活動の基準

災害（火災、爆発、漏洩、地震、風水害）発生時は、直ちに消防計画（防災規程）に定める方法により通報連絡を行うと共に、その編成と任務分担に基づいて防災活動を行う。

2 組織

自衛消防・防災組織図のとおり

自 衛 消 防 ・ 防 災 組 織 図



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 宇部第一工場 大会議室
- (2) 担当者名 環境安全室長
- (3) 連絡先 環境安全室 0836-21-7715
- (4) 通報内容 石油コンビナート等異常現象通報様式に基づく

○ U B E 過酸化水素(株)宇部工場

1 活動の基準

災害発生時は直ちに『防災規程』に定める連絡方法により通報連絡をすると共に、同規程により『U B E 過酸化水素(株)自衛防災隊』を編成して、防災活動を行う。

2 組織

防災隊の組織編成は、『防災規程』第2章自衛防災組織の編成及び別に定める『緊急事態措置規程』別紙－1『U B E 過酸化水素(株)自衛防災隊組織図』による。

3 任務

防災隊の任務は『防災規程』第3章防災管理者等の職務及び別に定める『緊急事態措置規程』第2章組織による。

4 配備要領

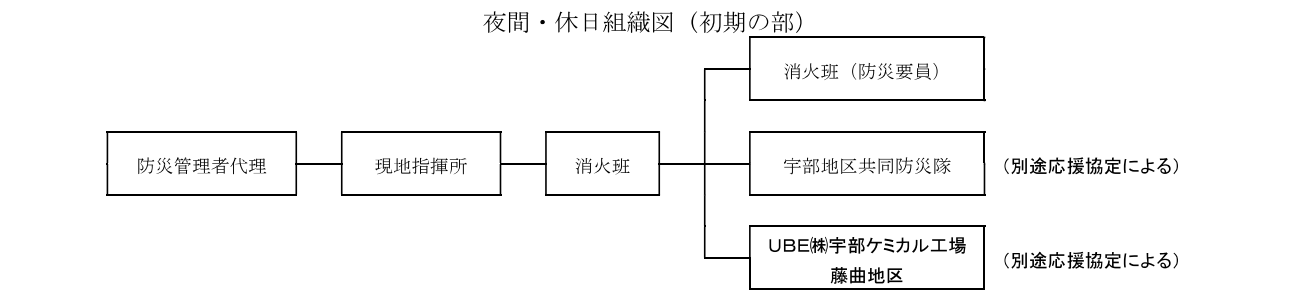
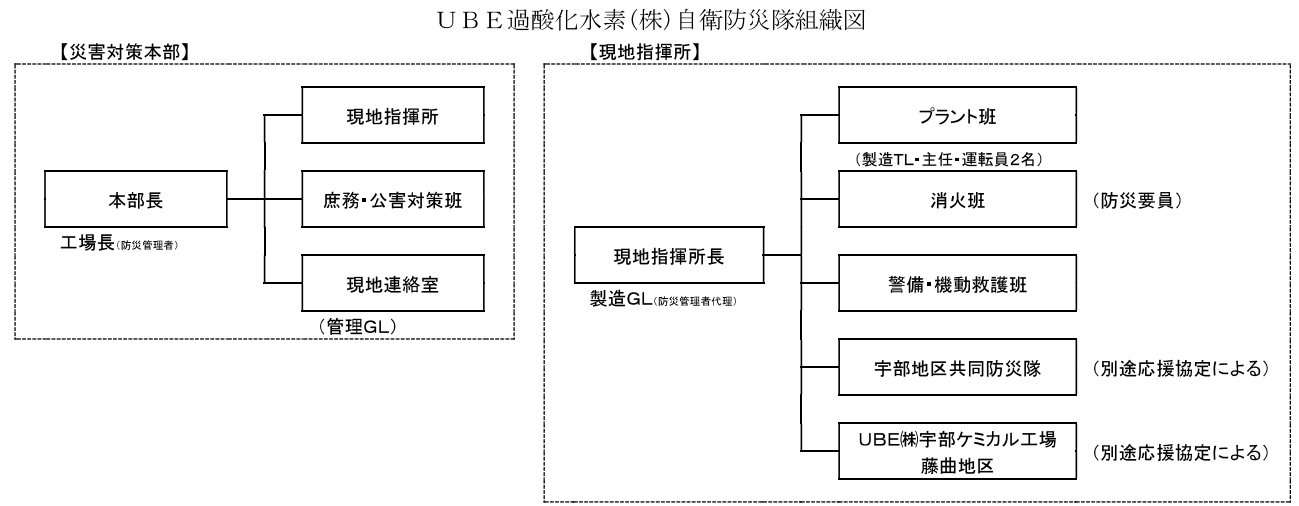
1) 昼間

『緊急事態措置規程』別紙－1『U B E 過酸化水素(株)自衛防災隊組織図』により、防災隊を編成して防災活動を行う。

2) 夜間・休日

『緊急事態措置規程』別紙－1『U B E 過酸化水素(株)自衛防災隊組織図（夜間・休日）』により、夜間・休日の防災隊を編成して防災活動を行う。

この間、従業員を呼び出し陣容が整い次第、正規の防災隊を編成して防災活動を行う。



注：夜間・休日は応急的に上記組織とし、隊員が揃い次第正規の組織に移行するものとする。

5 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 事務所内会議室
- (2) 担当者名 管理G G L
- (3) 通報内容 宇部・小野田地区特別防災区域保安防災協議会「初動対応マニュアル」に定める様式による

○西部石油(株)山陽小野田事業所

災害時「西部石油(株)山陽小野田事業所防災規程」に基づき全従業員および、協力会社をもって「西部石油(株)山陽小野田事業所防災隊」を編成し防災活動を行う。

その活動の基準及び組織等は次のとおり

1 活動の基準

(1) 連絡

災害を発見した者は、直ちに消防センターへ連絡する。

(2) 出動指令

連絡を受けた消防センターは、緊急マイクを持って所内全従業員にその旨を伝えるとともに出動指令を発令する。

(3) 通報

災害の区分に応じ、直ちにその旨を宇部・山陽小野田消防局、又は宇部海上保安署へ通報する。

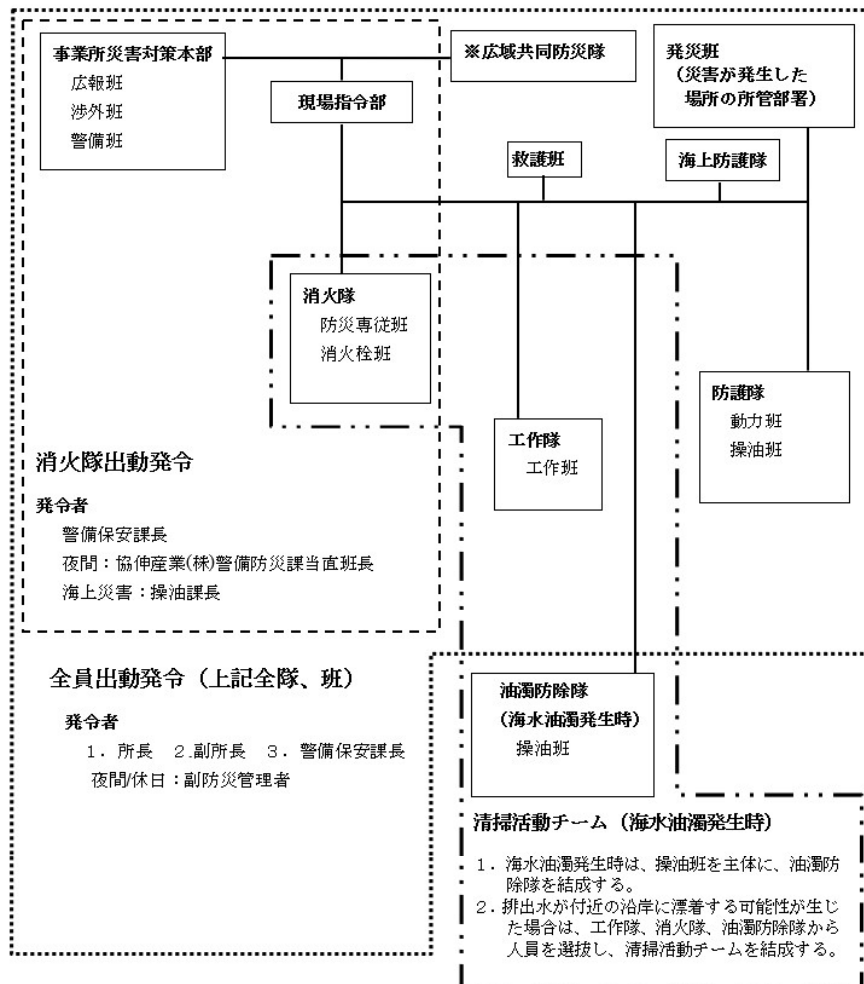
「西部石油(株)山陽小野田事業所防災隊活動基準」による。

(4) 所外出動

「防災隊活動基準」による。

2 組織

山陽小野田事業所防災隊等防災組織表



3 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 ホールB、C
- (2) 担当者名 山陽小野田事業所災害対策本部渉外班長
- (3) 通報内容 石油コンビナート等異常現象通報様式に基づく

〔六連島地区特別防災区域〕

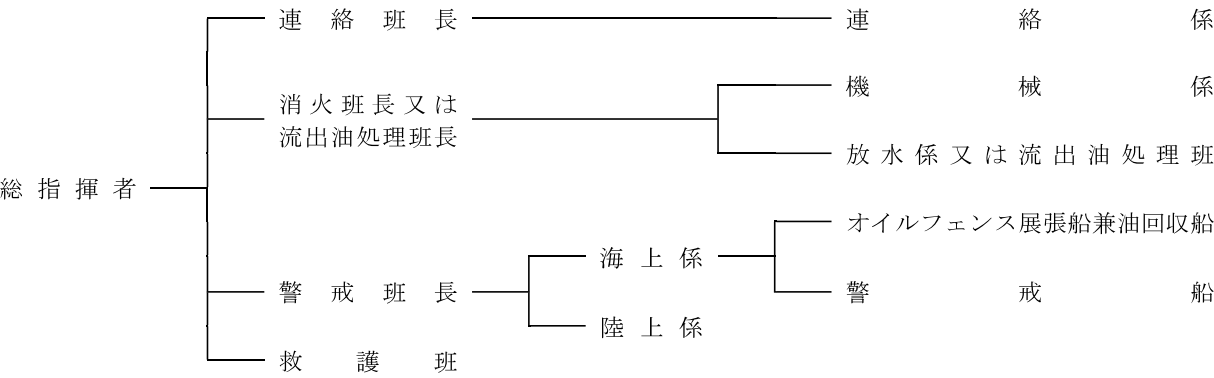
○大東タンクターミナル(株)六連油槽所

1 活動の基準

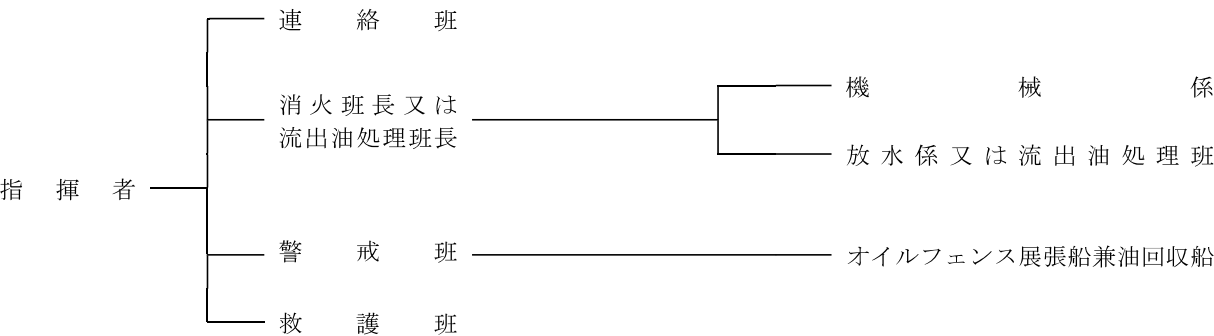
当油槽所における災害の発生、又は拡大を防止するために自衛防災組織を設置し、必要な業務を行う。

自 衛 防 災 組 織 図

(昼間用)



(夜間及び休祭日用)



2 現地連絡室及び連絡担当者

- (1) 設置場所 大東タンクターミナル(株) 業務部
下関市大和町一丁目16番1号漁港ビル本館2F
- (2) 担当者名 情報班 業務部長
- (3) 通報・発表内容 石油コンビナート等異常現象通報様式による

第5節 災害防御活動計画

火災、爆発、漏洩、流出、その他の災害に際し関係機関は、災害の事象に応じ、次の現場活動を実施する。

第1項 防御活動の主体と基本

1 防御活動の主体

災害の種別、事象に応じ、防御活動の主体となる担当機関は、次のとおりとする。

- (1) 陸上における防御活動は主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (2) 海上における防御活動は主として海上保安部署及び自衛防災組織等が担任する。
- (3) 岸壁（ふ頭、栈橋）にけい留された船舶の災害の防御活動は、海上保安部署と連携をとりながら主として消防機関及び自衛防災組織等が担任する。
- (4) 消防機関並びに海上保安部署は、常に密接な連携協力をするものとする。

2 防御活動の基本

関係機関の活動の基本は次のとおりとする。

また、特定事業所は、二次災害防止の観点も考慮し、消防機関や海上保安部署等関係機関に対して「連絡責任者」（到着した消防隊等に安全な防災活動を行う上で必要な情報を提供する責任者）を定め、発災時には、消防隊等を安全に現場誘導するための集合場所であるアクセスポイントを連絡するとともに、当該地点で、施設の概要や周辺施設の状況、危険物・可燃性ガス・有毒ガス等の漏えい状況、注水の可否、貯槽等の爆発危険、SDS、今後予想される災害の状況や外部への影響等の防災活動を安全に行うための情報を相互に再確認した後、連携して防御活動に当たるものとする。

(1) 自衛防災組織等

異常現象の発生を直ちに消防機関に通報するとともに防災規程の定めるところにより初期防御活動を開始し、消防機関の現場到着後は、この指揮下において、消防機関と一致協力し総力を挙げて防御活動を実施する。

(2) 消防機関

異常現象の発生通報を受報すると同時に防災計画に定める関係機関に連絡通報をし、直ちに災害現場に出動し、自衛防災組織等及びその他の関係機関と連絡調整を密にしなが総力を挙げて有効適確な防御活動を実施する。

(3) 海上保安部署

消防機関、自衛防災組織等及びその他の関係機関に対し、情報の提供、関係機関の相互連携の調整等を実施する。

(4) その他の関係機関

消防機関、海上保安部署と緊密な連絡をとりながら、それぞれの防御活動を実施する。

第2項 防御活動

1 火災、爆発

(1) 防御活動の開始にあたり消防隊員等の現場における把握事項

ア 災害対象事物に共通する事項

- (ア) 対象物における燃焼物質の種別、品名、残存数量等
- (イ) 圧力の有無と状況
- (ロ) 燃焼拡大方向と遮断物件、設備等の有無
- (ハ) 有毒性ガスの発生の有無と可能危険性
- (ニ) 燃焼物の化学的特性と化学変化、二次爆発発生の危険性の有無
- (ホ) その他必要な広報事項の内容の設定

イ ア以外で対象物ごとに必要な把握事項

〔危険物タンク〕

- (ア) 液面（燃焼表面）レベルの確認とタンク底板までの長さの確認
- (イ) 固定泡消火設備の正常程度の確認と設備チャンバーの数、位置等
- (ロ) 湾形の有無状況と予想
- (ハ) 注入、払出し配管の状況とバルブの位置

- (7) 油種、製品種別による油中ドレンの推測
- (8) 防油堤の状況と排水口、排水弁の状況
- (9) その他

〔装置〕

- (7) 遮断孤立の手段の確認（運転操作を水幕設備等による孤立）
- (8) 脱圧可能の有無と脱圧手段の確認
- (9) 注水危険部位の確認
- (10) 装置に接近するパイプの群の状況と多方面からの流れ込み危険物、ガス等の状況
- (11) 不活性ガスヘッダーの位置と使用可能の有無の確認
- (12) ストラクチャー内の高圧、特殊危険性のある塔槽類の位置の確認
- (13) その他

〔高圧ガス施設〕

上述の装置の把握事項に準ずるほか、必要な事項の把握確認

(2) 防御方法

ア 防御活動にあたり、消防隊員等が実施すべき共通事項はおおむね次のとおりとする。

- (7) 必要に応じ耐熱服、呼吸器等を着用する。
- (8) 水、消火薬剤等による直接鎮圧作業並びに付近施設への冷却注水活動をする。
- (9) 消防警戒区域の設定をする。
- (10) 人命検索と救出救助活動をする。

イ 災害施設の種別ごとの原則的活動要領はおおむね次のとおりとする。

〔危険物タンク火災〕

- (7) 泡消火薬剤及び防災資機材の必要量の推定と補給の手配をする。
- (8) 固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (9) 火災タンクの油抜き取り作業を実施する。
- (10) 火災タンク及び隣接タンクの冷却不足部分に対する冷却注水隊の配備運用を図る。
- (11) 泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (12) 泡消火薬剤等の現場補給作業を実施する。
- (13) 防油堤の点検、補強及び排水作業を実施する。
- (14) 堤内流出油の消火又は泡被覆処理を行う。
- (15) 燃焼表面の位置とヒートウェーブの進行度合を常に注目し、スロップオーバー、ボイルオーバー現象を起こさせないように適切な冷却を行う。
- (16) その他必要な事項

〔装置火災〕

- (7) 装置の緊急遮断及び危険物の除去を行う。
- (8) 固定、半固定消火設備及び冷却散水設備の作動措置をする。
- (9) 冷却及び援護注水隊の配備運用を図る。特にストラクチャー内の特別高圧容器類への集中冷却を図る。
- (10) 流出油に備え、泡放射隊の編成、配備運用を図る。
- (11) 火点に隣接のタワー類の脱圧を図る。
- (12) N_2 注入を図り、このための必要な仮配管作業の実施を図る。
- (13) 装置火点の直上部配管群すべての遮断孤立を図る。
- (14) 大量冷却水の効果的な排水を図る。
- (15) 装置の爆発、油の流出に備えるため、要所に土のうを配置する。
- (16) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。
- (17) 注入危険箇所の表示及び周知徹底を図る。

〔高圧ガス施設火災〕

- (7) 未燃ガスの緊急遮断をする。
- (8) 災害発生施設の固定消火設備又は冷却散水設備の作動措置を図る。
- (9) 隣接する施設の冷却散水設備の作動措置を図る。
- (10) 無人放水銃の補充、集中配備を図る。

- (イ) 誘爆等の危険がある場合は、放水砲車等で遠隔放水を実施する。
- (ロ) N_2 による置換措置をし、常に低圧を維持させるとともに消火活動を実施する。
- (ハ) 可燃性ガス漏洩の有無及び濃度の測定並びに排除措置をする。
- (ニ) 有毒性又は刺激性ガスの発生を伴う場合は、呼吸器具の補充配備を図る。
- (ホ) スチームによるガス拡散の防止と希釈を図り、同時にスチームカーテンによる火焰ののびを抑制する。
- (ヘ) その他必要な事項

〔けい留中等の船舶及び海面火災〕

- (ア) 栈橋等の閉鎖と周辺海域の船舶の避難措置をする。
- (イ) 消防艇その他消防能力を有する船舶による海上からの泡消火活動等の消火活動を行う。
- (ロ) 陸上部から泡消火活動等の消火活動を行う。
- (ハ) 未燃、流出油面に対し、予備泡放射を実施する。
- (ニ) 沿岸至近施設に対する予備注水等の防護措置をする。
- (ホ) 泡消火薬剤、防災資機材の補給作業をする。
- (ヘ) オイルフェンスの展張等による油の拡大防止措置をする。
- (ト) 必要に応じ、災害発生船舶の沖出しを実施する。
- (テ) その他必要な事項

2 漏 洩

- (1) 施設の緊急遮断をする。
- (2) 残ガスの減量、回収措置をする。
- (3) 可燃性ガス等の漏洩拡散範囲を測定する。
- (4) 避難命令及び火災警戒区域の設定をするとともに風向、風速の状況から必要な広報事項を定める。
- (5) 有毒ガス、刺激性ガス発生源の薬剤中和処理をする。
- (6) 可燃性ガス拡散のため、強力噴霧一斉放水を実施する。

3 流 出

〔防油堤（防止堤を含む）内の流出油〕

- (1) 堤の弱体か所の点検補強をする。
- (2) 流出破損か所の応急修理をする。
- (3) 石油タンク内残油の抜き取りを実施する。
- (4) 重質油はバキューム車等で回収するほか、導流溝による防災ピットへの導流を図るとともに、防災ピットから専用ポンプで他のタンクに緊急移送する。
- (5) 軽質油は泡放射および中和剤等を投入したのち、引火のおそれのない方法で回収する。
- (6) 軽質油の場合は泡放射隊を配備する。
- (7) その他土のう等必要な準備をする。
- (8) 防油堤を越えた流出油については、次の防除活動を図る。
 - ア 防止堤の補強を行う。
 - イ 応急誘導溝を構築する。
 - ウ 警戒及び油の回収をする。
 - エ 油の回収は、堤内流出油に準じる。
 - オ 防災上重要施設等に消火隊を配備する。
 - カ 流出防止資機材の補充配備をする。

〔海上流出〕

- (1) 防衛活動開始にあたり、次の事項を調査する。
 - ア 船名、停泊けい留の状況又は、施設の状況及び付近停泊船舶の状況
 - イ 船体の状況又は流出油容器の損傷状況
 - ウ 流出状況及び火災発生の危険性及び人体への影響の有無
 - エ 当面とっている措置
 - オ 品名、性状、重量、容積
 - カ 積載又は管理状況
 - キ 船舶所有者、荷送人、荷受人、代理店又は施設の設置者、管理者の住所、氏名又は名称

ク 現場付近の気象・海象

(2) 防御方法

- ア 潮流、風向、風力等を勘案して危険のある海域（範囲）を判断する。
- イ アにより警戒区域を設定し、火気及び船舶航行の制限、禁止措置を講じ、警戒を実施する。
- ウ 船舶所有者、船長、荷送人、荷受人等に対し流出油拡散防止又は除去を命ずる。
- エ 専門技術者、作業員の動員及び所要資機材の輸送の手配をする。
- オ 付近の住民、船舶等の避難命令及び広報を実施する。
- カ 必要に応じ、災害発生船舶の安全海域への曳航をする。
- キ 流出箇所の応急修理（専門技術者等）、瀬取船による瀬取り又は他のタンクへの移動をする。
- ク オイルフェンス等による拡散防止措置をする。
- ケ 中和剤、油処理剤等により中和処理を行う。
- コ 回収船、回収器具等による回収処理を行う。
- サ 消防艇、消防能力を有する船艇を配備する。
- シ 沿岸パトロール（ガス検知の実施、火気の制限等）を実施する。

4 その他

高潮、台風等の自然現象が発生し、またはそのおそれがある場合において、自衛防災組織等は、特定事業所内における災害発生の未然防止を図るため、必要な防災要員及び防災資機材等を召集、配備し、特定事業所内の各施設設備等の点検パトロールを強化するとともに、必要に応じて危険か所の補強、気象条件（風速等）が急変したときの入出荷の停止、施設の緊急停止、船舶の接岸停止の措置等適確な措置を講ずるものとする。

第3項 地震に対する防御活動

地震による被害は、第2章第1節災害基本想定のとおりである。これらの災害に対する防御活動は基本的には、前項の火災・爆発、漏洩等の防御活動に従って対応することとなる。

また、地震発生時には、被害が同時に複数の箇所が発生する恐れがあることから、公設消防機関は一般地域の災害対応に追われることも考慮し、特定事業所は、自衛防災組織等による限られた消防力での応急活動が行えるよう、人員・資機材の効率的な運用を行い、地震時行動基準に基づき、早期に次の点に留意し自衛防災体制を確立する。

- (1) 通報連絡又は自らの覚知により非常参集（特に休日・夜間）し、地震の程度に応じて、自衛非常対策本部の設置、緊急安全点検、緊急停止の実施を行う。

この場合、一次退去等の自己防衛にも注意する。

- (2) 施設ごとの地震に対する脆弱性や災害が発生したときの危険性等を踏まえた効率的なパトロールを実施する。
- (3) 監視カメラ等を用いた緊急安全点検等により、設備の異常や被害状況を早期に把握する。
- (4) 2次被害の発生及び拡大防止のため、非常安全措置（運転停止、脱圧・脱液、ブロック化等）、漏洩箇所の防止及び消防活動等の応急対策を実施する。

同時多発の被害の場合は重要施設（人命危険、災害の拡大危険）を優先して効率的な活動をする。

- (5) 関係機関と一体になって、情報の収集、報告、通報、広報をする。この場合、あらかじめ、項目、報告先、手段（電話、無線、バイク等）を定めておく。
- (6) 被害の程度により、同社他事業所や共同防災隊の応援を受ける。

第4項 津波に対する防御活動

津波による被害は、第2章第1節災害基本想定のとおりである。これらの災害に対する防御活動は、基本的には第2項の火災・爆発・漏洩等の防御活動に従って対応することとなる。また、津波の襲来が予測される場合は、特に、次の点に留意して対応する。

1 津波の想定

山口県地域防災計画における南海トラフ地震等に係る津波想定では、各特別防災区域周辺における最高津波水位到達時間を、次のとおり想定している。また、津波は、長時間にわたり繰り返し襲来することも考えられる。

特別防災区域	代表地点	南海トラフ地震					周防灘断層群主部				
		最高津波水位		最高津波水位 到達時間(分)	海面変動 影響開始 時間(分)	上昇 下降	最高津波水位		最高津波水位 到達時間(分)	海面変動 影響開始 時間(分)	上昇 下降
		(T. P. m)	うち(m) 津波波高				(T. P. m)	うち(m) 津波波高			
周南	福川漁港	3. 5	1. 9	1 3 9	4 5	下降	2. 1	0. 5	4 0	1 4	下降
	徳山下松港 (徳山地区)	3. 5	1. 9	1 4 3	4 7	下降	2. 4	0. 8	5 1	1 8	下降
宇部・ 小野田	宇部港	2. 9	1. 0	3 8 9	8 2	下降	3. 1	1. 3	3 5	2 6	上昇

※「最高津波水位」は、代表地点の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示したもの

※「津波波高」は、津波水位から初期水位を引いたもので、津波による水位変化の値。

※「最高津波水位」の津波断層モデルは異なることがある。

2 活動要領

南海トラフ地震等の巨大地震が発生した場合、津波が各地区に到達するまである程度の時間的余裕がある。したがって、各地区ではこの時間と予想される地震動を念頭に置いて、津波到達までと津波警報解除後の対応を区別した上で、被害軽減のために行うべき行動を明確にしておく必要がある。具体的には、従業員の出勤（所要要員の欠員に備えた代替要員の確保も含む）及び安全な場所に避難するための時間を考慮したうえで、限られた時間内に、次のような確認・緊急措置を効率よく実施しなければならない。

(1) 津波到達まで

- ア タンカー・栈橋での入出荷の緊急停止
- イ 着岸中の船舶への港外待避（できない場合は係留強化）への協力
- ウ 事業所内の保安パトロール
- エ 充填、移替え作業の停止
- オ 漏洩等が発生した場合の緊急遮断
- カ 施設内への浸水防止に効果がある扉等の閉止、土嚢積み等
- キ 防油堤に損傷があった場合の土嚢積みなどの浸水防止措置
- ク その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置

(2) 津波警報解除後

- ア 危険物施設、高圧ガス施設等の緊急安全点検の実施
- イ 被害状況等の情報収集及び報告
- ウ 被害態様に応じた応急対策の実施

第6節 応援要請計画

関係機関は、災害が発生した場合、災害の態様に応じ、地方公共団体等に対して必要な応援要請等を行い、災害の拡大防止を図る。

防災本部は、発災特定事業所や消防機関等と密接な情報共有を行い、災害の拡大状況に応じて防災資機材の調達、県内の他の特防協や国への応援要請の必要性など、総合的な応急活動体制を検討し、迅速に対応措置を講ずる。

第1項 応援の要請

1 特定事業所及び関係企業等に対する応援要請

- (1) 災害発生特定事業所は応急措置の実施のため必要があると認めるときは、関係特定事業所及び関係企業間の応援協定等に基づき他の特定事業所及び関係企業等に対し応援の要請を行う。
- (2) 市(消防機関)は応急措置の実施のため必要があると認めるときは、市(消防機関)及び特定事業所等間の応援協定等に基づき他の特定事業所等に対し応援の要請を行う。

2 市町に対する応援要請

- (1) 消防機関は相互応援協定により、他の消防機関に対し応援要請を行う。
- (2) 市長は災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に対して応援を求める。
- (3) 知事は災害が発生した市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、他の市町に対し応援をすべきことを指示する。

3 都道府県に対する応援要請

- (1) 市長は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。
- (2) 知事は応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対して応援を求める。

4 緊急消防援助隊に対する応援要請

- (1) 市町長は、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した時は、県知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 知事は、市町長から緊急消防援助隊の出動要請があった場合、又は市町長からの要請がない場合でも、知事が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

第2項 要請手続

応援を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって要請し、協議のうえ行うこと。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭、電話又は電信等によるものとし、事後において文書により処理する。

- 1 被害状況
- 2 応援を要する職種別人員
- 3 応援を要する防災資機材等の品名並びに数量等
- 4 応援を要する期間
- 5 応援の場所
- 6 その他応援に関する必要な事項

第3項 応援活動

要請に応じて応急措置に従事する者は、応援を求めた者の指揮の下に行動するものとする。

第4項 費用の負担

- 1 応援協定等に基づく応援活動を実施した場合は、応援協定等に規定する費用を負担する。
- 2 その他応援協定等の締結がない地方公共団体等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、応援要請をした者が負担し、おおむね次の費用を対象とする。
 - (1) 職員の旅費相当額
 - (2) 応急措置に要した資材の経費
 - (3) 応援活動実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - (4) 救援物資の調達、輸送に要した費用
 - (5) 車両機器等の燃料費及び維持費

第5項 応援部隊の受入措置

- 1 到着場所の指定及び現場への誘導
- 2 連絡場所の指定
- 3 連絡責任者の指名
- 4 指揮系統の確認及び徹底
- 5 使用資機材の確保、供給に必要な措置
- 6 SDSや影響範囲、施設概要等の情報提供

第6項 応援協定の締結状況

- 1 特定事業所及び関係企業等相互間

〔周南地区特別防災区域〕

締 結 者	締結年月日
日本精蠟(株)徳山工場 工 場 長	R5. 5. 12
出光興産(株)徳山事業所 事業所長	
日本ゼオン(株)徳山工場 工 場 長	
三井化学(株)岩国大竹工場徳山分工場 分工場長	
(株)トクヤマ徳山製造所 所 長	
日本化学工業(株)徳山工場 工 場 長	
クアーズテック徳山(株) 社 長	
徳山ポリプロ(株)徳山工場 社 長	
日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所（周南エリア） 所 長	
周南酸素(株) 工 場 長	
東ソー(株)南陽事業所 事業所長	
徳山積水工業(株) 社 長	
(株)レゾナック徳山事業所 事業所長	
東ソー・ファインケム(株) 生産本部長	
保土谷化学工業(株)南陽工場 工 場 長	
(有)新南陽サンソ 工 場 長	
東ソー・エスジーエム(株) 社 長	

〔宇部・小野田地区特別防災区域〕（宇部市）

締 結 者	締結年月日
日興石油(株)沖の山油槽所	S52. 7. 14
UBE(株)宇部ケミカル工場東西地区	
UBE過酸化水素(株)宇部工場	
UBE(株)宇部ケミカル工場藤曲地区	
UBE三菱セメント(株)宇部セメント工場	
テクノUMG(株)宇部事業所	
UBE三菱セメント(株)環境エネルギー事業部石炭部宇部コールセンター	

〔宇部・小野田地区特別防災区域〕（宇部市・山陽小野田市）

締 結 者	締結年月日
西部石油(株)山陽小野田事業所 所 長	H24. 4. 1
太陽石油(株)山口事業所 所 長	

〔西中国・北部九州地区広域共同防災協議会－(社)山口県トラック協会〕

締結者	締結年月日
西中国・北部九州地区広域共同防災協議会会長	(社)山口県トラック協会会長 H20. 10. 7

2 県による相互応援

〔全国47都道府県〕

名 称	締結機関名	締結年月日
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国47都道府県	H24. 5. 18

〔中国地方5県〕

締結者	締結年月日
鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事	H24. 3. 1

〔中国・四国地方9県〕

締結者	締結年月日
鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事	H24. 3. 1

〔九州・山口9県〕

締結者	締結年月日
福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事、沖縄県知事、山口県知事	H23. 10. 31

3 市町（消防機関）相互間

名 称	締結機関名	締結年月日
山口県内広域消防相互応援協定	山口県、山口県内全市町、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合	H24. 4. 1

名 称	締結者	締結年月日
石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書	岩国地区消防組合管理者 周南市長 宇部・山陽小野田消防組合管理者 下関市長	R5. 3. 2

〔六連島地区特別防災区域〕

締結者	締結年月日
下関市長	北九州市長 H17. 4. 1

4 市（消防機関）と海上保安機関

[周南地区特別防災区域]

締	結	者	締結年月日
周 南 市 消 防 長		徳山海上保安部長	H15. 4. 21

[宇部・小野田地区特別防災区域－宇部市]

締	結	者	締結年月日
宇部・山陽小野田消防局消防長		宇部海上保安署長	H24. 4. 1

[六連島地区特別防災区域]

締	結	者	締結年月日
下 関 市		門 司 海 上 保 安 部	H17. 4. 1
		仙 崎 海 上 保 安 部	

5 市（消防機関）と特定事業所等

[周南地区特別防災区域－周南市]

締	結	者	締結年月日
周 南 市 長		日 本 ゼ オ ン (株) 徳 山 工 場 長	H15. 4. 21
		出 光 興 産 (株) 徳 山 事 業 所 長	H26. 4. 1
		日 本 精 蠟 (株) 徳 山 工 場 長	H15. 4. 21
		(株) ト ク ヤ マ 徳 山 製 造 所 長	
		東 ソ ー (株) 南 陽 事 業 所 長	
		日 鉄 ス テ ン レ ス (株) 山 口 製 鋼 所 長	H27. 4. 1
		(株) レ ゴ ナ ッ ク 徳 山 事 業 所 長	H15. 4. 21
		東 ソ ー ・ フ ァ イ ン ケ ム (株)	
		三 井 化 学 (株) 岩 国 大 竹 工 場 徳 山 分 工 場 長	H27. 7. 2

[宇部・小野田地区特別防災区域－宇部市]

締	結	者	締結年月日
宇 部 市 長		U B E (株) 宇 部 ケ ミ カ ル 工 場 長	S57. 12. 13
		テ ク ノ U M G (株) 社 長	S49. 6. 1
		セ ン ト ラ ル 硝 子 (株) 宇 部 工 場 長	
		宇 部 地 区 共 同 防 災 協 議 会 会 長	S56. 4. 1
		太 陽 石 油 (株) 山 口 事 業 所	H23. 4. 1

[宇部・小野田地区特別防災区域－山陽小野田市]

締	結	者	締結年月日
山陽小野田市長		西部石油(株)山陽小野田事業所	H17. 3. 22

[六連島地区特別防災区域]

締	結	者	締結年月日
下 関 市 長		彦 島 製 錬 (株)	S43. 5. 11
		下 関 三 井 化 学 (株)	H13. 6. 25
		(株) 神 戸 製 鋼 所 長 府 製 造 所	S44. 7. 1
		丸 ー ス テ ン レ ス 鋼 管 (株)	H 8. 4. 1

6 海上保安機関と特定事業所等

〔周南地区特別防災区域〕

締	結	者	締結年月日
徳山海上保安部長		出光興産(株)徳山事業所長	S42. 7. 25
		(株)トクヤマ徳山製造所長	S45. 2. 28
		日本ゼオン(株)徳山工場長	S45. 10. 15
		東ソー(株)南陽事業所長	S45. 2. 28

〔宇部・小野田地区特別防災区域―山陽小野田市〕

締	結	者	締結年月日
海水油濁処理協力機構本部長 (石連会長)		西部石油(株)山陽小野田事業所所長	S48. 4. 1

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

天変地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の派遣を要請する。

第1項 災害派遣要請者

知 事

第六管区海上保安本部長

第七管区海上保安本部長

第2項 災害派遣要請先

区 分	要 請 先	所 在 地
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784 (083-922-2281)
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101)
	中部方面総監	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (0727-82-0001)
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町8-1 (0823-22-5511)
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181)
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180)
	下関基地隊司令	下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島 (0835-22-1950)
	航空教育隊司令	防府市中関 (0835-22-1950)
	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-5 (092-581-4031)

第3項 災害派遣時に実施する救援活動

1 救援活動の具体的内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導輸送を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。ただし、救急患者輸送の場合においては、

原則として医師等の搭乗を行う。

(9) 給 水 等

被災者に対し、給水等を実施する。

(10) 救護物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき被災者に対し救護物資を無償貸付し、又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に災害の救援に関連して部外者の搭乗を申請した場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲で部外者の搭乗を行う。

第4項 災害派遣要請手続き

1 事務処理の方法（自衛隊法施行令106条関連）

要請は、文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電信、電話により行い、事後においてすみやかに、文書を提供する。

2 要請に際し明らかにする事項（自衛隊法施行令106条）

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5項 災害派遣部隊受入計画

要請権者は、災害派遣部隊の業務を円滑に実施できるよう災害現地における災害応急対策責任者相互の業務の調整、使用資機材の確保、その他受け入れのために必要な措置をとるものとする。

第6項 災害派遣経費の分担区分

1 自衛隊の負担する経費

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊の直接必要な経費

2 派遣を受けた者の負担する経費

1 に掲げる経費以外の経費

第7項 災害派遣部隊の撤収要請

要請権者は、災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるときは、災害派遣部隊の撤収を要請するものとする。

第8項 ヘリポート設定

災害派遣時におけるヘリポート設置については、市長が県經由により、消防防災ヘリ「きらら」及びドクターヘリ離着陸場を参考に、関係部隊と協議し実地調査のうえ定める。

ヘリポート予定地

市町名	第1予定地	第2予定地	第3予定地	第4予定地	第5予定地
周南市	周南緑地運動公園 補助グラウンド	南陽工業高等学校	富田中学校	福川中学校	
宇部市	山口宇部空港	恩田運動公園	小野スポーツ広場	楠中学校	楠体育広場
山陽小野田市	小野田運動広場	高千帆運動広場			
下関市	長府扇町第1 運動広場	下関北運動公園 多目的広場	六連島漁港	青年の家	

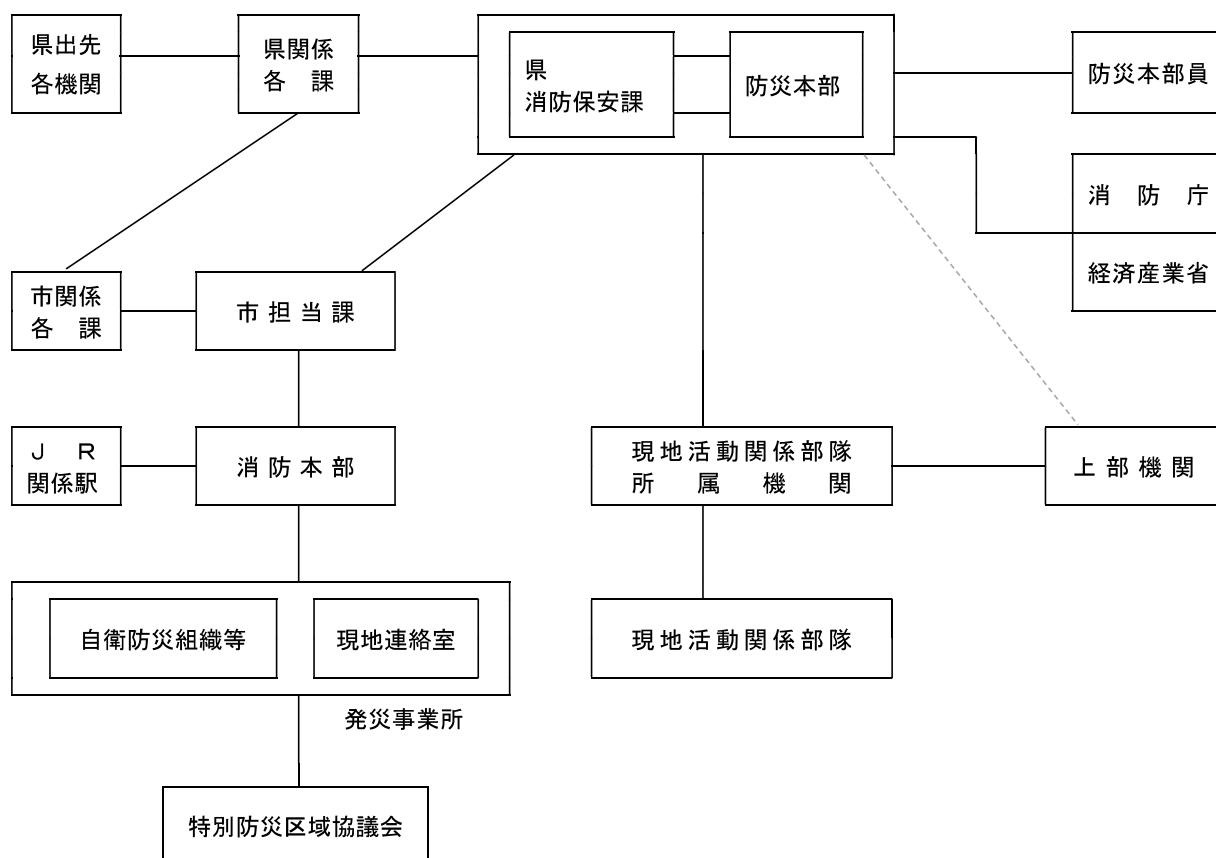
第8節 災害情報伝達・広報計画

第1項 情報収集体制

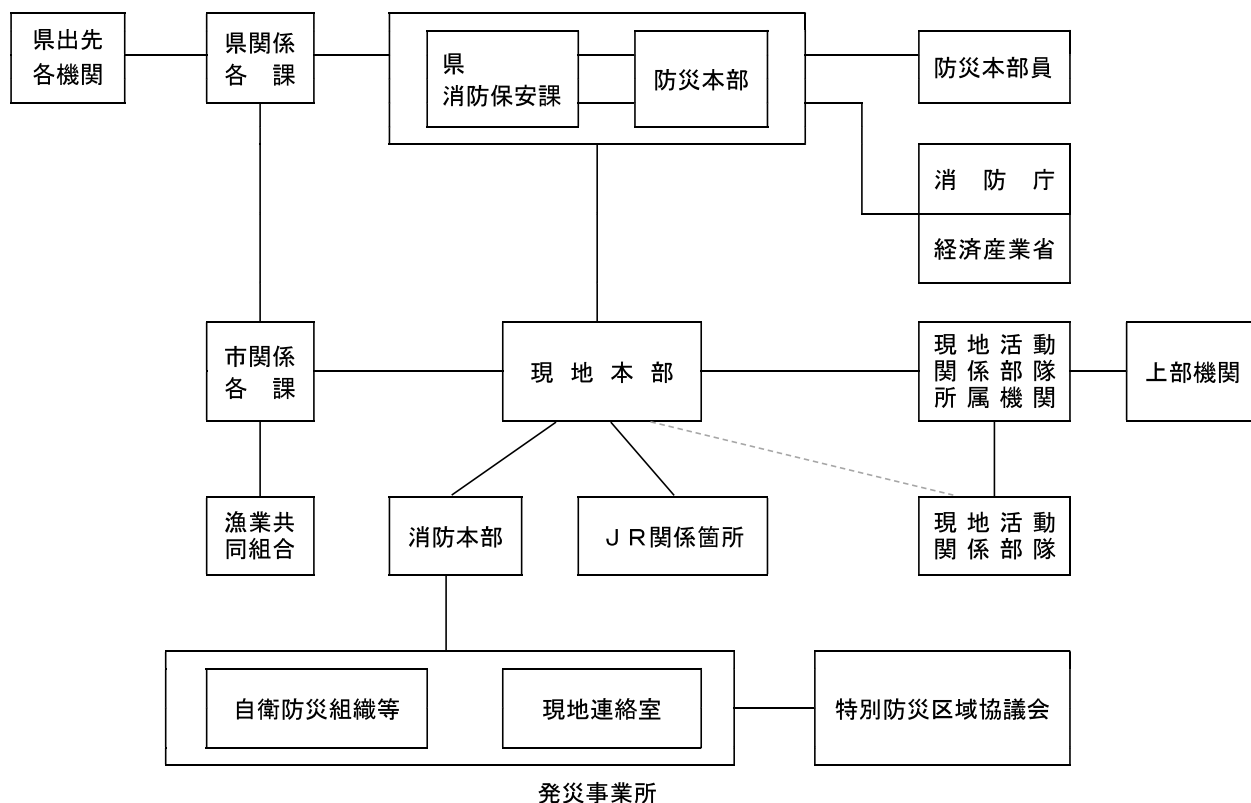
災害報告等については各種法令および規程取扱要領により各機関の系統ごとに処理されるが、災害時における災害情報の収集、報告体制は次により運用するものとする。

1 情報収集体制

(1) 現地本部が設置されていない場合



(2) 現地本部が設置された場合



2 情報収集要領

- (1) 災害発生特定事業所は、災害発生後、速やかに初動対応マニュアルに基づく「現地連絡室」を事業所内に設置し、災害の状況、講じた措置、その他の災害情報を関係機関へ統一的に提供するものとする。

また、情報が迅速かつ適切に伝達・集約されるよう、事業所内外の連絡体制を構築しておくこと。

なお、事故発生時に「現地連絡室」が十分機能するよう、あらかじめ自衛防災組織の動員計画に次の事項を定めておくこととする。

ア 情報提供を行う担当組織及びその設置場所、連絡先

イ 関係機関や報道機関へ提供すべき情報内容、提供方法

ウ 情報提供責任者（不在の場合の代理者）

- (2) 関係機関は、現地連絡室等において、災害情報（災害の拡大状況、風速・風向等）を収集・共有し、防災本部（現地本部が設置されたときは現地本部）へ報告するものとする。
- (3) 特別防災区域協議会は、被害が周辺地域に及ぶ恐れのあるときには、災害発生特定事業所からの要請により、風向や風速、有毒ガス等の濃度分布、黒煙や飛散物、海面油膜の到達範囲等、被害の拡大状況についての情報を区域内の事業所から収集・分析の上、災害発生特定事業所へ提供するものとする。
- (4) 防災本部及び現地本部は連絡を密にし災害状況について、関係機関に連絡するものとする。
- (5) 情報収集にあたっては被災写真等を活用するものとする。

また、必要に応じヘリコプターによる上空からの災害情報収集を行うものとする。なお、消防防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「山口県消防防災ヘリ運航管理要綱」、「山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第2項 災害広報体制

1 住民に対する災害広報

災害時における住民の不安解消と安全確保のため、関係機関は現地連絡室等において収集した事故情報に基づき、必要に応じ、広報内容の統一と広報範囲及び場所等の調整をはかりながら住民に対し広報活動を実施するものとする。

なお、コンビナート事故は、事故の事象や規模、形態、被害の拡大状況等により、時々刻々と状況が変化していくことから、市町は、あらかじめ「住民広報マニュアル」を定め、特別防災区域協議会が定める「初動対応マニュアル」と相まって、事業所と関係機関が一体となった災害広報体制を整備しておくものとする。

(1) 実施機関

- ア 山口県
- イ 山口県警察本部
- ウ 市
- エ 消防本部
- オ 海上保安部
- カ 報道機関
- キ 災害発生特定事業所

(2) 広報内容

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所、特定事業所名
- ウ 応急措置の状況
- エ 交通規制状況
- オ 警戒区域
- カ 住民に対する注意事項
- キ 船舶等に対する注意事項
- ク 災害復旧の見通し
- ケ 避難の要否
- コ 地震防災対策等の注意事項
- サ 生活情報の提供（医療機関、高齢者や乳幼児等の受入状況、マスクや医療品等の物資配布、インフラ被害状況等）
- シ その他必要事項

(3) 広報手段（多様なツールを使用し、実施する。）

- ア テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオ（コミュニティFMを含む）
- イ 防災メール、エリアメール、ホームページ
- ウ 有線放送施設、防災行政無線
- エ パトロール車、広報車
- オ 印刷物
- カ 航空機
- キ 船舶、消防艇、巡視船艇
- ク 拡声器等
- ケ 口伝
- コ 自治会役員や消防団員等による戸別訪問等
- サ その他広報媒体の活用

2 報道機関に対する災害広報

(1) 広報実施機関

原則として防災本部と現地本部が発表する。

(2) 広報場所

防災本部及び現地本部とする。

(3) 広報時間

防災本部にあつては必要に応じ県政記者クラブ及び県政記者会、現地本部にあつては地元記者クラブ等と協議して定める。なお、発表は同時に公平に行うよう留意する。

(4) 連 絡

広報実施機関は原則として(1)によるが各機関独自に発表する必要がある場合はあらかじめ防災本部または現地本部に連絡をとった上発表を行うものとする。

なお、発表に要した資料等は防災本部または現地本部に提供すること。

第3項 通信確保体制

応急対策の実施に必要な通信は公衆電気通信設備及び各事業所の専用線、無線を使用するものとするが、これによる通信が不可能な場合又は著しく困難な場合は他の事業所が設置する有線電気通信設備及び無線通信設備の利用を図る。

また、応急対策の実施に必要があると認める場合は、西日本電信電話(株)山口支店に対し臨時電話回線の設定を依頼するものとする。

なお、現地本部をはじめ、関係事業所は災害時における通信設備の必要数を把握し、応急対策が効果的に実施できるよう平素から心がけるものとする。

第9節 警戒区域、交通規制計画

災害が発生し又は発生する恐れのある場合において関係機関は地域住民の生命又は身体を保護し、あわせて災害応急対策を円滑に実施するため警戒区域の設定及び交通規制を行う。

第1項 警戒区域

関係機関は災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定するものとする。

1 実施機関及び実施内容

(1) 市

ア 市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 市長もしくは、その委任を受けて、市長の警戒区域設定の職権を行う市の吏員（消防吏員を含む）は警察官又は海上保安官に対して、アの事項の実施を要求することができる。

(2) 消防機関

ア 消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定し、その区域内における火気の使用を禁止し又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

イ 消防長若しくは消防署長は必要のある場合、警察署長に対してアの事項の実施を要求する。

ウ 火災現場において、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又は、その区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

エ 消防吏員又は消防団員は、必要のある場合、警察官に対してウの事項の実施を要求する。

(3) 警察

ア 市長若しくは、その委任を受けて市長の警戒区域設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき又は、これらの者から要求があったときは、警察官は(1)アの事項を実施することができる。

イ 消防長若しくは、消防署長又はこれらの者から委任を受けて、消防長若しくは消防署長の火災警戒区域設定の職権を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときは、警察署長は(2)アの事項を実施することができる。

この場合直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知すること。

ウ 消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又は、消防吏員又は消防団員の要求があった場合、警察官は(2)ウの事項を実施することができる。

(4) 海上保安部

ア 海上保安部長は船舶交通の安全のため必要であると認められるときは船舶の航行を制限し又は禁止する。

イ 海上保安部長は大量流出油があった場合、防除措置のため当該措置を講ずる海域の船舶に対し、退去を命じ若しくは航行を制限する。

ウ 海上保安部長は危険物の排出があった場合、海上災害が発生し又は発生のおそれがあるとき、当該海域にある船舶の退去を命じ、若しくは航行を制限する。

エ 市長若しくはその委任を受けて、市長の警戒区域設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき又は、これらの者から要求があったときは、海上保安官は(1)アの事項を実施することができる。この場合直ちにその旨を市長に通知すること。

2 警戒区域等の設定

(1) 陸上区域

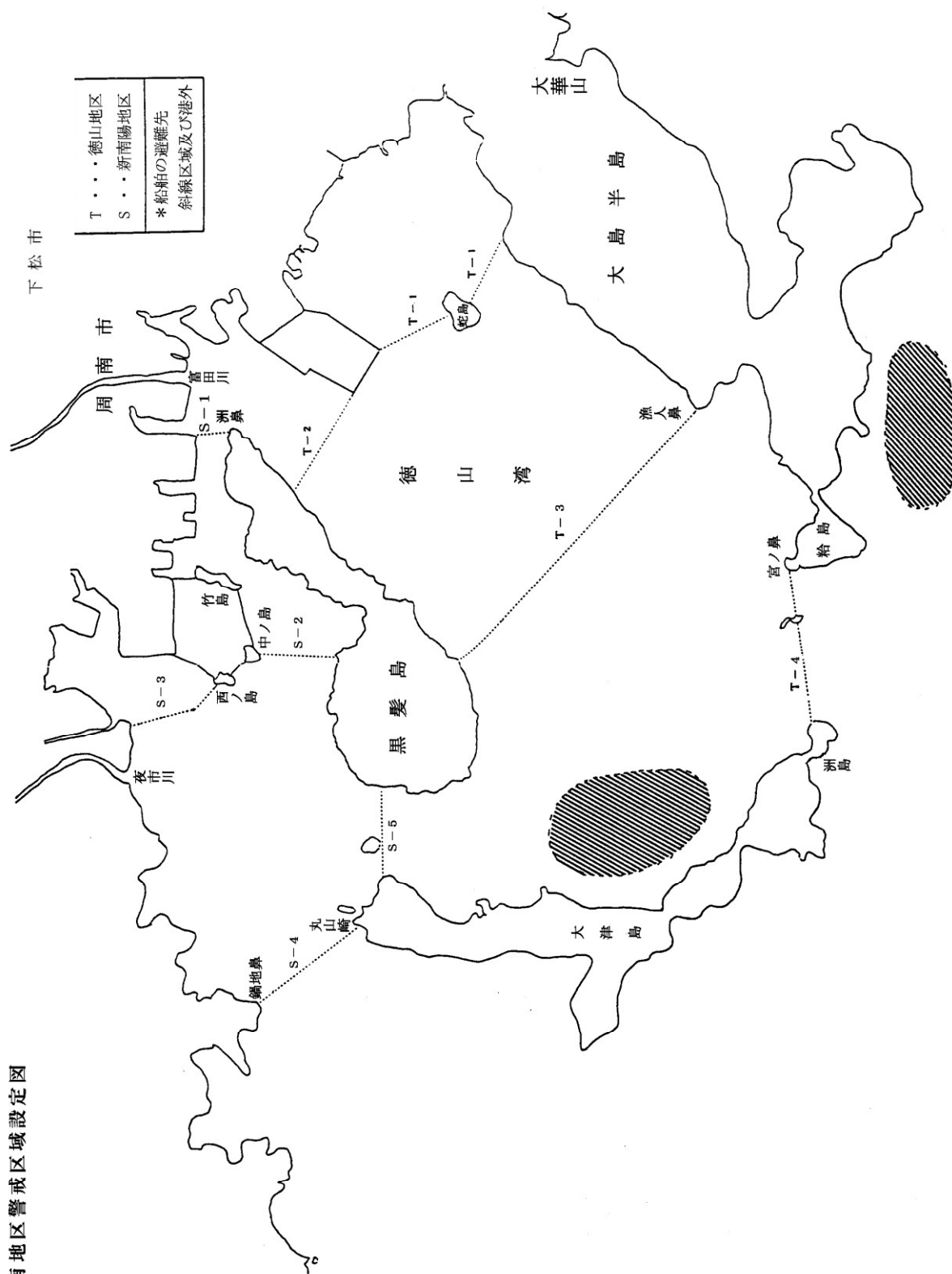
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合関係機関は、災害の態様に応じその都度警戒区域等の設定を行う。

(2) 海上区域

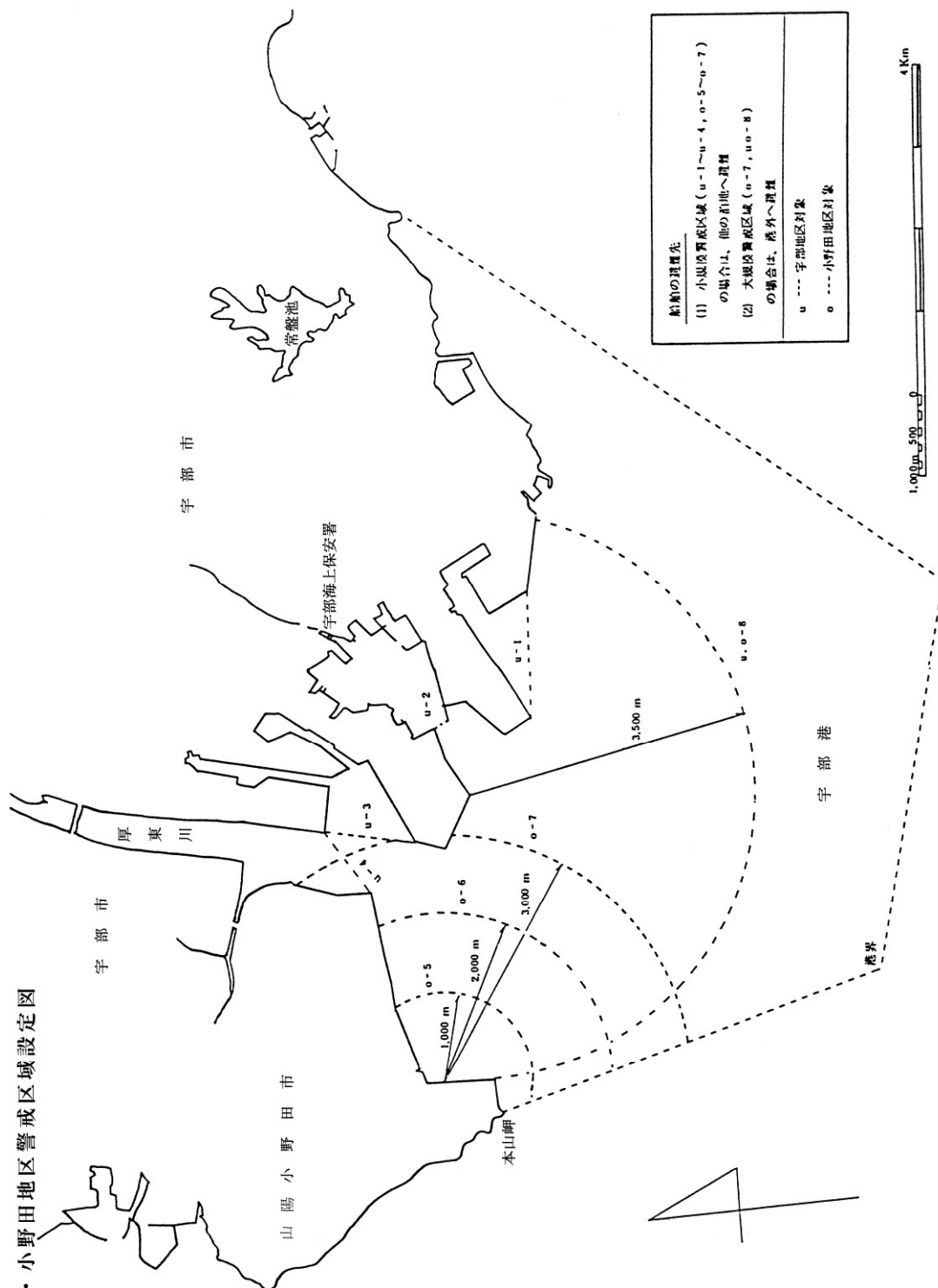
ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は災害の態様に応じ、現場付近の気象海象を考慮して警戒区域の設定を行う。

イ 警戒区域設定図は次図のとおりとし、状況に応じ適宜警戒線を組み合わせて行う。

周南地区警戒区域設定図



宇部・小野田地区警戒区域設定図



3 警戒活動

(1) 陸上区域

- ア 付近住民、往来者、その他の者に対し、警戒区域設定した旨、周知徹底を図る。
- イ 警戒区域等はロープ等を展張し、あわせて警戒要員を配置する。
- ウ 住民に対し、火気の制限、立入禁止、及び警戒区域等外への退去を周知徹底させる。
- エ 警戒区域等設定及びその周知にあたっては、ロープ、立札、広報車両等の効果的な活用を図る。

(2) 海上区域

- ア 港長公示航行警報等により、付近停泊船舶及び航行船舶に対し、災害の発生、火気の制限、船舶航行の制限、禁止について周知を行う。
- イ 必要に応じ、巡視船艇航空機を警戒区域に配備して周知及び警戒を実施する。

第2項 交通規制

関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため交通規制を行う。

1 実施機関及び実施内容

(1) 警察

- ア 災害の発生場所又はその規模、態様、道路及び交通の状況に応じ、必要な交通規制を行う。
- イ 災害対策基本法にもとづく「緊急通行車両」の通行確保措置をとる。

(2) 道路管理者

道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるときは、交通規制の措置を行う。

2 交通規制の範囲

交通規制の範囲は、災害の規模、態様、拡大の見通し、道路及び交通の状況に応じて決定する。

3 交通規制活動

(1) 道路標識、交通規制看板の設置

(2) 警察官による交通規制

(3) 誘導、迂回路標示板の設置

(4) 広報活動の実施

- 広報車、記者発表による広報
- テレビ、ラジオ、SNSを通じての広報
- 財団法人 日本道路交通情報センター（050-3369-6635）への情報提供による広報
- 道路情報板による情報提供

4 緊急通行車両の確認（災対法施行令第33条）

災害発生時において、県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認は次のように行うものとする。

(1) 確認実施機関

- ア 県が保有し、応急対策に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、知事が行う。
- イ 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

(2) 確認対象車両

災害発生後の被災状況等に応じて、応急対策のための人員及び資機材の輸送に必要な車両及び緊急度、重要度を考慮し実施するものとする。

(3) 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は、公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理課）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

(4) 緊急通行車両確認証明書等の備付

車両の使用者は、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出し、確認証明書を当該車両に備付けるものとする。

様式 1

標
章

1 5

登録(車両)番号

緊 急

有効期限 年 月 日

2 1

備考 1 色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、車両（登録）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式 2

緊急通行車両確認証明書	
第 号	年 月 日
緊急通行車両確認証明書 知 事 ㊞ 公安委員会 ㊞	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活動地域	
車両の 使用者	住所 () 局 番 氏名又は名称
有効期限	
備考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

第10節 避 難 計 画

特別防災区域における災害から地域住民及び特定事業所の従業員等の生命身体を保護するため、関係機関相互の連携を保ちつつ、迅速な避難措置を講ずるものとする。

第1項 実 施 体 制

1 市

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するために必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示等することができる。

2 警 察

警察官は、市長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認めるとき、または市長から要求があったときは必要と認める地域の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市長にその旨を通知する。

3 海上保安部

(1) 第3章第9節第1項1(4)関連

(2) 海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、船舶乗組員等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合は、直ちに市長にその旨を通知する。

4 自衛隊

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は警察官がその場にいない場合に限り住民に対し、避難について必要な措置を行う。

5 特定事業所

特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため、必要に応じて自主的に避難の措置を行う。

また、必要がある場合には周辺の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を市及び関係機関に伝達する。

第2項 避難の指示等の基準

1 発令基準

おおむね次のとおりで、住民等の生命、身体に危険を及ぼす場合とする。

- (1) 大規模な火事で風下に拡大する恐れがあるとき。
- (2) 大規模な爆発が発生し、または発生する恐れがあるとき。
- (3) 有毒ガスが漏洩し、またはその恐れがあるとき。
- (4) 油が敷地外及び海域に流出し、またはその恐れがあるとき。
- (5) 津波警報等の気象警報が発令され、避難の必要があると認められるとき。
- (6) その他避難の必要がある事象が発生し、またはその恐れがあるとき。

2 廃止基準

発令基準に合致する状況が解消された場合とする。

第3項 伝 達 方 法

避難のための指示等をする機関は、おおむね次の方法で伝達を行うものとする。

なお、実施の具体的方法は平素より検討しておくものとする。

1 伝達手段

(1) 信号による伝達

警鐘、サイレンなどの利用

(2) 放送、電話による伝達

ア ラジオ、テレビの利用

県において統括し、放送機関に対して放送要請を行う。

イ 電話、有線放送の利用

- (3) 防災メール、エリアメール、ホームページによる伝達
- (4) 無線通信による伝達
- (5) 広報車等による伝達
- (6) 伝達員による直接伝達
- (7) 自治会組織による伝達

自治会長等、特に地域活動に協力的な連絡責任者を定め、避難についての伝達が地域住民に周知徹底できるようにしておくこと。

- (8) 巡視船艇及び船舶等による伝達

2 伝達事項

伝達にあたって、次の事項を周知徹底させること。

- (1) 避難対象者
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難時期
- (5) 避難事由
- (6) 携帯品の制限等
- (7) 注意事項
- (8) その他必要事項

第4項 対象人口、避難先、避難経路

災害発生地区により避難する必要があると考えられる地域ごとの人口、避難先、避難経路はおおむね次のとおりであるが、災害の態様、気象等により、これらを変更する場合も考えられるので、その場合は、臨機応変に対象人口、避難先、避難経路を選定するものとする。

なお、船舶の避難先は第3章第9節第1項2(2)イの図面により経路は警戒区域を迂回するものとする。

1 避難対象人口・避難先・避難経路等

市	災害発生特定事業所名	町 名	世帯数	人 口	避難予定場所	主な避難経路
周 南 市	東 一 地 区 (出光興産㈱) 徳山事業所東地区)	弁 天 町	46	106	櫛 浜 小 学 校 櫛浜市民センター 久 米 小 学 校 太 華 中 学 校 久米市民センター 桜 木 小 学 校	櫛浜久米線 県道徳山下松線
		東 本 町	168	334		
		西 塩 田	29	56		
		本 町	60	127		
		中 町	127	260		
		南 浜	62	165		
		東 浦 町	67	135		
		東 磯 町	23	39		
		大 工 町	47	87		
		中 磯 町	36	66		
		西 本 町	58	93		
		西 磯 町	44	76		
		西 浦 町	31	60		
		西 浜 町	42	81		
		元 町	30	61		
		横 浜 町	252	380		
	東 二 地 区 (出光興産㈱徳山事業所)	五 月 町	473	714	周 陽 小 学 校	遠石一の井手線
		遠 石 三 丁 目	558	1,126	周 陽 中 学 校	国道2号
		遠 石 二 丁 目	317	619	遠石市民センター	遠石馬屋線
	東 三 地 区 (出光興産㈱) 徳山事業所西地区)	遠 石 一 丁 目	338	659	遠石市民センター 岐 陽 中 学 校 徳 山 小 学 校	県道下松新南陽線 糺町一の井手線
		青 山 町	337	717		
		桜 ケ 迫	97	194		
		若 草 町	611	1,319		
		上 遠 石 町	191	361		
		上 遠 石	41	75		
		松 保 町	293	463		
		速 玉 町	368	673		
		東 山 町	433	806		
		河 東 町	607	1,055		
	徳 山 中 央 地 区 〔 日本ゼオン㈱徳山工場 ㈱トクヤマ東工場 三井化学㈱岩国大竹工場徳山分工場 〕	橋 本 町 一 丁 目	114	160	岐 陽 中 学 校 徳 山 小 学 校 中央地区市民センター 徳山保健センター	糺町一の井手線 県道徳山港線 岡田原築港線
		橋 本 町 二 丁 目	43	69		
		糺 町 一 丁 目	115	159		
		糺 町 二 丁 目	161	312		
		住 崎 町	284	430		

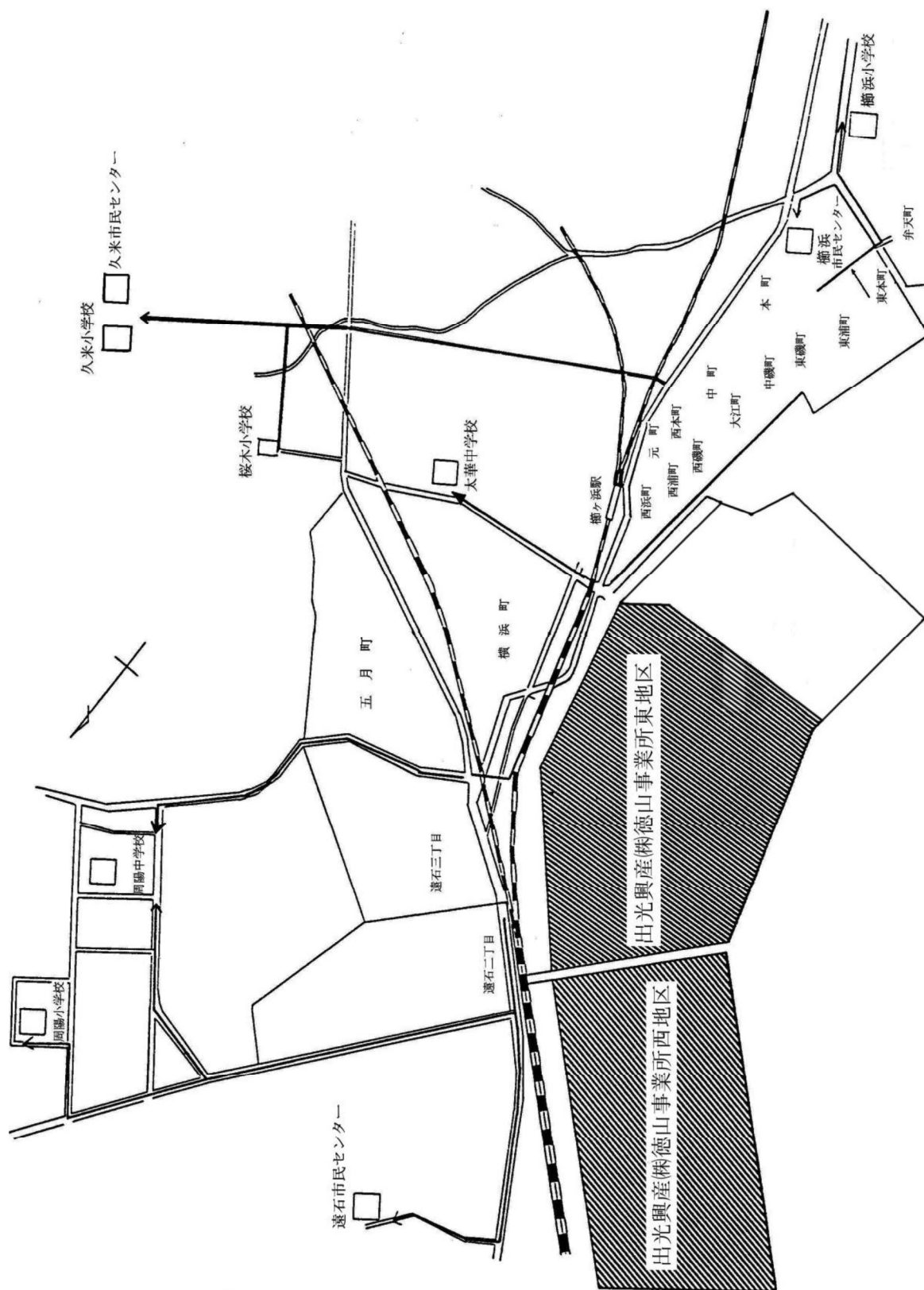
市	災害発生特定事業所名	町 名	世帯数	人 口	避難予定場所	主な避難経路
周 南 市	徳 山 中 央 地 区 〔日本ゼオン(株)徳山工場 (株)トクヤマ東工場 三井化学(株)岩国大竹工場徳山分工場〕	築 港 町	279	404	岐 陽 中 学 校	桃町一の井手線 県道徳山港線 岡田原築港線
		千 代 田 町	218	334	徳 山 小 学 校	
		みなみ銀座一丁目	0	0	中央地区市民センター	
		みなみ銀座二丁目	17	18	徳山保健センター	
	徳 山 西 地 区 〔三井化学(株)岩国大竹工場徳山分工場 (株)トクヤマ徳山工場〕	権 現 町	67	120	住 吉 中 学 校 今 宿 小 学 校 今宿市民センター	北山合田町線 浦山徳曹線 北山西松原線 国道2号
		入 船 町	189	251		
		沖見町一丁目	47	99		
		沖見町二丁目	40	58		
		沖見町三丁目	15	39		
		相生町一丁目	45	74		
		相生町二丁目	48	83		
		相生町三丁目	16	32		
		初音町一丁目	31	52		
		初音町二丁目	30	63		
		初音町三丁目	15	25		
		西松原一丁目	97	157		
		西松原二丁目	45	98		
		西松原三丁目	117	199		
		西松原四丁目	75	124		
		新地一丁目	88	179		
		新地二丁目	119	233		
		新地三丁目	50	81		
	大 島 地 区 (日本精蠟(株)徳山工場)	西 中 浦	47	83	櫛 浜 小 学 校 給島市民センター	県道給島櫛ヶ浜 停車場線
		本 庄 浦	48	88		
		打 上	22	44		
	新 南 陽 東 部 地 区 〔日鉄ステンレス(株)製造本部山口製造所(周南エリア) 周 南 酸 素 (株) (株)トクヤマ徳山製造所南陽工場〕	三 笹 町	264	481	富 田 東 小 学 校	川手・野村開作東線 県道徳山新南陽線、 県道下松新南陽線
	新 南 陽 中 央 地 区 〔東ソー(株)南陽事業所 (株)レゾナック徳山事業所 徳山積水工業(株) 東ソー・ファインケム(株)第1工場 (有)新南陽サンソ 日鉄ステンレス(株)製造本部 山口製造所(周南エリア)〕	花 園 町	131	264	富 田 東 小 学 校 富 田 中 学 校 富 田 西 小 学 校	道源開作、野村開作、 県道下松新南陽線 宮の前線 宮の前線 宮の前線、県道徳山新南陽線、 浜田線、 県道下松新南陽線
		野 村 一 丁 目	285	454		
		野 村 二 丁 目	114	246		
		野 村 三 丁 目	228	454		
		古 市 一 丁 目	141	271		
		古 市 二 丁 目	149	306		
		古 泉 一 丁 目	236	322		
		古 泉 二 丁 目	338	637		
		古 泉 三 丁 目	107	275		

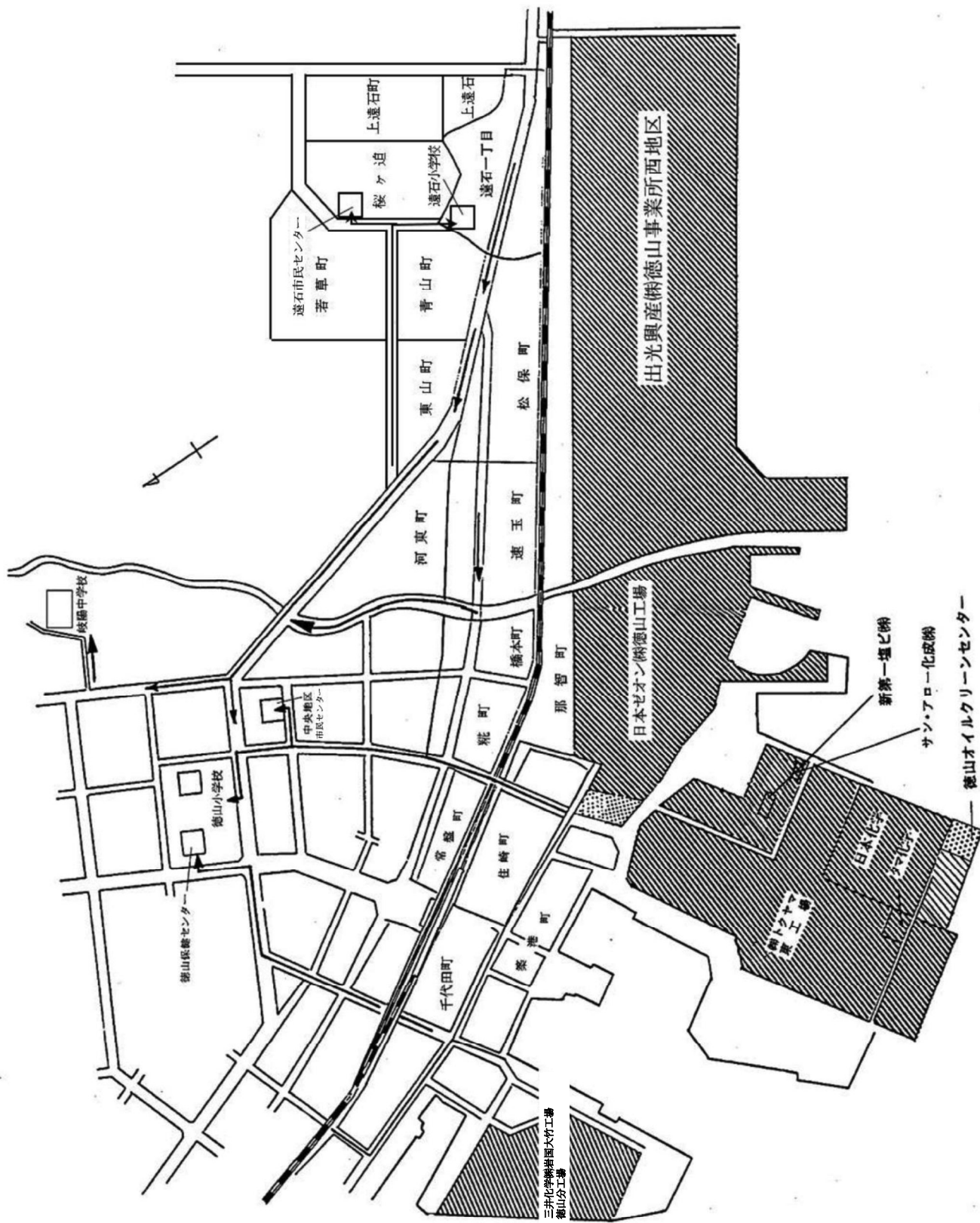
市	災害発生特定事業所名	町 名	世帯数	人 口	避難予定場所	主な避難経路
周 南 市	新 南 陽 西 部 地 区 (保土谷化学工業(株))	社 地 町	47	82	福 川 小 学 校 福 川 中 学 校	県道下松新南陽線 福川停車場線
		新 地 町	145	294		
		西 桝 町	347	734		
宇 部 市	テクノUMG(株)宇部事業所	昭和町二～四丁目	624	1141	岬ふれあいセン ター・岬小学校	国道190号 芝中通り・五反 田通り 岬通り 空港通り 松山通り
		幸 町	166	285		
		明神町二～三丁目	337	612		
		東 見 初 町	19	29		
	セントラル硝子(株)宇部工場 (セントラル化成(株)宇部工場)	港 町 一 丁 目	48	87	見初ふれあいセンター 見 初 小 学 校 神原ふれあいセンター	国道190号 参宮通り 芝中通り 松山通り 東海岸通り 錦橋通り 新錦橋通り
		港 町 二 丁 目	68	119		
		東 見 初 町	19	29		
		幸 町	166	285		
		明 治 町 一 丁 目	215	364		
		明 治 町 二 丁 目	227	390		
		東本町一～二丁目	368	595		
		新天町一～二丁目	198	302		
		錦 町	333	599		
		昭和町一～四丁目	756	1357		
	UBE(株)宇部ケミカル工場 東 西 地 区 (東 地 区) U B E 三 菱 セ メ ン ト (株) 宇 部 セ メ ン ト 工 場	西本町一～二丁目	306	495	新川ふれあいセンター 新 川 小 学 校 鵜の島ふれあいセンター 鵜 ノ 島 小 学 校	国道190号 上町通り 松島通り 栄町通り 寿橋通り 小串通り
		中央町一～三丁目	360	550		
		新 町	135	208		
		上町一～二丁目	344	541		
		相 生 町	100	155		
		寿 町 一 丁 目	192	350		
		東 本 町 一 丁 目	140	223		
		港 町 一 丁 目	48	87		
		常 盤 町 一 丁 目	83	170		
		新 天 町 一 丁 目	100	163		

市	災害発生特定事業所名	町 名	世帯数	人 口	避難予定場所	主な避難経路
宇 部 市	UBE(株)宇部ケミカル工場 東 西 地 区 (西 地 区) 宇部マテリアルズ(株)宇部工場第一工場 チタン工業(株)宇部工場 日興石油(株)沖の山油槽所	助 田 町	93	179	鵜の島ふれあいセンター 鵜ノ島小学校	国道190号 港町通り 上原通り 寿橋通り 鵜の島 南浜町通り
		西 中 町	150	283		
		西本町一～二丁目	306	495		
		上町一～二丁目	344	541		
		南浜町一～二丁目	242	447		
	E J ホールディングス(株)宇部事業所	居能町一～三丁目	554	960	藤山ふれあいセンター 藤 山 小 学 校	国道190号 居能西の宮通り 助田平原通り
	UBE(株)宇部ケミカル工場藤曲地区	助 田 町	93	179		
	UBE過酸化水素(株)宇部工場 太 陽 石 油 (株)山 口 事 業 所	新 開 作 東	116	219	原ふれあいセンター 原 小 学 校	新開作通り 新開作妻崎通り 旧西宇部妻崎通り
山陽 小野田市	西部石油(株)山陽小野田事業所 太 陽 石 油 (株)山 口 事 業 所	本 山 町	199	510	竜 王 中 学 校 赤 崎 小 学 校 本 山 小 学 校	県道妻崎開作 小野田線 市道長沢大須恵 線他
		夏 目	50	93		
		大 須 恵	167	331		
		浜 河 内	206	415		
		南 松 浜	262	567		
		須 恵 東	312	579		
		須 恵 西	234	508		
		あ さ ひ が 丘	73	150		
		須 田 の 木	80	117		
		東 須 田 の 木	71	144		
		松 浜	140	298		
		松 浜 団 地	0	0		
		本 山 団 地	78	116		
下 関 市	大東タンクターミナル(株)六連油槽所	大 字 六 連 島	38	76	六 連 島 漁 港	

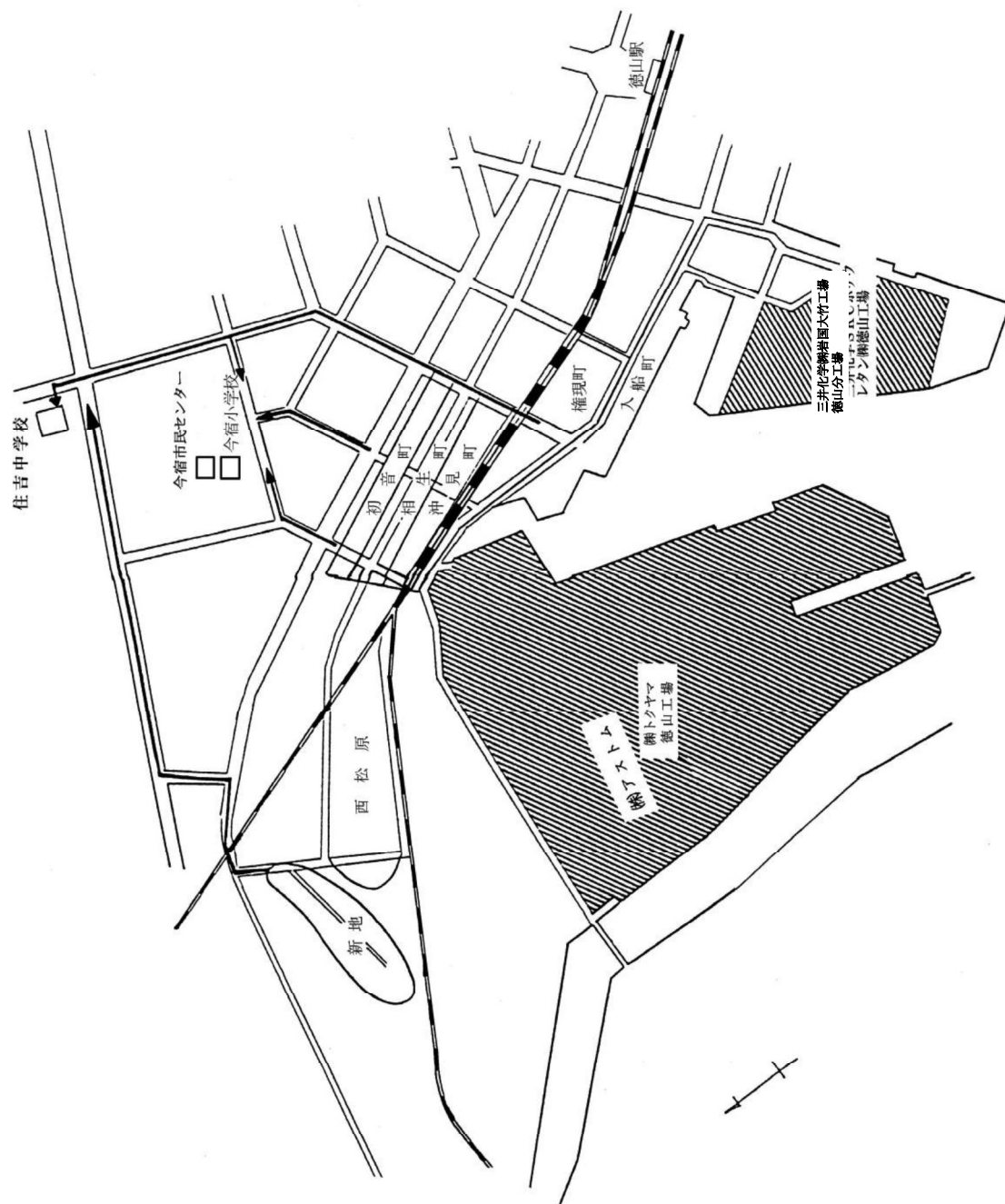
2 避難計画図

周南市 東地区（その1）

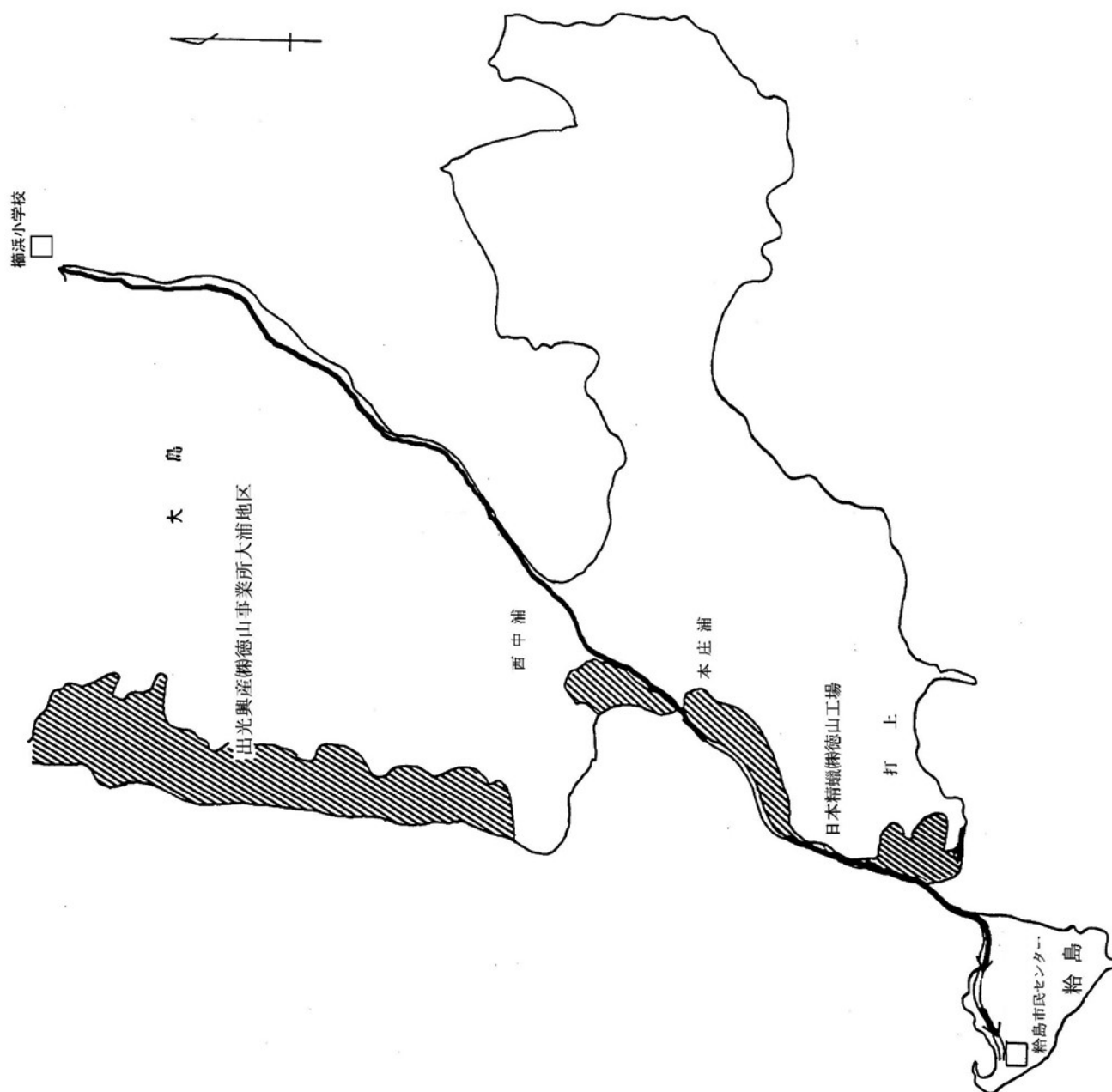




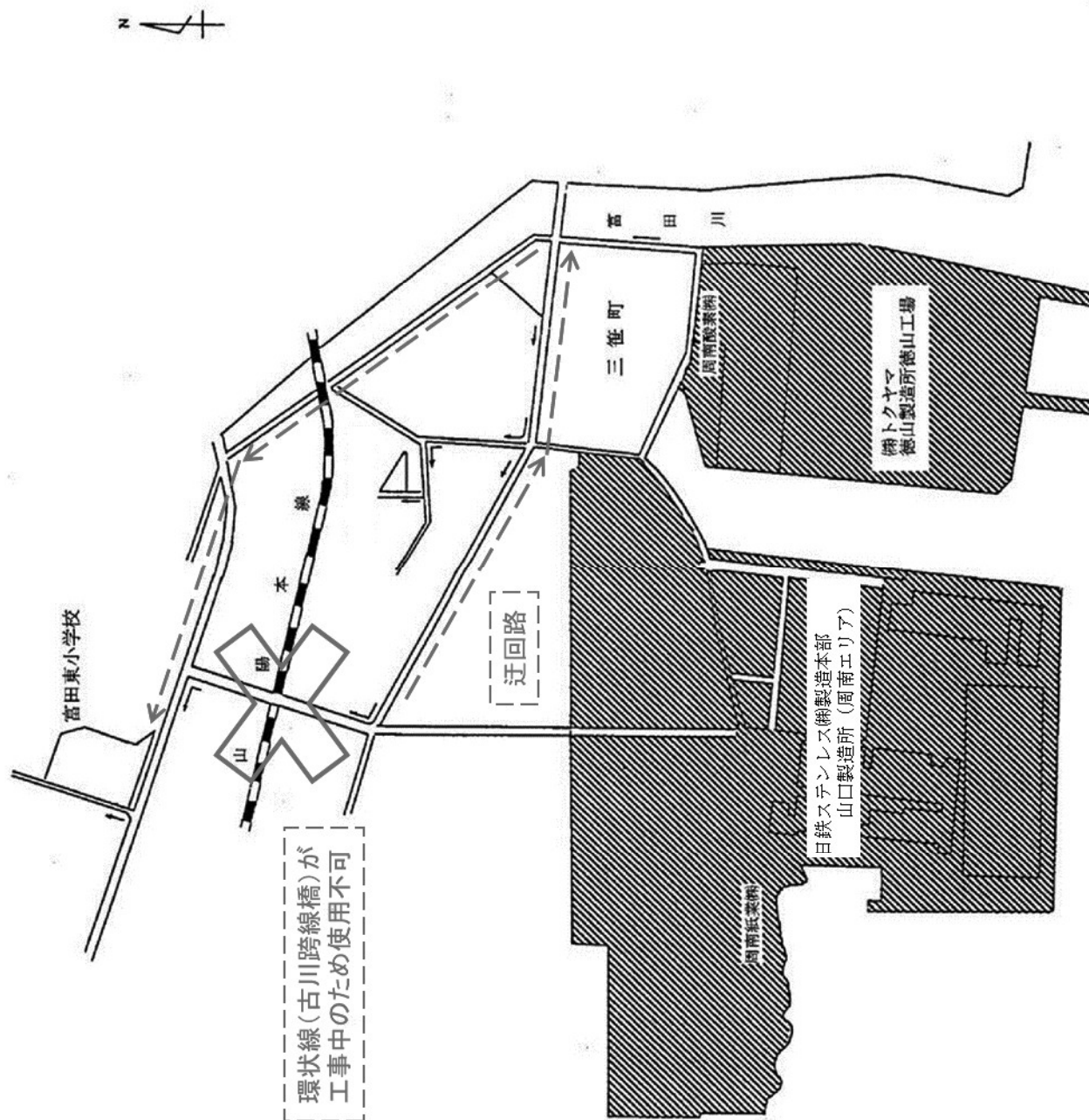
(その3)



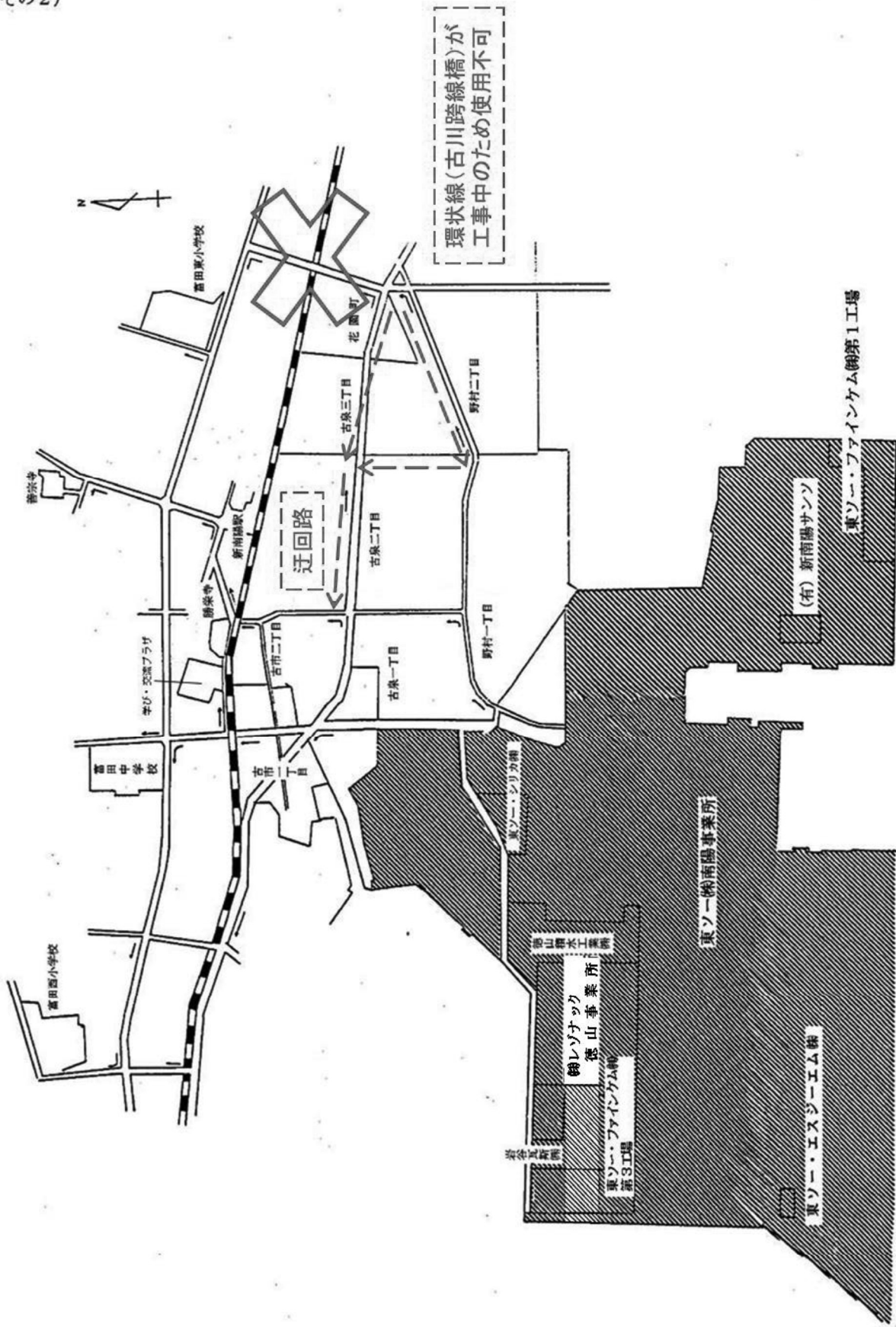
(その4)



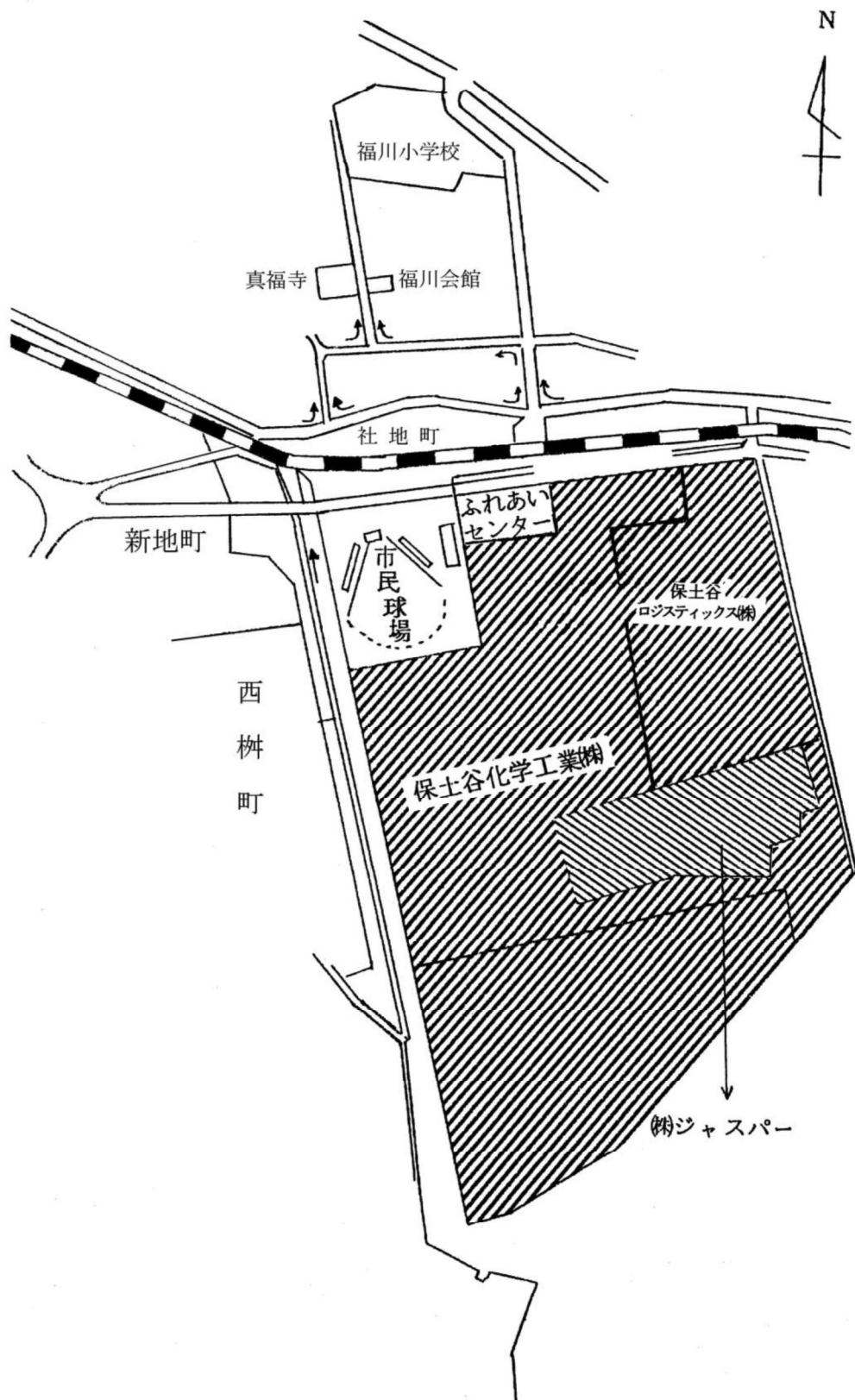
○ 周南市 西地区
(その1)



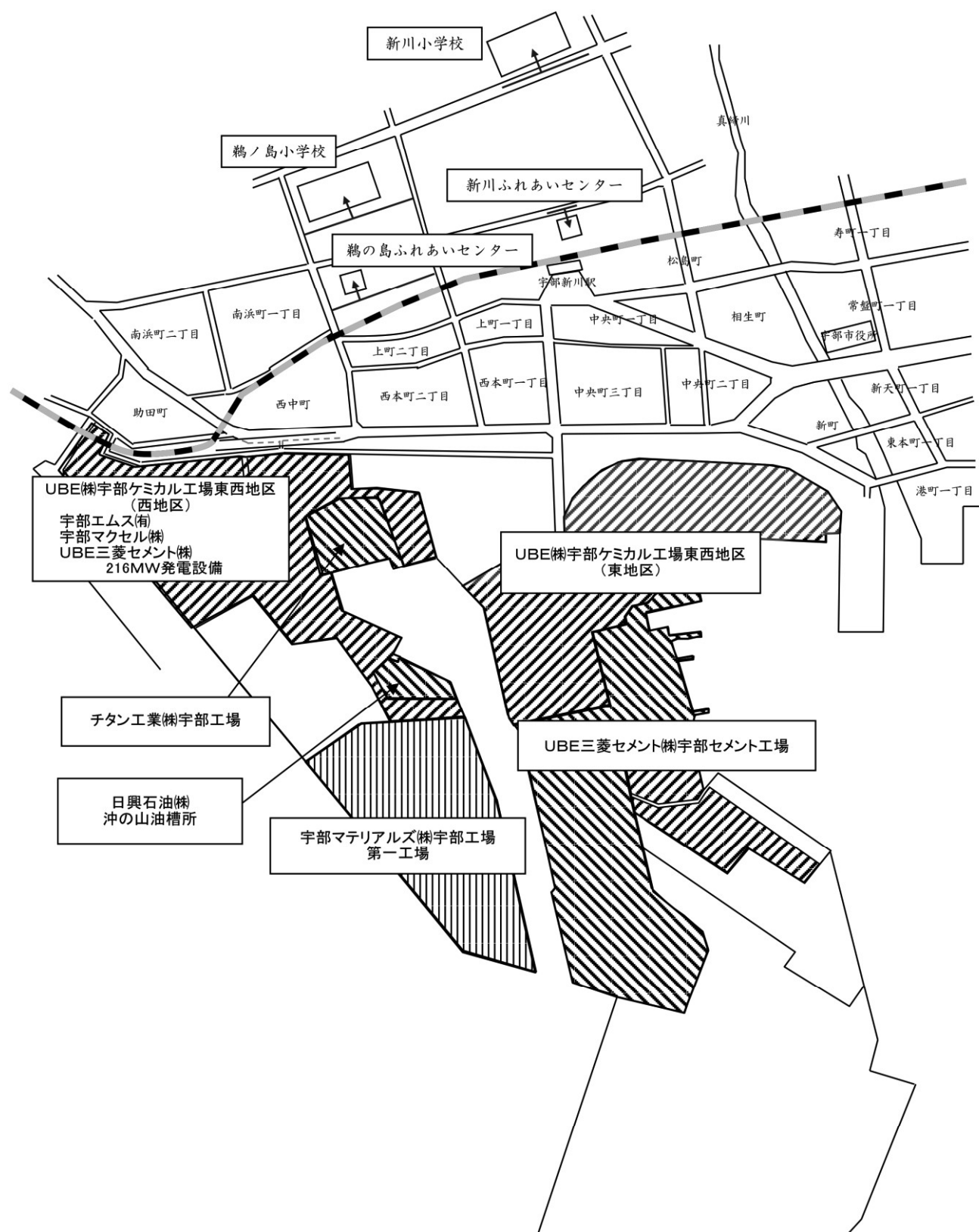
(その2)



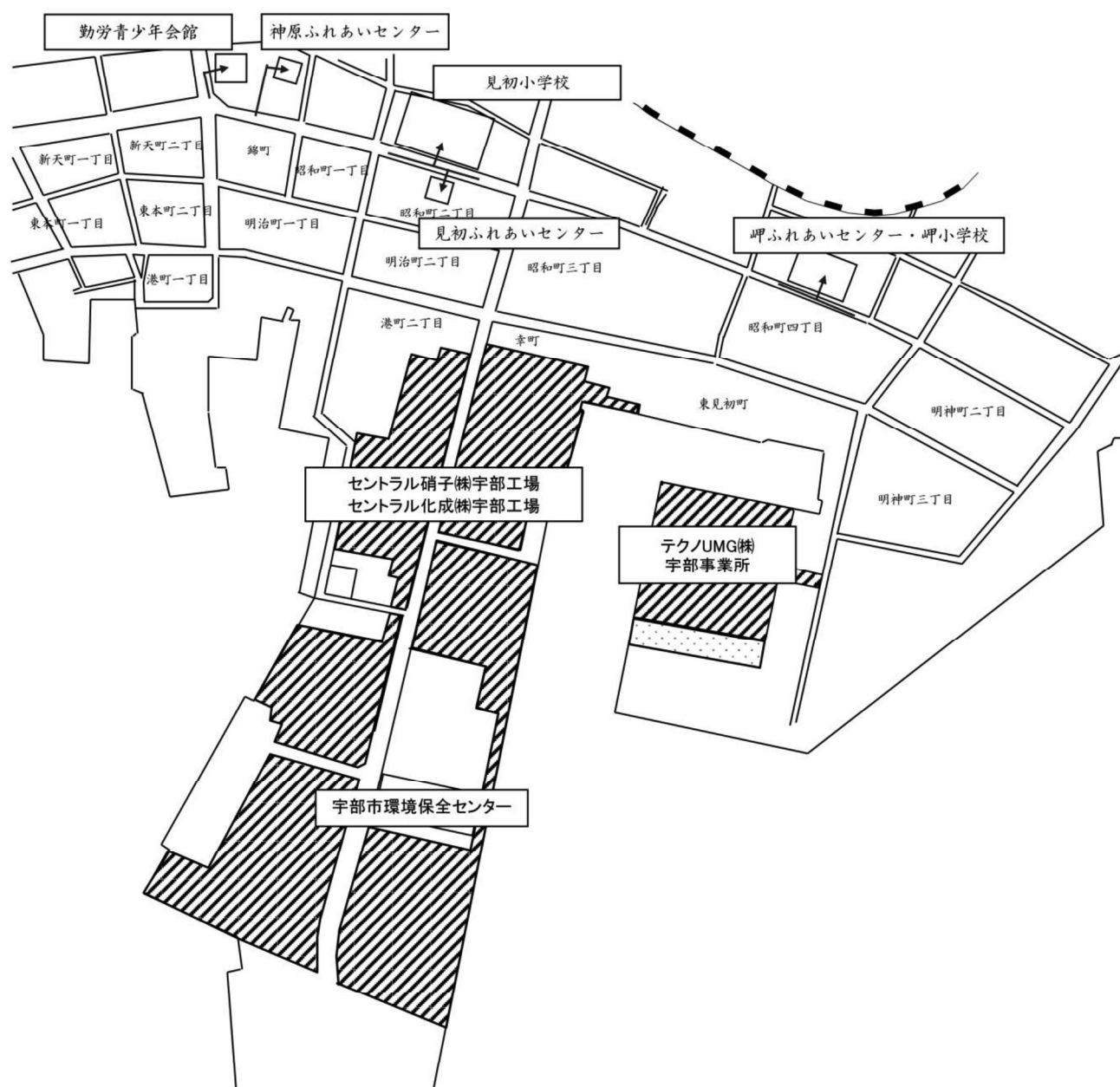
(その3)



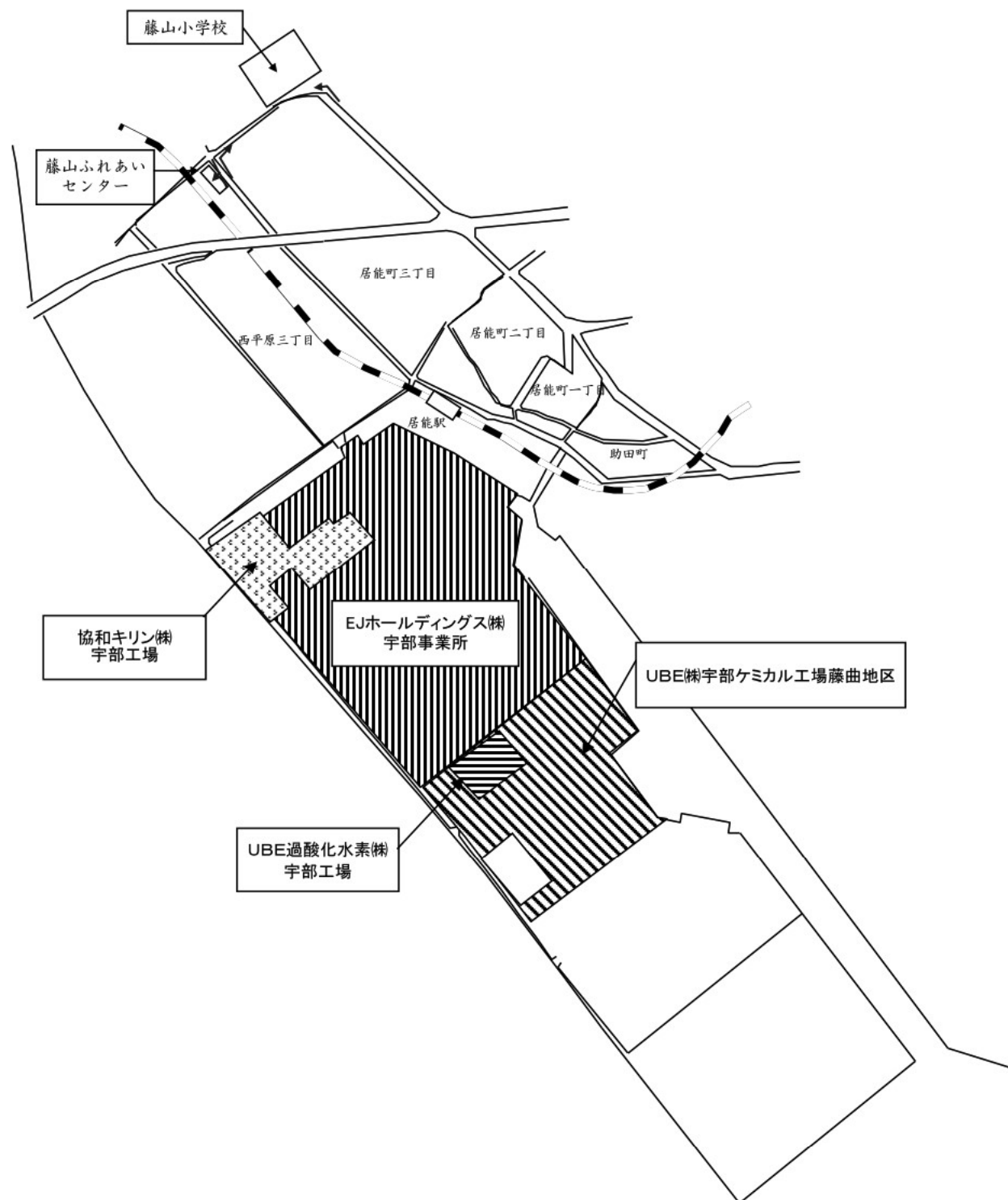
宇部（その1）



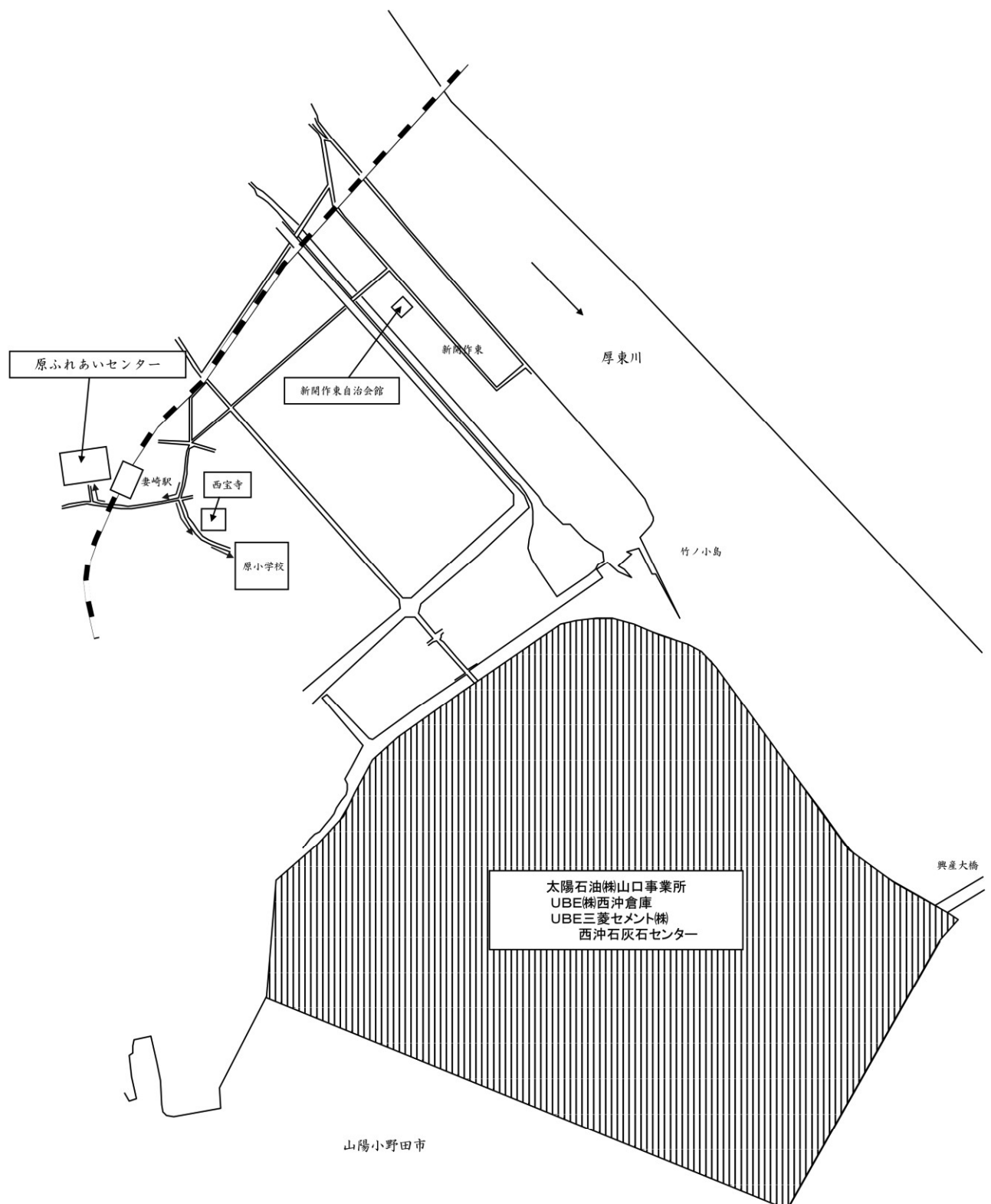
宇部 (その2)

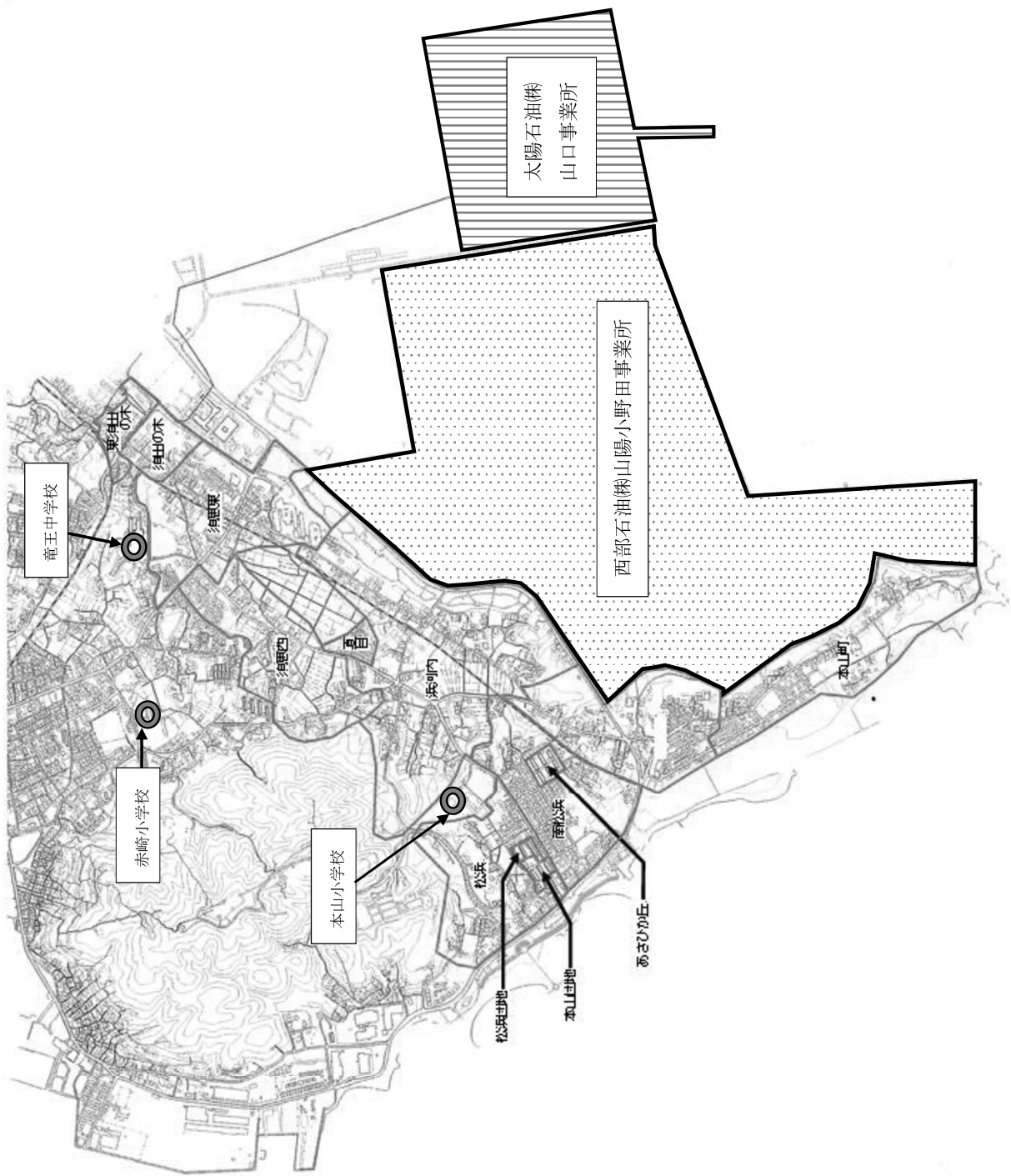


宇部（その3）

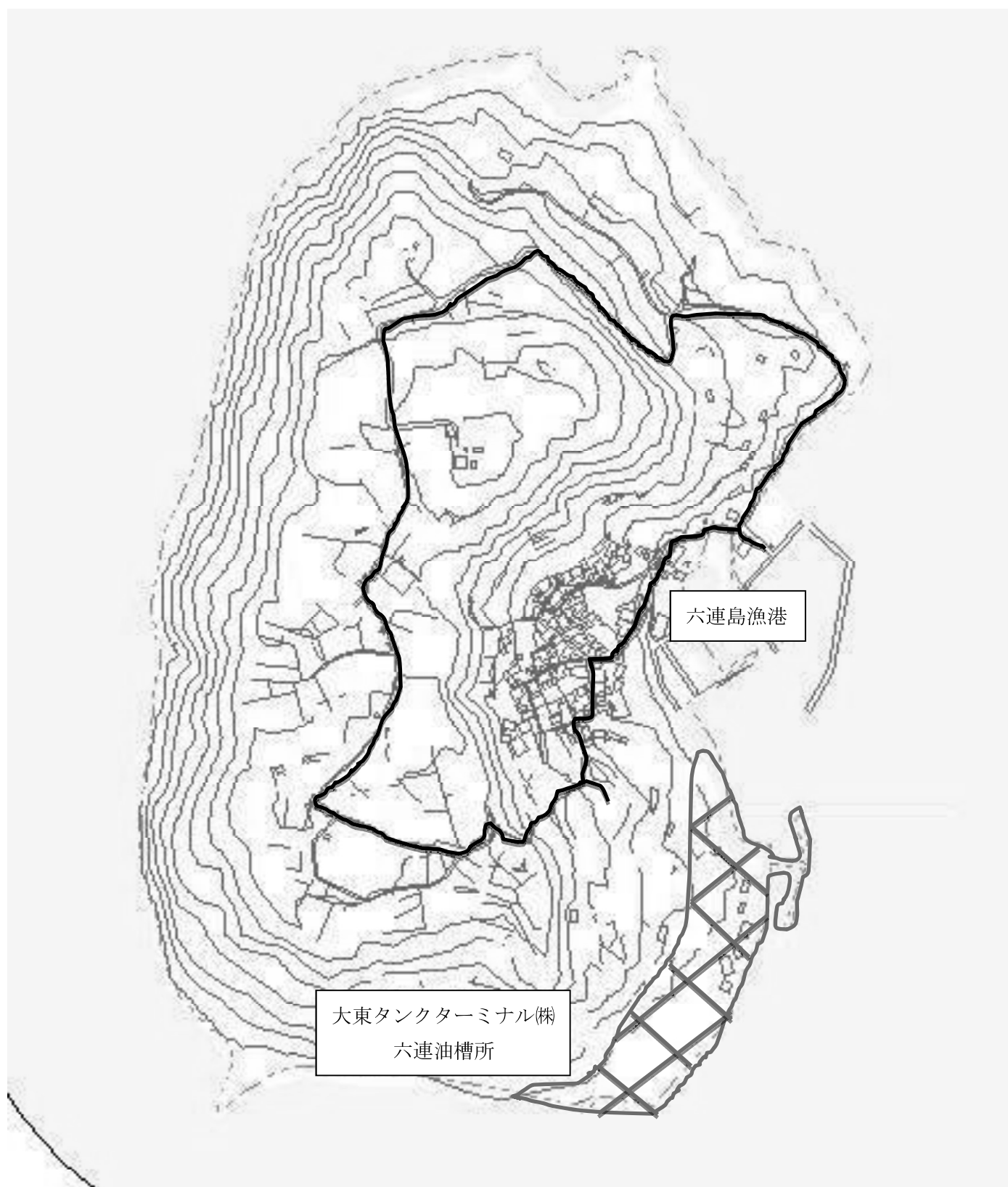


宇部（その4）





○下関市
(六連島)



第5項 避難誘導

1 誘導体制

(1) 誘導者

市職員、消防関係職員、警察官、その他関係機関の職員が避難誘導にあたるが、この他に自治会長等地域活動において責任ある人を予め選出し避難誘導の協力に当らせるものとする。

(2) 誘導者の留意事項

ア 避難時の事故を防ぐため避難者の適切な誘導、監視を行うこと。

イ 避難経路の要所危険箇所に誘導者を配置すること。

ウ 危険箇所には縄を張る等の標示を行うこと。

エ なるべく地区、自治会等の単位で誘導させること。

オ 船舶の誘導にあたっては必要に応じ巡視船等で行うものとする。

カ その他必要な措置

2 避難順位の一般的基準

(1) 病弱者、老令者、歩行困難な者、傷病者

(2) 幼児、学童

(3) 婦女子

(4) その他の者

(5) 防災従事者

3 避難者の留意事項

(1) 携帯品は貴重品等必要最少限の物とする。

(2) 避難の指示等には直ちに従う。

(3) 避難先では責任者の指示に従う。

(4) 避難するときは、ガスの元栓、電気のスイッチを切り火の元には特に注意する。

(5) 家の戸締りをして避難する。

(6) 有毒ガス漏洩の場合、風上に向かって移動し鼻や口をマスク、タオル等で覆い避難する。

(7) その他必要な事項

第6項 避難者に対する措置

1 避難所及び避難のあとの警備

警察及び消防団、青年団等は避難住民が安心して避難できるよう、避難所避難後の留守宅の治安維持等必要な対策を講ずるものとする。

2 避難者に対する措置

市長は避難者に対しおおむね次の措置を行う。

(1) 炊出し、その他食料品の供給

(2) 衣服、寝具等の貸与

(3) 避難者の親族に対する連絡

(4) 病弱者に対する救護措置

(5) 避難者名簿の作成

(6) その他必要な措置

第7項 避難指示後の報告

1 市長は避難の指示等をしたとき、警察官、海上保安官から避難の指示をした旨通知を受けたとき及び自衛官が避難について必要な措置をしたときは速やかにその旨を県知事に報告する。

- 2 特定事業者は従業員等の避難を実施したときは市長に通知し、通知を受けた市長は県知事にその旨を報告する。

第8項 津波襲来時の迅速な退避

避難に関する事項については、本節に定めるところにより実施するが、特に津波襲来時には次の事項に配慮する。

- 1 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、安全な場所に避難することを原則とする。
- 2 特定事業者は、津波警報が発令されるなど避難が必要なときは、従業員（必要最低限の保安要員を除く。）や顧客等に対し、指定避難場所の位置及び避難経路を知らせ、避難誘導を行い、速やかに避難させる。

なお、避難誘導に当たっては、避難行動要支援者、外国人、出張者等の避難支援に配慮し、また、避難誘導に従事する者の安全も確保する。

第11節 防災資機材調達・輸送計画

災害が発生し、災害応急対策に要する防災資機材等の不足を来し、又はその恐れがある場合関係機関は迅速にこれら資機材等の調達及び輸送を行い、災害応急対策の万全を図るものとする。

第1項 実施機関

- 1 災害における資機材等の調達輸送は、それぞれ災害応急対策を実施する機関が自ら又は協定等に基づき行うものとする。
- 2 災害応急対策実施機関において資機材等の調達及び輸送ができないときは関係機関の応援を求めて実施するものとする。

第2項 調達手続

資機材等を調達する場合は、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 災害の状況及び調達理由
- 2 必要とする資機材等の数量
- 3 輸送方法及び区間
- 4 その他必要な事項

第3項 輸送力の確保

- 1 輸送方法

次の方法のうち、資機材等の種類及び災害状況等を総合的に判断して最も適切な方法によるものとする。なお輸送の迅速化を図るため、警察は必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行うものとする。

- (1) トラック等による輸送
- (2) 船艇による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送

- 2 輸送力の確保基準

- (1) 車両の確保

実施機関が所有するトラック等の車両による輸送の確保ができないときは、次の車両について、借上げ等の措置を講ずるものとする。

- ア 公共的団体の車両
- イ 営業者所有の車両

ウ 中国運輸局山口陸運支局に対する陸上輸送措置のあつせん又は調整の要請

エ その他の自家用車両

(2) 船艇の確保

実施機関は、海上輸送を必要と認めるときは、適宜次の措置を講ずるものとする。

ア 海上保安部、署所属船艇の出動要請

イ 運輸局に対する海上輸送措置のあつせん又は調整の要請

ウ 公共的団体等所有船舶による輸送の協力要請

(3) 自衛隊災害派遣による輸送力の確保

自衛隊災害派遣要請権者は、必要と認めるとき、自衛隊に対し次の措置を講ずるものとする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(4) 日本通運株式会社の輸送力の確保

ア 防災に関する組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部を設けるものとする。

イ 防災本部間の関連

下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的統制調整を行う。

ウ 災害時における県、市への協力体制

(7) 県からの輸送協力要請の受理

下関特定支店総括本部が受理する。

(4) 市からの輸送協力要請の受理

別表「日本通運株式会社連絡系統」の連絡先又は各支店防災本部が受理する。

エ 各支店防災本部の連携措置

(7) 輸送の要請→関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講ずる。

(4) 関係支店防災本部→下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。

(7) 下関特定支店総括本部→各支店防災本部

下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

オ 輸送力及び物資輸送の確保

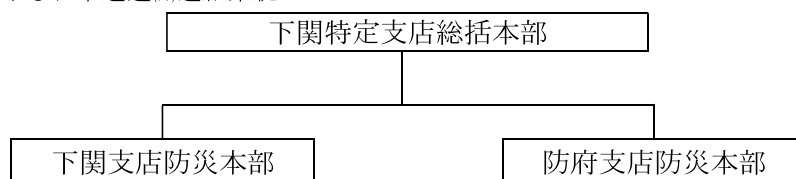
災害の規模により、山口県内の日通保有車両による輸送力の確保とともに他府県所在の日通車両の応援を求める等の措置を講ずる。

カ 関係機関に対する協力

県及び市以外の他の関係機関から輸送の協力要請があったときは、この計画の体制により処理する。

(別表)

災害時における日本通運(株)連絡系統



第4項 輸送の費用

- 1 輸送業者による輸送又は車両、船舶の借上げのための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。

- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上げに伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が車両の所有者と協議して定めるものとする。

第5項 防災資機材調達先及び調達数量

各地区の関係機関、海上保安部及び県の応援可能防災資機材、調達数量は次表のとおりであるが、県下の他の市町、漁協協同組合、特定事業所以外の会社工場及び薬剤等の販売メーカーあるいは他県の応援を求めて調達する方法を考慮するものとする。（第2章第5節第2項参照）

特別防災区域名等		消防車両等	放水銃等	耐熱服	空気呼吸器	空気泡		化学泡	
						タン白系	耐アルコール	粉末	薬液
						L	L	kg	L
周南地区		17	23	5	15	10,740	7,780		
宇部・小野田地区		14	30	7	25	9,800	4,000		
六連島地区		5	2		6				
岩国・大竹地区 (岩国市、和木町)		5	33	8	23	40,980	13,000		
海上保安部（署）	広島			6	6				
	岩国			12	14	13,590			
	徳山		7	18	16	660	9,500		
	門司					5,100			
	下関					200			
	宇部					400			
山口県									
計		41	95	56	105	8,1470	34,280		

特別防災区域名等		高発泡	界面活性剤	粉末剤	オイルフェンス	オイルフェンス 展張船	油回収船	油処理剤	吸着材
		L	L	kg	m	隻	隻	L	kg
周南地区			38,240	400	1,680			4,532	1,262
宇部・小野田地区		2,000	13,520		1,480	3	1	4,358	359
六連島地区			2,000		280			1,000	50
岩国・大竹地区 (岩国市、和木町)					1,100			5,152	3,691
海上保安部（署）	広島				200			3,456	490
	岩国		1,386	2,000				2,214	413
	徳山		2,680	2,000	400			3,060	491
	門司			2,000				2,880	77
	下関							288	50
	宇部				1,000			540	163
山口県					4,950			4,489	6,019
計		2,000	57,826	6,400	11,090	3	1	31,969	13,065

第6項 輸送力所在状況

陸上輸送力としては、県及び特別防災区域が所在する市町所有のトラックは、149台、日本通運㈱（県下全営業所）所有のトラックが123台あり、特定事業所が所有する車両等がある。

海上輸送力としては関係港に所属する貨物汽船等576隻があり特定事業所が所有する船舶、海上保安部の船舶等がある。又自衛隊に災害派遣を要請した場合、自衛隊所有の車両、船舶、航空機が考えられる。

資料編参照

- 県、市町の輸送力の状況
- 船舶運輸事業者及び輸送力の状況
- 海上保安庁所属船舶
- 日本通運㈱所有貨物自動車の配置状況

第12節 救急医療計画

第1項 救急体制

災害発生特定事業所、消防機関、警察機関及び海上保安機関等は災害のため救助を必要とする者及び負傷者が発生した場合、速やかに負傷者等の確認、検索を行い、あらゆる手段を講じて負傷者等の救出救助を実施するとともに救急車、巡視船艇等で最寄りの適切な医療機関（現地救護所が設置された場合は現地救護所）搬送するものとする。

第2項 救護医療体制

- 1 原則として消防機関において、負傷者等を医療機関に搬送して、または、ドクターヘリを要請し、負傷者等に対する医療措置を行うものとするが、負傷者が多数に及び、必要が生じた場合は、現地に救護所を設置し、円滑な救護、医療体制の確立を図る。

2 現地救護所

(1) 実地責任者

ア 市長は、負傷者等が多数発生し、総合的な救護・医療を実施する必要がある場合、現地救護所を設置し、地区医師会の協力を得て、負傷者等の救護・医療措置を講じる。

イ 県知事は、必要があると認めるときは、山口県DMA T運営要綱に基づき、災害派遣医療チーム（DMA T）の出動要請を行う。

ウ 日本赤十字社山口県支部長は、必要があると認めるときは、自己の目的に従い負傷者等の救護を行う。（災害救助法が適用されたときは、知事の委託を受けて実施するものとする。）

(2) 出動要請

災害等の発生により市長が地区医師会長に対して医師等の出動を要請するときは、次の各号に掲げる内容を示した文書により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合においては、電話、口頭等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

ア 災害発生の日時および場所

イ 災害の発生原因および状況

ウ 出動を要する人員及び資機材

エ 出動の時期及び場所

オ その他必要な事項

(3) 設置場所

おおむね次の条件を充たす場所とし、災害時に備え平素から設置場所を選定しておくものとする。

ア 災害現場に近い位置で危険のない平坦な場所

イ 道路の近くで交通の便の良い所

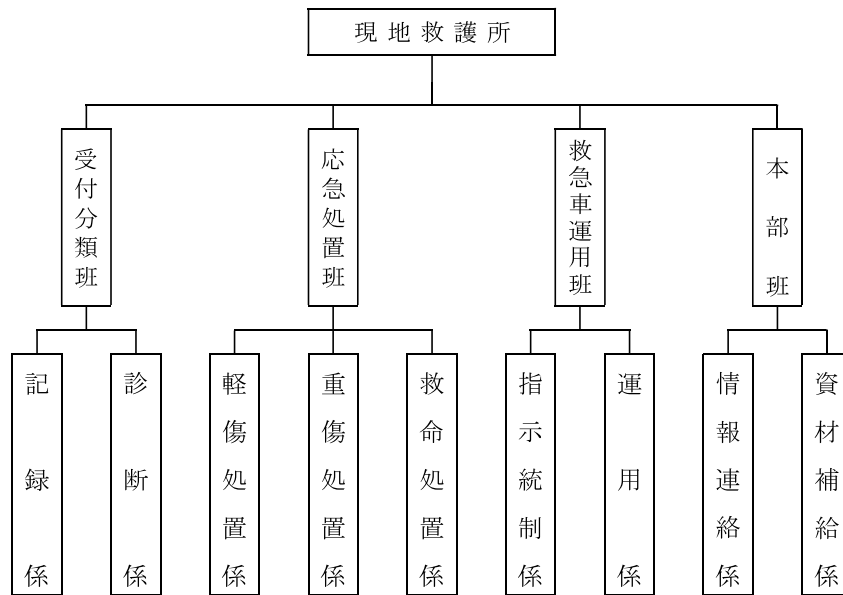
(4) 設置数の基準

現地救護所1か所につき負傷者等の数を100～150名程度までとする。

(5) 実施体制

現地救護所の実施体制は災害の規模に応じ適宜人員の増減をはかるが、おおむね次のとおりとし、関係機関相互に密接な連携を保ちつつ適切な運用をはかるものとする。

ア 組 織



イ 任 務

(7) 受付分類班

最優先で編成されいち早く、活動態勢に入り救出されてくる負傷者等の分類、傷票の作成記録を任務とし、負傷者等の分類は次のとおりとする。

- a 軽傷で簡単な処置で入院を必要としない程度の者
- b 治療が時間的に遅れても傷者の回復にあまり影響のない者
- c 早急に治療が行われれば、十分回復の見込みのある者
- d 緊急に救命処置を必要とする者、あるいは傷害が激しくて治療が複雑困難で搬送に耐えられない者
- e すでに死亡している者

なお、分類と同時に負傷者等の住所、氏名、性別、所属、傷害の部位、症状程度、分類受付日時、受付番号を記入した傷票（トリアージタグ）をつくり、負傷者等の体につけるものとする。必要人員は医師2名（1名は必ず外科）、看護師を含む救急隊員4～6名で救急隊員は傷票の作成と共に分類された区分に従って次の応急処置班に引き継ぐ。

(f) 応急処置班

- a 軽傷処置係：軽傷者は必ず、他の分類の傷者と分離して処置を行う。
必要人員は医師1～2名、看護師を含む救急隊員4名程度。
- b 重傷処置係：重傷傷者に対する応急措置を行うとともに搬送先病院の指示も行い、次の救急車運用班にまわす。必要人員は医師1～2名。看護師を含む救急隊員3～4名。
- c 救命処置係：重篤傷者の救命処置、蘇生、ショック対策を主体として行う。編成は、外科医、麻酔医を中心とし、必要器材とともに、出動するようにし、特に重篤傷者を搬送する場合には、その間の傷者管理にあたる。

(g) 救急車運用班

救急車および代用救急車、マイクロバス等を効果的に運用し、搬送先病院を指定するとともに、搬送状況を本部班に連絡する。

(h) 本 部 班

現地救護所を統括し、情報の収集、通信連絡、傷病者と搬送先病院の応報にあたる。

ウ 必要資器材

現地救護所の開設に要する資器材をおおむね次のとおりとする。

(7) 救護所設営資材

- a テント
- b 折たたみ式寝台
- c 毛布
- d 担架
- e 机
- f 椅子
- g 照明器具（発電機、投光機）
- h 救護所標示板
- i 傷票
- j その他必要な資材

(4) 衛生材料（応急措置用）

(5) 医療資器材（救命又は重傷用）

(6) その他必要な資器材

エ 留意事項

(7) 現場への医師等の輸送

医師、看護師等が現場救護所に出動する場合並びに衛生材料、医療資器材が必要となる場合は必要に応じて警察の緊急自動車による先導を行い、迅速な出動、輸送をはかるものとする。

(4) 収容負傷者等の広報

災害により生じた多数の負傷者等の安否消息を確認に来る親族のために、早急に負傷者名、輸送先病院名等の一覧表を作成及び公表し、無用の混乱を防止するものとする。

(5) 現地救護所の保安

野次馬等により、現地救護所の活動が阻害される恐れがあるので、関係機関の協力を求め、現地救護所の保安体制の確立をはかるものとする。

3 関係機関の医療体制

(1) 日本赤十字社山口県支部

ア 組織

日本赤十字社山口県支部の常備救護班はおおむね次の基準により編成する。

班長：医師 1名 班員：看護師 2名

班員：看護師長 1名 ”：主事 2名 計 6名

なお、初動班には薬剤師を編入、必要に応じて助産師、こころのケア専門員を編入する。

イ 救護班要員

	災害対策本部要員	救護班要員	血液供給要員	災害対策本部支援要員	計
山口県支部	10				10
山口赤十字病院	6	74		6	86
小野田赤十字病院	3	24			27
山口県赤十字血液センター	6	17	9	4	36
計	25	115	9	10	159

この中から常備救護班として8個班（山口6個班、小野田2個班）を編成している。

ウ 装 備

(救護所開設用)

大型救護 テント	テント	折畳 寝台	毛布	担架	発電機	医療 セット	携帯型 医療セット	救急車	A E D
6	8	3 3	1 0 0	2 0	6	2	1	3	6

(2) 地区医師会

市長は地区医師会と協議をし、災害時における地区医師会の組織、出動人員、資器材及び病院受入体制等について確立しておくものとする。

(3) 災害派遣医療チーム (DMAT)

ア 組 織

山口県DMATは指定病院の職員をもって編成することを基本とし、おおむね次の基準により編成する。

医師；1名 看護師；2名 業務調整員；1名

イ DMAT指定病院 (18病院)

医療圏	病院名	チーム数	医療圏	病院名	チーム数
岩国	岩国医療センター	1	宇部・ 小野田	山口大学医学部附属病院	3
	岩国市医療センター医師会病院	1		宇部興産中央病院	1
柳井	周東総合病院	1		山口労災病院	3
周南	徳山中央病院	4		山陽小野田市民病院	2
	光市立光総合病院	1	下関	関門医療センター	1
山口・ 防府	県立総合医療センター	2		済生会下関総合病院	1
	三田尻病院	1		下関市立市民病院	2
	山口赤十字病院	2	長門	長門総合病院	1
	済生会山口総合病院	1	萩	都志見病院	1

計 18病院 30チーム

第13節 電力応急計画

中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱は、災害時において電力施設に被害を受けた場合には、電力施設の保護及び被災地に対する需要電力の供給を確保するため、「防災業務計画」に基づき、次の事項に留意し、応急復旧を実施する。

- 1 災害時における電力施設の保護及び被害電力施設の早期復旧
- 2 感電事故防止の処置及び広報
- 3 災害応急措置の実施のために支障となる電気工作物の措置
- 4 その他必要な事項